八幡平市都市計画
マスタープラン

平成２３年９月

八　幡　平　市

目　　次

序章　計画の目的と方法・・・・・・・・・・・１
　１．策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２．見直しの背景と必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３．見直しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１章　現況調査・・・・・・・・・・・・・・・・６
　１．位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２．人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　３．産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　４．土地利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　５．用途地域及び都市計画道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　６．交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　７．公共・公益施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　８．文化財・史跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　９．上位・関連計画の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

２章　現況及び住民意向からの課題等・・・２２
　１．現況における課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　２．市民意識調査における傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　３．住民意向調査における傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　４．ワークショップにおける傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　５．風土イメージ調査における傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３章　将来目標の設定・・・・・・・・・・・２８
　１．まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　２．将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　３．将来フレームの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

４章　全体構想・・・・・・・・・・・・・・・３７
１．将来都市構成の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
２．土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
３．交通施設の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
４．公園・緑地の整備・活用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
５．都市景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
６．都市防災の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
７．河川・下水道の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

５章　地域別構想・・・・・・・・・・・・・・５８
１．地域区分の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
２．大更・田頭南部地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
３．平舘・野駄・田頭北部地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

６章　実現化方策・・・・・・・・・・・・・・８６
１．基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
２．まちづくりの具体化と計画的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
３．市民との協働・市民参加によるまちづくり（ソフト施策等）　・・・８８

序章　計画の目的と方法

１．策定の経緯

都市計画法第 18 条の２に基づく法定計画である「西根都市計画マスタープラン」は、旧西根町の具体性ある都市像を明示することを目的として平成 13 年 3 月に策定された。

策定に当たっては、住民の意向を把握するため、住民意向調査、ワークショップを行うとともに、フィールドワークとして風土イメージ調査を岩手大学に依頼して行い、これらの結果を計画内容に反映させたマスタープランとした。

西根都市計画マスタープランは、基準年次を平成７年とし、目標年次は平成 12 年から 20 年後の平成 32 年、中間年次を平成 22 年として、将来の都市像を示した計画となっている。

しかしながら、計画の背景となる社会情勢や地域経済の動向の変化等に対応するため、必要に応じ適切な時期に見直しを行うこととしている。

都市計画マスタープラン策定の流れ（西根都市計画マスタープラン）

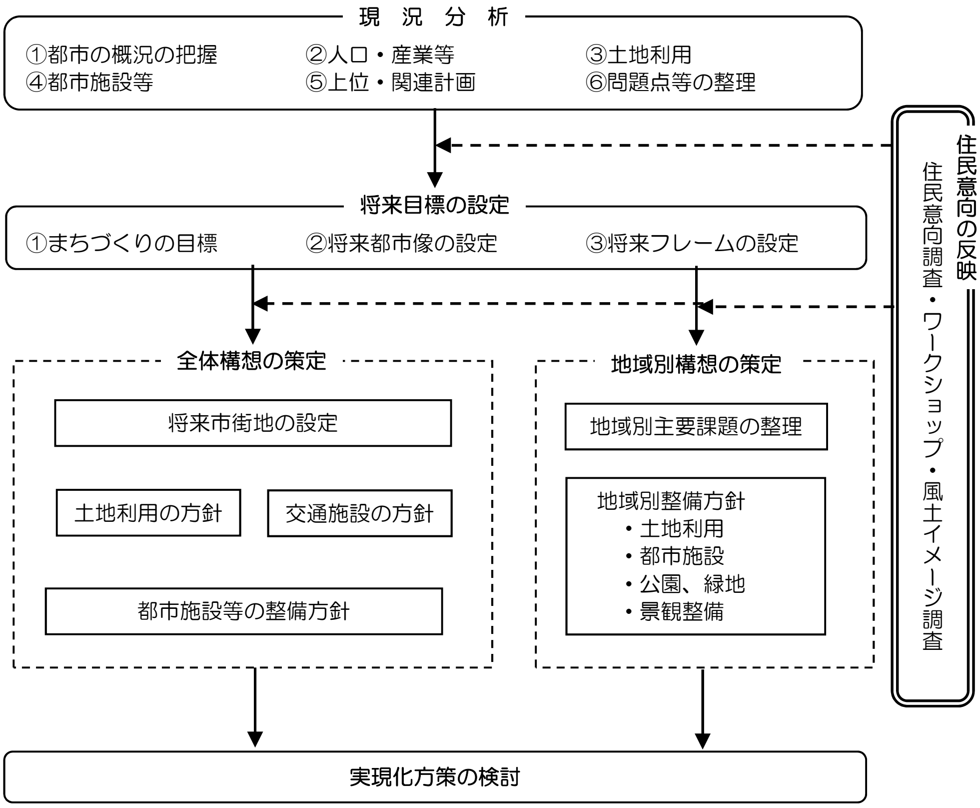

２．見直しの背景と必要性

１）町村合併による八幡平市の誕生

八幡平市は、平成 17 年 9 月 1 日に旧西根町、旧松尾村、旧安代町の 2 町 1 村が合併して誕生した。

平成 19 年 3 月には、合併後の新たなまちづくりの理念や将来像と、それらを実現するための施策の大綱及び具体的な施策展開の方向等を示した八幡平市総合計画を策定し、新市のまちづくりを進めている。

２）社会経済情勢の変化と法令改正

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、産業構造の高度化、切迫する財政状況などの社会経済情勢の変革期にあって、市街地拡大を想定した都市づくりから内部安定の都市づくりへの転換が求められており、大規模集客施設の立地規制と地域の判断を反映した適切な立地確保等による集約型都市の実現などを目的として、平成18年に都市計画法及び関係法令等が改正されている。

３）見直しの必要性

西根都市計画マスタープランは策定後10年を経過し、その間、町村合併という基本的な枠組みの変化に加えて、上位計画である八幡平市総合計画の策定、岩手県による西根都市計画区域マスタープランの決定や法令改正をはじめ、社会情勢が著しく変化している。

これらの背景を踏まえ、時代の要請や様々な課題・変化に対応した八幡平市の都市づくりを進めていくための指針である都市計画マスタープランの見直しを行う必要が生じている。

３．見直しの考え方

１）名称

合併により誕生した八幡平市における都市計画の基本方針となることから、名称を「八幡平市都市計画マスタープラン」とする。

２）計画の対象区域

八幡平市には現在、旧西根町の一部に西根都市計画区域が指定されています。

旧松尾村及び旧安代町は都市計画区域外であり、市総合計画に基づく地域の特性や魅力を活かし、都市計画以外の手法によるまちづくりを進めていくことを勘案し、都市計画マスタープランの対象区域は現在の西根都市計画区域に、確度の高い開発計画を有する区域及びその周辺の区域を加えた範囲とする。ただし、必要に応じて都市計画区域外も対象に含めるものとする。

なお、都市計画区域については、確度の高い開発計画周辺を加えた、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することが必要な区域の編入を検討する。

３）目標期間

計画の目標期間は、都市計画のもつ長期的な視野の必要性に鑑み、西根都市計画マスタープラン策定から概ね 20 年後（平成 32 年）と設定し、必要に応じ適時適切に見直しを行うこととする。

４）目標人口の取扱い

西根都市計画マスタープランにおいては、一定規模の人口増加を想定していたが、本市は既に人口減少時代を迎えたことから、目標人口の見直しを行う。

５）土地利用方針の取扱い

人口減少時代の到来や都市計画法及び関連法令の改正に伴い、拡大・成長型のまちづくりを脱却し、持続可能なまちづくりを進める方針への転換が必要とされている。

一方で、土地の利用状況が著しく変化することが確実であると見込まれる開発計画については、適正な土地利用の誘導を図っていく必要がある。

土地利用方針の見直しに当たっては、これらの点に留意しながら行うこととする。

６）本書の取扱い

基本的には、平成 13 年 3 月策定の西根都市計画マスタープランの内容を今後とも踏襲・継承するものとし、今回の見直しは、西根都市計画区域及びその周辺における土地利用の転換に係る『増補』と、町村合併をはじめとする社会経済情勢の変化等に伴う『改訂』を行うもので、西根都市計画マスタープランを増補及び改訂するものとしての位置付けを有することから、『増補改訂版』とする。

７）見直しの進め方

原案を作成したのち、庁内調整及びパブリックコメント等を実施し、広く市民の意見を反映させた最終（案）を取りまとめ、八幡平市都市計画審議会における審議を経て、西根都市計画マスタープランの増補改訂版として「八幡平市都市計画マスタープラン」を定める。

８）見直しにおける都市計画マスタープランの体系図

平成 13 年 3 月の都市計画マスタープラン策定以降、上位計画となる八幡平市総合計画及び都市計画区域マスタープランが策定されたことから、体系は次のとおりとなっている。

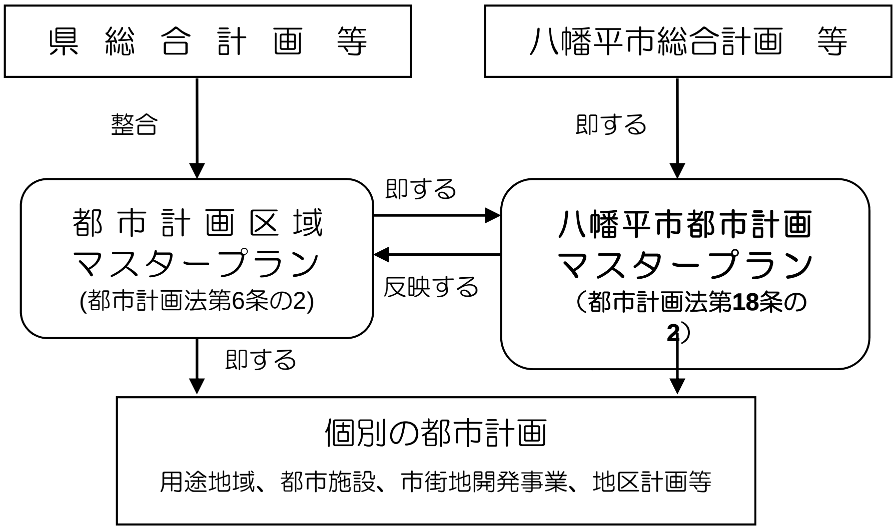

《参考》都市計画マスタープランの運用のあり方

地方分権推進法の制定（平成 11 年）及び都市計画法改正（平成 12 年）に伴い、地方公共団体による法制度の的確な運用を支援するために示された「都市計画運用指針」（平成 13 年 4 月 18 日付け国都計第 61 号）において、都市計画マスタープランの運用のあり方が次のように示されている。

表　「都市計画運用指針」に示された都市計画マスタープランの運用のあり方（要旨）

基本的考え方	○土地利用、各種施設の整備の目標等、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとすることが望ましい。 ○当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、「市町村の建設に関する基本構想」及び国土利用計画市町村計画に即したものとすることが望ましい。 ○具体の都市計画についての体系的な指針となるよう定めることが望ましい。 ○次に掲げる項目を含めることが考えられる。（例示） ・まちづくりの理念、都市計画の目標 ・全体構想 ・地域別構想
配慮すべき事項	○申し出による市町村マスタープランの内容の都市計画区域マスタープランへの反映 ○予測人口の整合・調整 ○農林水産担当部局との調整 ○関係道路管理者への協議等
住民の意向反映、周知等	○案作成段階での住民参加、公聴会・説明会の開催、広報誌・パンフレットの活用、アンケートの実施等 ○閲覧、広報、概要パンフレットの作成・配布等による公表 ○内容を視覚的に容易なもので周知することが望ましい。 （総括図、地域別整備構想図、必要に応じ特定分野の図面作成）

1章　現況調査

1．位　置

○岩手県の北西部、盛岡市から北西約27kmに位置し、南北約 45km、東西約 25km で、面積は約 862km²である。
○主要都市への時間距離は、高速道路利用で西根 I.C.から盛岡 I.C.までが約 20 分、東北自動車道の起点である浦和 I.C.までが約 5 時間 30 分である。鉄道利用では大更から盛岡までが約 40 分、盛岡から東京までは、新幹線で最短約 2 時間 30 分となっている。

2．人　口

○平成 17 年の国勢調査の人口は 31,079 人、世帯数は 9,895 世帯である。人口は昭和 55 年以降一貫して減少傾向にあり、世帯数は増加基調にあるものの近年は若干減少している。

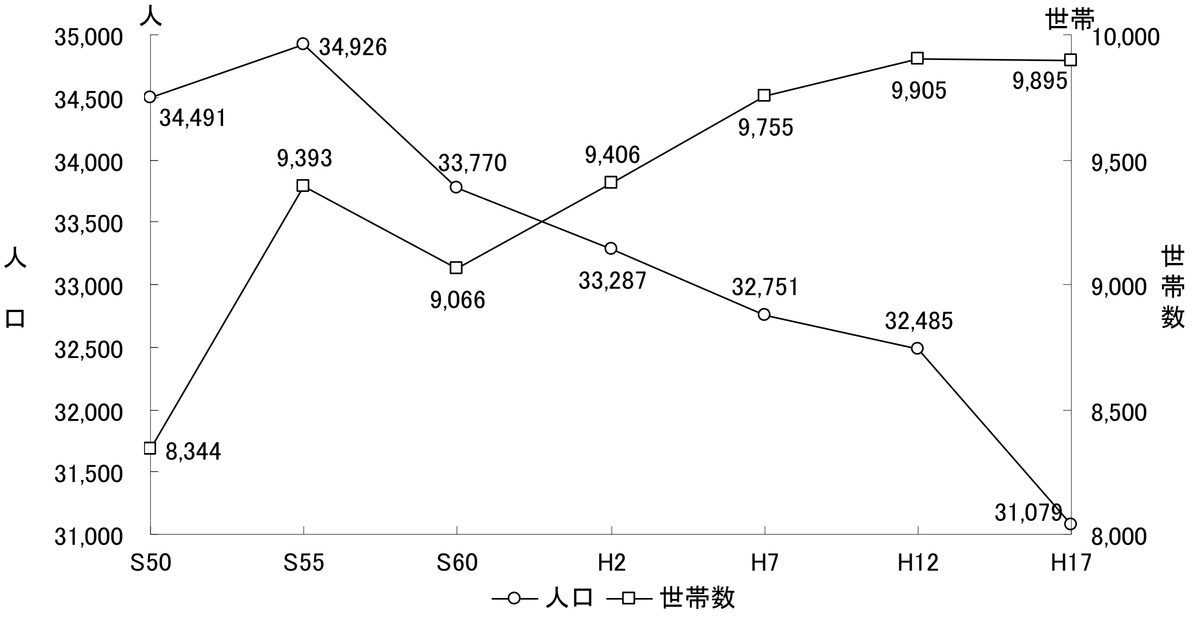

資料：国勢調査

○年齢３階層別の人口は、65 歳以上の高齢者人口の増加が目立ち、平成 17 年では 29.2%と、国の数値（20.2%）及び県の数値（24.6%）を上回っているが、近隣市町村と比較すると概ね同様の傾向にあり、平均的な値となっている。

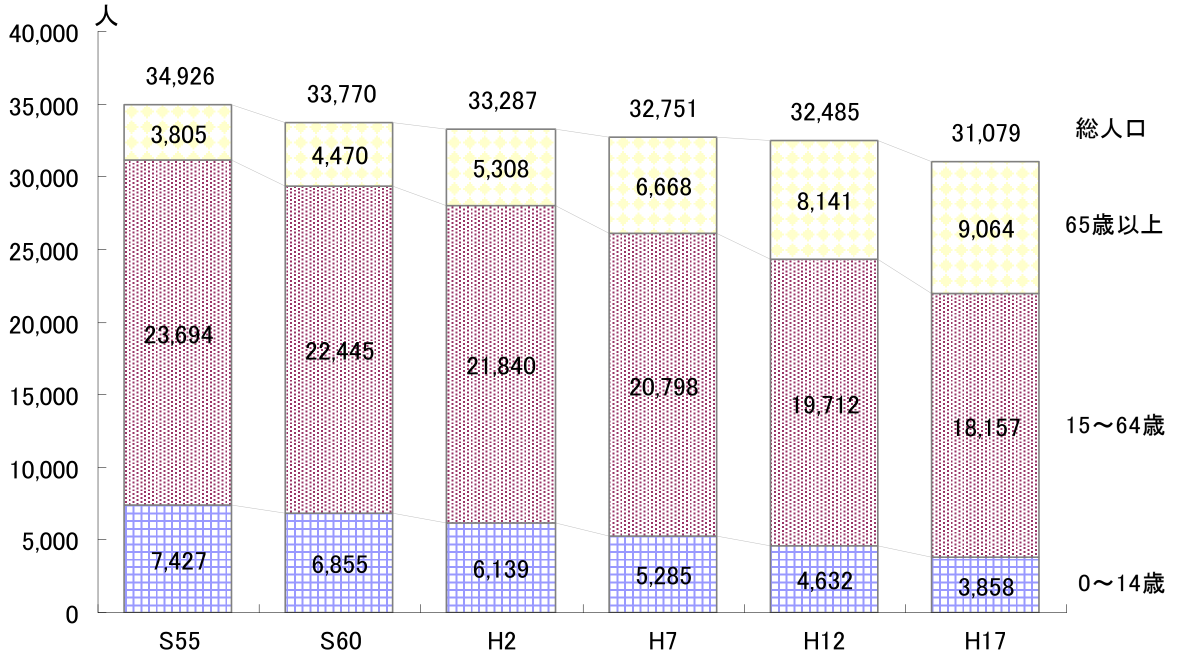

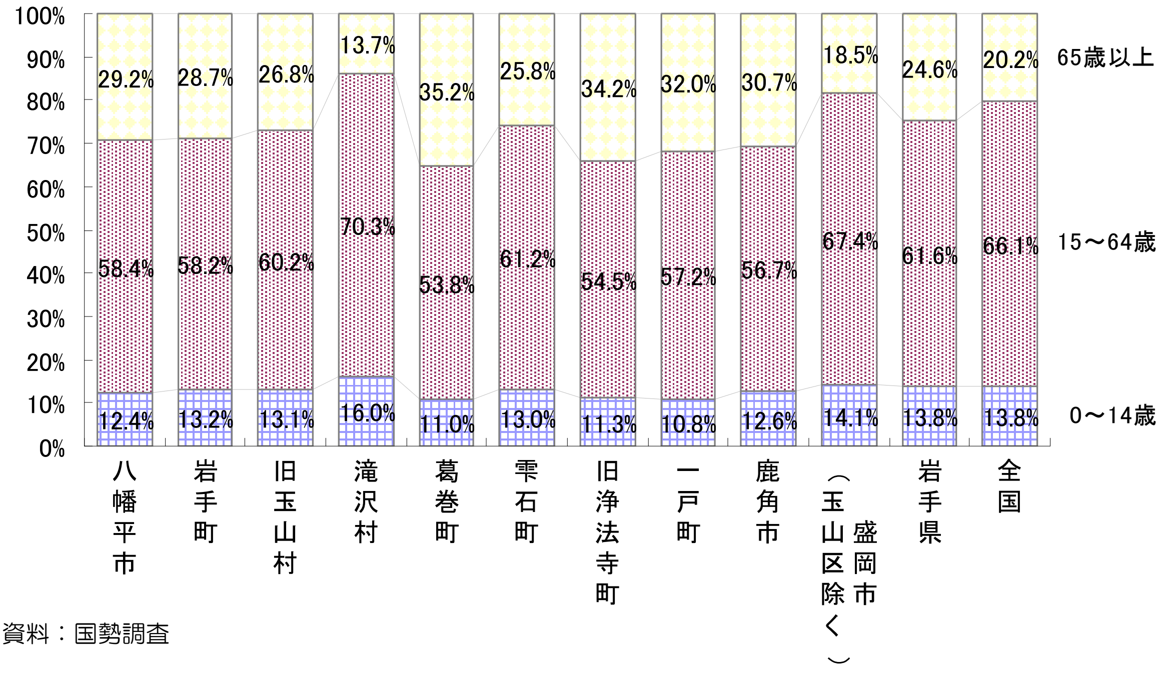

資料：国勢調査

○五歳階級別男女別人口（平成 17 年）は、以下の通りである。

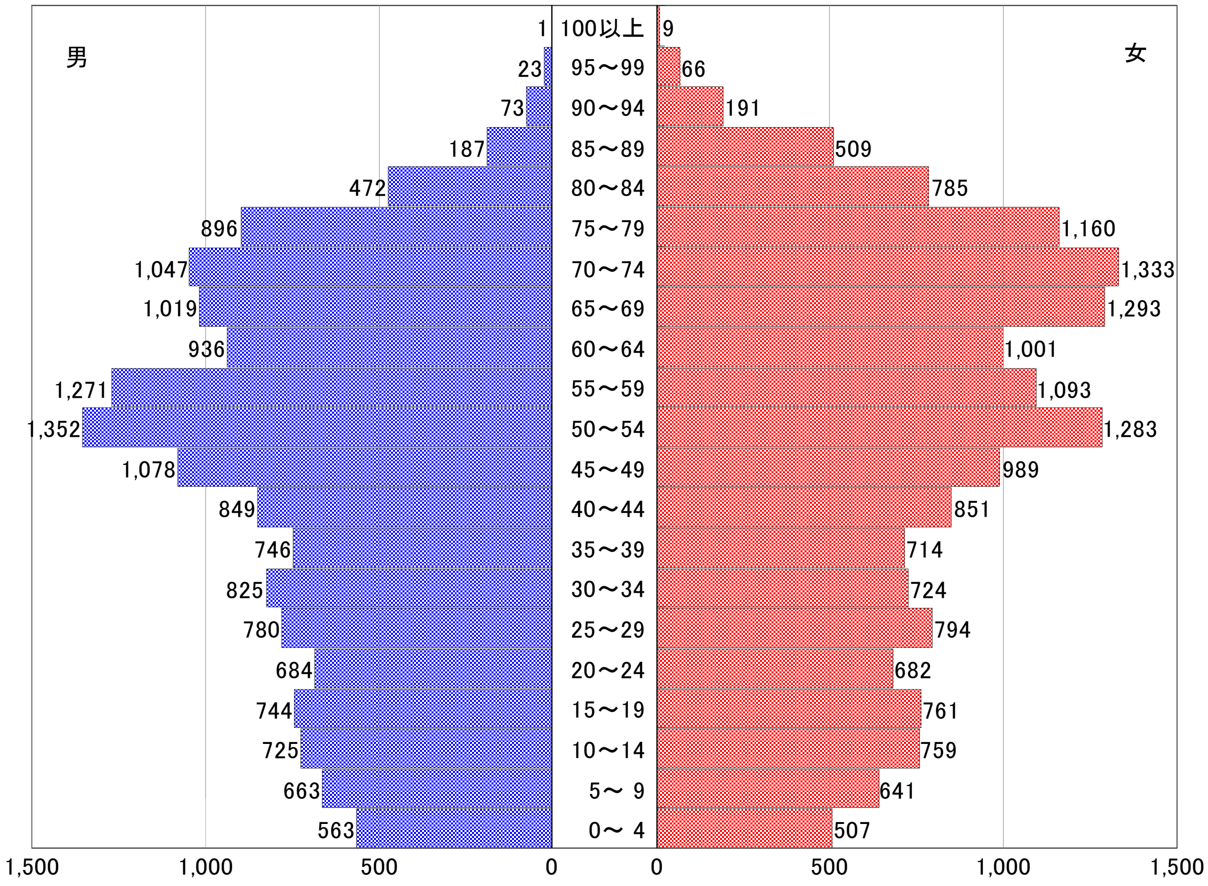

資料：国勢調査

○地区別の人口は、概ね全地区において減少傾向にある。

○平成 17 年の都市計画区域人口及び用途地域人口は、以下の通りである。（カッコ内は総人口に対する割合）

都市計画区域　12,801 人（41.2%）　用途地域　5,744 人（18.5%）

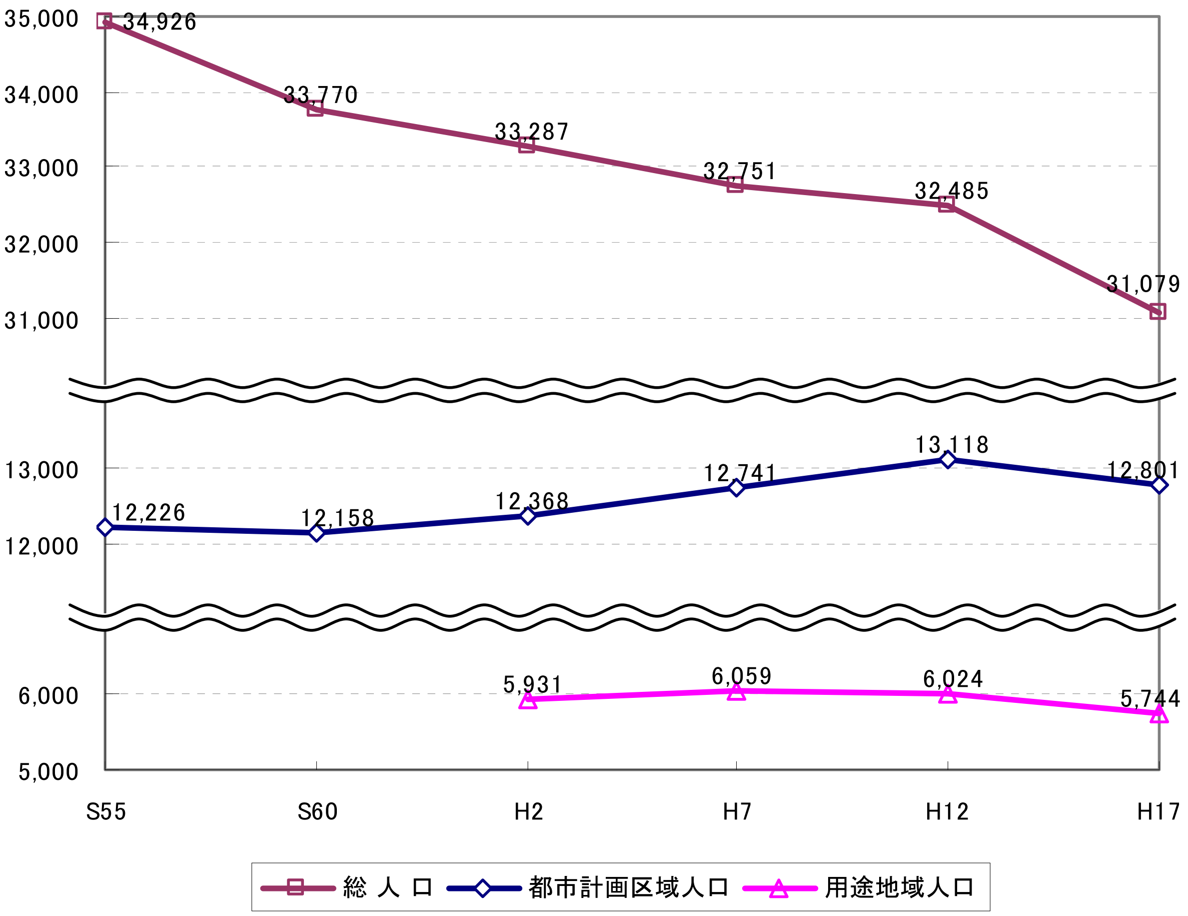

資料：国勢調査、都市計画基礎調査

３．産　業

○平成 17 年の就業者数は 16,523 人、従業者数は 15,290 人である。
○産業別人口の推移は、第一次、第二次産業が減少し、第三次産業が増加している。

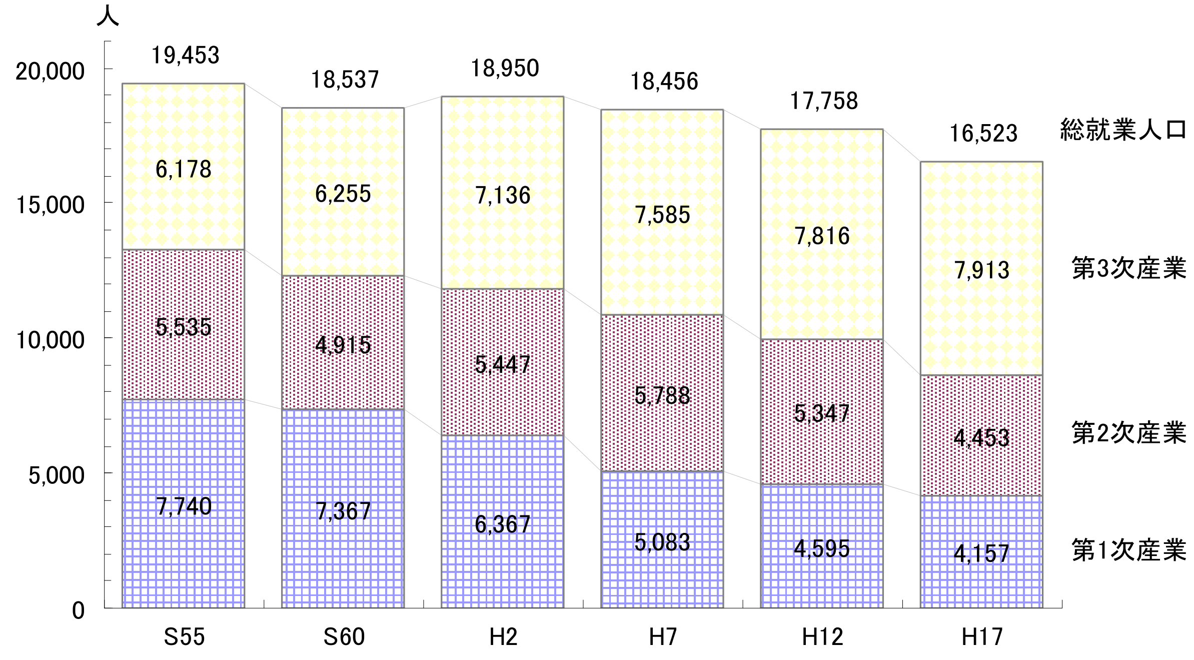

資料：国勢調査

○農家数は、第２種兼業農家が最も多く、全体の約 64%を占め、専業農家は約 19%である。（平成 17 年）

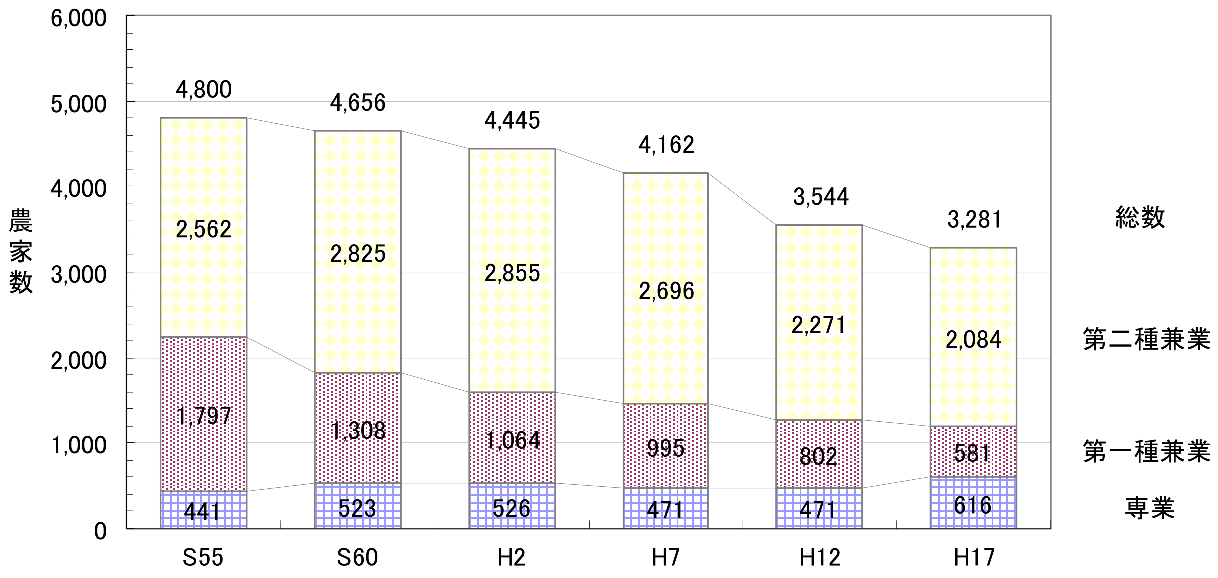

資料：農林業センサス

○工業は盛岡北部工業団地を核として順調に発展してきたが、平成 14 年をピークに近年は減少傾向にあり、平成 18 年の製造品出荷額等は約 335 億円（昭和 60 年比で約 1.75 倍、平成 14 年比で約 0.75 倍）である。

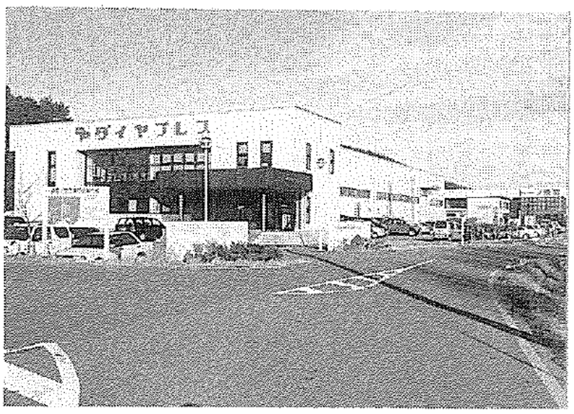

盛岡北部工業団地

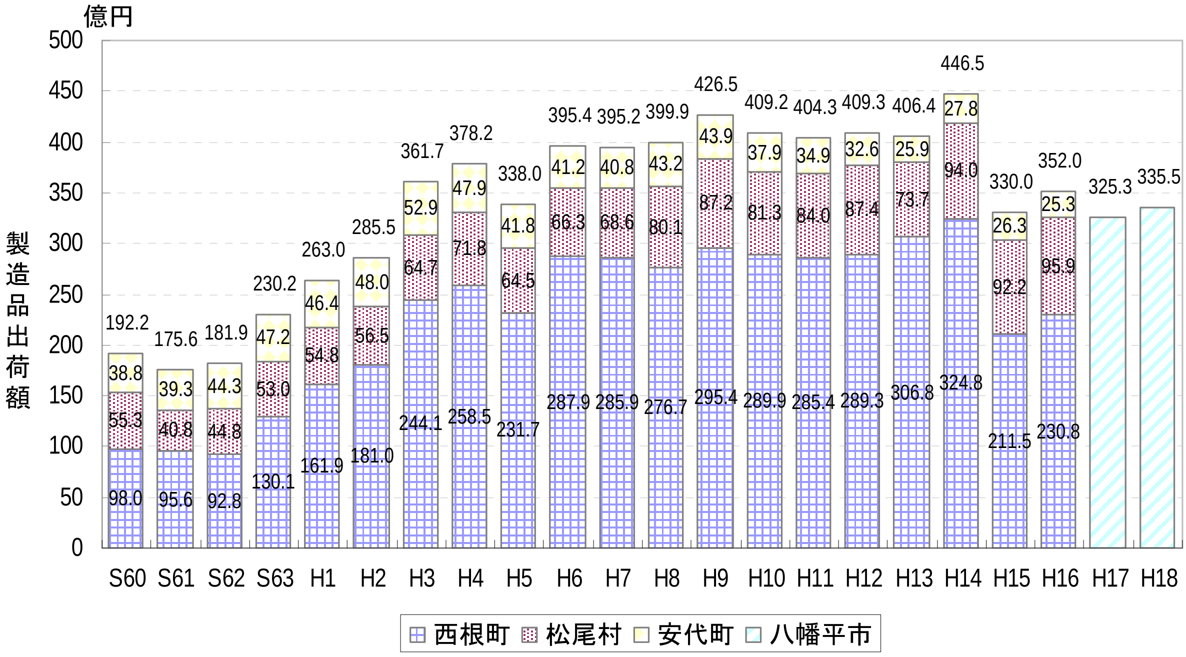

資料：工業統計調査

○平成 19 年の卸売業、小売業（飲食店除く）の年間販売額は約 340 億円、商店数は 379 店舗、従業者数は 2,013 人である。

○商店数は減少傾向にあり、年間販売額は平成 9 年（約 399 億円）をピークに、近年は減少傾向を示している。

大更地区の商店

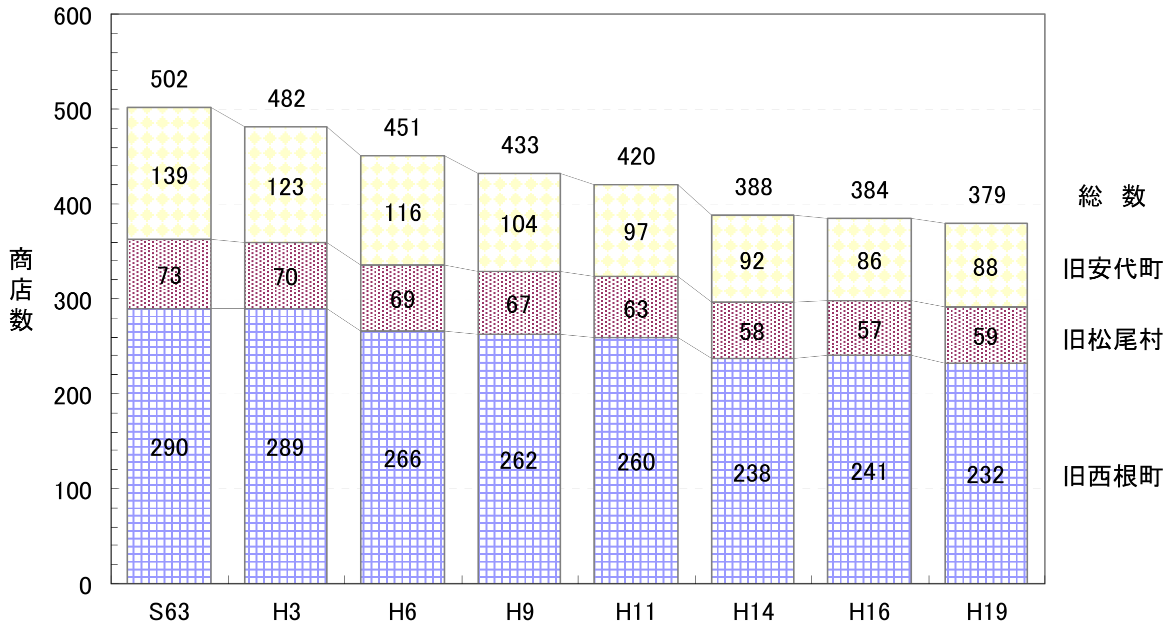

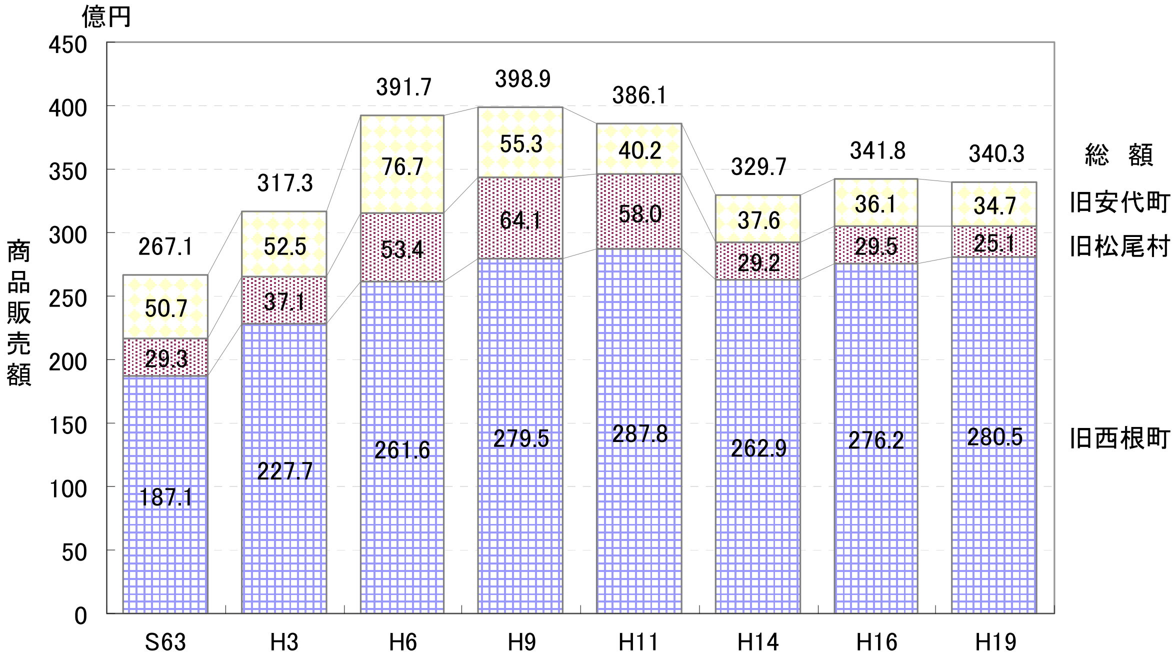

資料：商業統計調査

○市の主要な観光地は、岩手山、八幡平、安比高原、七時雨山などがあり、その入込客数は不規則な増減を伴いながら減少傾向にある。

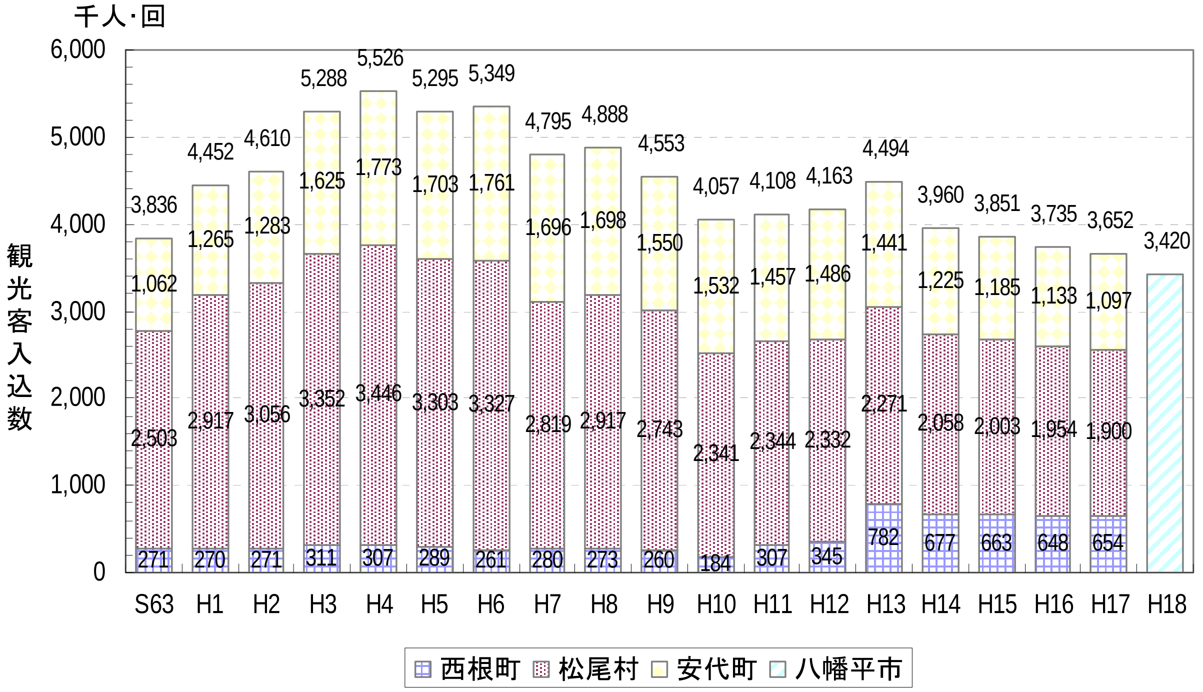

資料：岩手県統計年鑑

４．土地利用状況

○市域全体の土地利用状況は、森林が約 73%と最も多く、次いで農用地の約 11%となっており、他の土地利用は全て 10%に満たない状況である。

○市街地（用途地域）は、西根地区のＪＲ花輪線の西側を中心に、国道 282 号沿道や主要道路沿道に帯状に広がっている。

○西根地区及び安代地区荒屋新町の国道 282 号沿道は、商業系主体の土地利用となっている。

５．用途地域及び都市計画道路

○都市計画区域面積は 3,970ha、用途地域面積は 324ha である。
○都市計画道路は７路線あり、国道 282 号のバイパスとなる３･４･５大更平舘線が整備中であり、３･５･７北村中村線の一部が整備済みである。
〔以降、都市計画道路は（都）と表記する。〕

図　用途地域及び都市計画道路

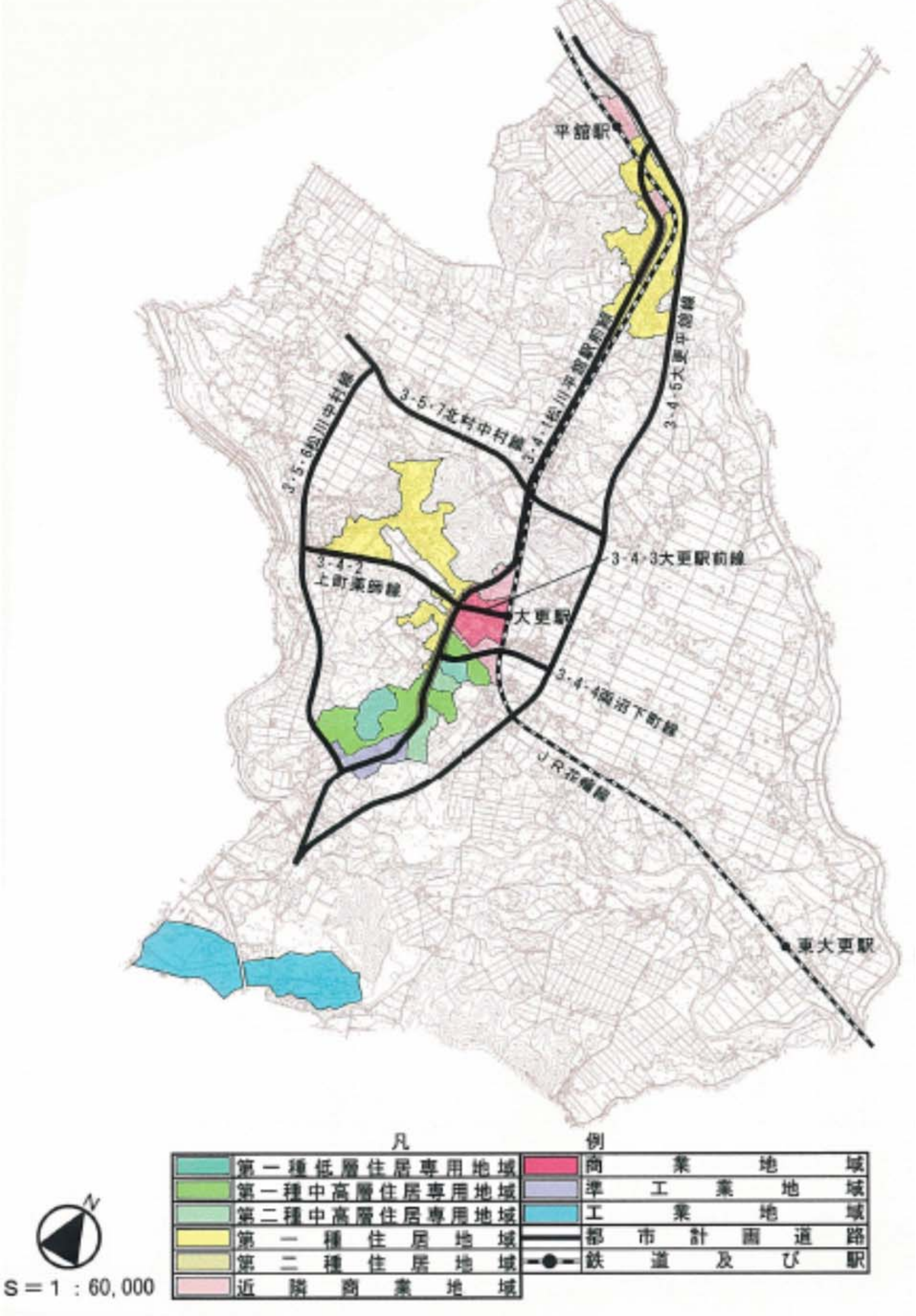

６．交通施設

○市の骨格道路網は、国道、県道により構成されている。自動車専用道としては東北自動車道があり、市内に西根I.C、松尾八幡平I.C、安代I.Cが設けられている。

○国道282号が、南は盛岡方面から市内を南北方向に縦貫し、安代地区で西進して鹿角・大館方面へ通じている。

○主要地方道は５路線、一般県道は９路線ある。このうちの６路線が、国道282号に接続している。

〔以降、主要地方道は㊤、一般県道は㊀と表記する。〕

図　主要道路網

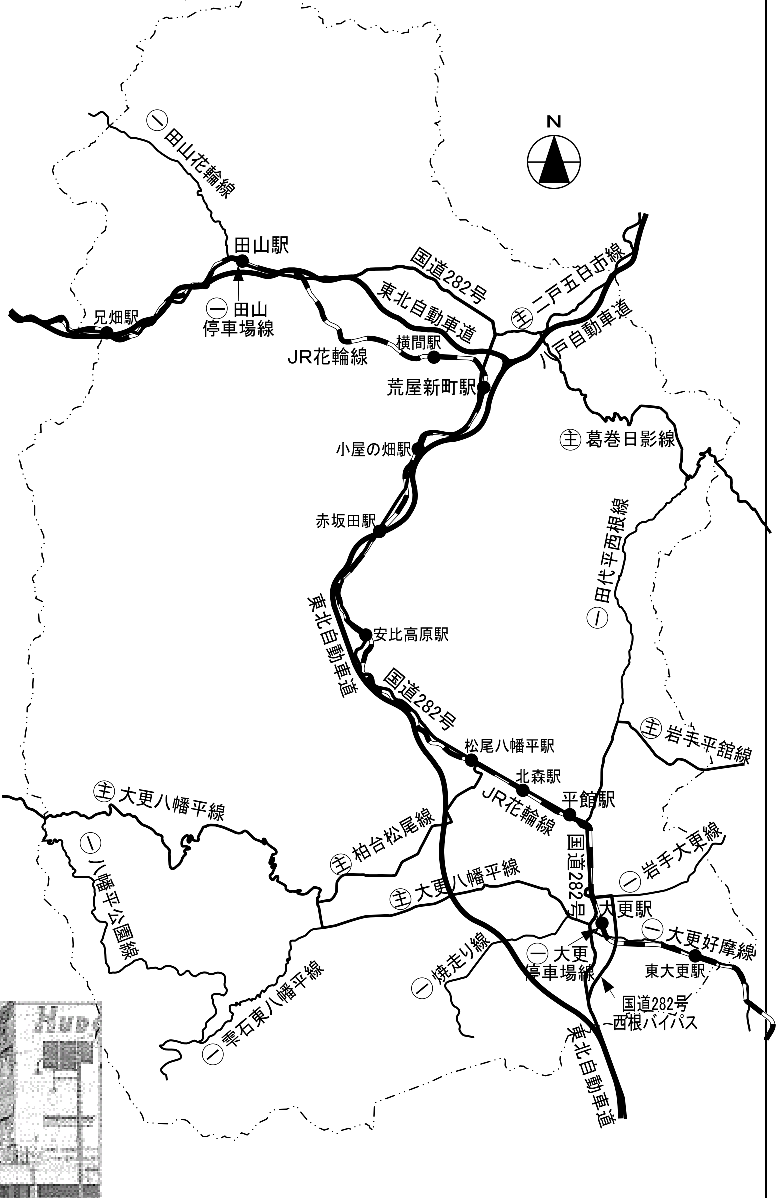

国道282号

○鉄道はＪＲ花輪線が通り、大更駅、平館駅、荒屋新町駅など全 12 駅がある。

○路線バスは、主として盛岡から大更を経て八幡平・松川温泉方面へ運行されており、このうちの一部は平舘及び市松尾総合支所を経由する。安代地区では盛岡、仙台、東京への高速バスが停車するほか、コミュニティバスが運行されている。

７．公共・公益施設等

《公　園》

○都市計画公園はないが、西根地区にフーガの広場、田頭館山公園、平舘まちかど公園を整備している。大規模公園としては、多目的運動広場や野球場、体育館などを備える総合運動公園（約 20ha）の整備が概成している。

○松尾地区には特定地区公園（カントリーパーク）の松尾総合運動公園（約 14.5ha）、さくら公園等、安代・田山地区には桜松公園、分水嶺公園等を整備している。また、県の河川事業による河川公園が市内に整備されている。

フーガの広場

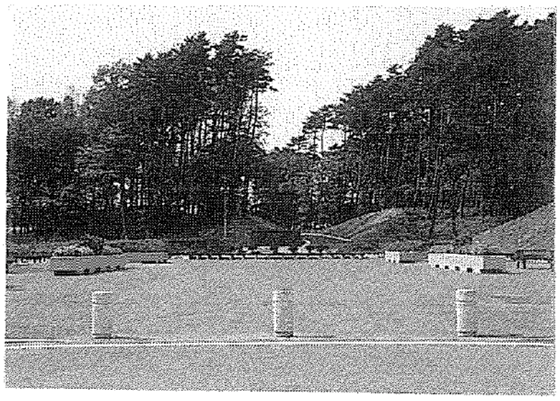

総合運動公園

《河　川》

○一級河川は、西根・松尾地区に松川、赤川、涼川をはじめ全 11 河川、安代地区に安比川、米代川をはじめ全 11 河川、合計 22 河川がある。西根・松尾地区は全て北上川水系、田山地区は米代川水系であり、田山地区を除く安代地区は馬淵川水系となっている。なお、岩手県における 3 水系全てを有するのは、県内では本市のみである。

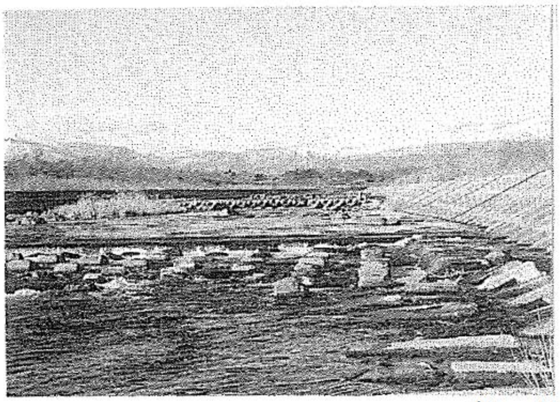

松　川

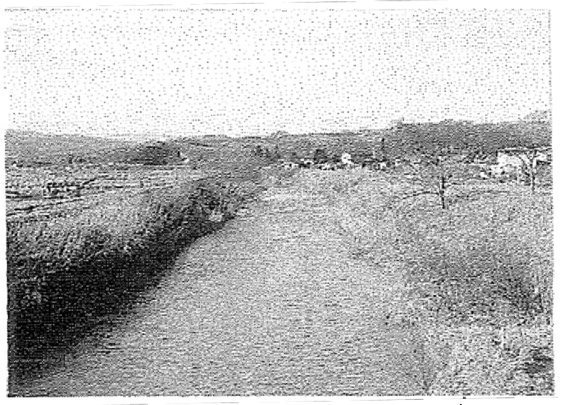

赤　川

《上下水道》

○水道は、西根地区・松尾地区は上水道、安代・田山地区は３簡易水道で、計１上水道３簡易水道となっている。

○し尿処理は、盛岡北部行政事務組合により処理している。

○下水道は、公共下水道事業（西根地区）、特定環境保全公共下水道事業（安代地区）、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業を実施している。

《主要施設》

○市役所の近くには、防災センター、市民センター、西根地区体育館、市立図書館、商工会館、八幡平幹部交番といった公的施設が集中している。

○松尾総合支所周辺には、市総合福祉センター、松尾保健センター等の公共公益施設が立地している。

○安代総合支所周辺には、八幡平市博物館、市立安代若者センター、安代保健センター・安代地区体育館、花き研究開発センター、安代漆工技術研究センター等、施設が集中している。

市役所

○医療、福祉施設としては、国保西根病院をはじめ診療所が松尾、安代、田山地区に立地するほか、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターが各地区に立地している。

８．文化財・史跡

〇国指定文化財には、特別天然記念物の焼走り熔岩流、天然記念物の大揚沼モリアオガエル及びその繁殖地、県指定文化財には仏像等 5 件がある。

〇市指定有形文化財は仏像・樹木等 18 件、無形文化財は神楽・田植踊・剣舞等 19 件、史跡は一里塚等 11 件、名勝は安代地区の不動の滝が指定されている。都市計画区域内には史跡山崎一里塚がある。

焼走り熔岩流

山崎一里塚

９．上位・関連計画の整理

１）いわて県民計画（平成 21 年策定）

○平成 30 年度を目標年次とする 10 ヶ年計画である。

岩手の未来を描き実現する

県民一人ひとりが、共に支え合いながら、いきいきと働き、安心して暮らし、楽しく学んでいくことのできる希望あふれる社会を実現するため、
「ゆたかさ・つながり・ひと」でいわての未来を拓く

基本目標

いっしょに育む「希望郷いわて」

７つの政策

「産業創造県いわて」の実現
「食と緑の創造県いわて」の実現
「共に生きるいわて」の実現
「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現
「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現
「環境王国いわて」の実現
「いわてを支える基盤」の実現

２）八幡平市総合計画基本構想（平成 19 年 3 月策定）

○市町村合併という基本的な枠組みの変化に加えて、社会経済情勢が大きく変化するなか、総合的かつ長期的なまちづくりの理念や将来像と実現化のための施策の大綱を示すものである。計画期間は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間である。

市の将来像

農（みのり）と輝（ひかり）の大地

―岩手山・八幡平・安比高原の恵みに満ちた、交流新拠点をめざして―

基本目標・基本方針

⑴ 自然と共生する、快適な住環境のまちづくり

・自然環境の保全と活用　・社会基盤の整備　・生活環境の整備

⑵ 連携によって築く、躍進する産業のまちづくり

・産業の振興

⑶ 健やかな、創造性あふれる人材のまちづくり

・保健・福祉・医療の充実　・教育・文化の充実　・行財政の効率化

・連携・交流の促進　・開かれたまちづくりの推進

目標人口

平成17年	平成22年	平成27年
31,079 人	31,040 人	31,000 人

土地利用

⑴ 農用地の有効利用の促進

⑵ 森林の有効利用の促進

⑶ 自然環境の保全と活用

⑷ 宅地開発の推進

⑸ 工業用地等の有効利用の促進

⑹ 商業地等の有効利用の促進

⑺ 都市計画の推進

３）その他関連計画等

○新庁舎建設事業

　合併協定書において『将来の新市の事務所の位置については、通称「平舘・野駄田圃」付近とし、建設は、合併後 5 年を基本とする』とされており、「新市建設計画」及び「八幡平市総合計画前期基本計画」においても新庁舎建設事業が主要事業として位置付けられている。

　新庁舎建設については、八幡平市庁舎建設検討委員会による協議をはじめ、住民説明会や意見募集を踏まえて、「八幡平市庁舎建設基本構想」を平成 20 年 2 月に、「八幡平市庁舎建設基本計画」を平成 21 年 5 月に策定し、平成 26 度の移転に向けて事業を推進している。

２章　現況及び住民意向からの課題等

１．現況における課題の整理

これまでに整理を行ってきた現況調査から、主要な項目ごとに都市計画区域及びその周辺部に係る課題を整理する。

表　現況における課題の整理

人　　口	○用途地域内に良好な宅地供給を行い、積極的な人口収容を図る。 ○本市の人口は、既に減少に転じているが、社会動態の増加につながるような宅地開発や、雇用の場の創出を図る。
土地利用	○用途地域内の農地は、適切な宅地化を進める。 ○用途地域外は、出来る限り、農地と集落部の明確な区分を行う。 ○国道282号沿道は、計画的な土地利用誘導と良好な景観形成を図る。 ○均衡のとれた市街地の発展を図るとともに、適切な公共・公益施設の配置による利便性の高い市街地の形成を図る。 ○国道282号（バイパスを含む）沿道と既存商業地の役割分担を明確化するとともに連携を図り、買い物環境の改善、向上を図る。 ○新庁舎建設予定地周辺における秩序ある土地利用を図る。
交　　通	○都市計画道路の整備を推進し、市街地及びその周辺部の幹線道路ネットワークの構築を図る。 ○都市計画道路網に合わせて生活道路の整備を推進し、利便性が高く災害に強い市街地の形成を図る。 ○公共交通機関利用の利便性を高めるため、駅前広場などの整備により、鉄道駅の結節機能を強化する。
その他の都市施設等	○既存の公園・広場を活用するとともに、防災避難地を確保する意味からも、適切な都市公園の配置を行い、計画的な整備を進める。 ○公園・緑地を結びつけ、回遊性を確保する。 ○市街地に近接する良好な自然資源は、景観要素としての保全を図るとともに、身近に利用できる緑地としての活用を検討する。 ○上水道については、「八幡平市水道事業基本計画」（平成19年3月）に基づき、計画的な施設整備を行う。 ○下水道については、「八幡平市汚水処理実施計画」（平成19年12月）に基づき、公共下水道事業(西根地区)、特定環境保全公共下水道事業(安代地区)、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業を推進する。

２．市民意識調査における傾向

市の最上位計画である第１次八幡平市総合計画の後期基本計画策定にあたり、平成２２年５月に八幡平市まちづくり市民意識調査を実施しました。この結果、アンケート配布数の約72%にあたる6,965世帯から回答が得られました。

ここでは、集計結果のうち、都市計画マスタープランに関わるものを抽出し、その概要を示します。

〔施策の満足度〕

○満足度の高い上位10施策のうち、「上水道」「下水道」「道路」「公共交通」は社会基盤の施策であり、満足度の高さが伺えるが、一方で「道路」においては、不満の割合も多くなっている。

施策の満足度　　※上位を掲載

区分	満足割合	不満割合	どちらともいえない	その他
環境衛生	38.0%	4.6%	33.0%	24.4%
上水道	37.7%	4.6%	31.4%	26.2%
消防・防災	35.2%	3.2%	34.0%	27.6%
保健	30.5%	3.2%	36.6%	29.6%
下水道	27.3%	10.6%	35.3%	26.8%
道路	22.8%	16.8%	38.2%	22.3%
交通安全	22.6%	9.3%	42.0%	26.1%
犯罪防止	22.1%	8.2%	42.4%	27.1%
公共交通	20.9%	10.0%	39.5%	29.6%
学校教育	19.8%	4.5%	39.0%	36.8%

（注：満足割合は”大いに満足”と”満足”の合計値。
不満割合は”不満”と”非常に不満の合計値。
その他は”わからない”と”無回答”の合計値。）

※比率を全て百分率(%)で表し、小数点第2位以下を四捨五入しています。そのため、比率の合計が100%となっていない場合があります。

〔今後重点的に取り組むべき施策〕

○今後、重点的に取り組むべき施策に関しては、「医療」「高齢者福祉」といった安心して暮らせる人にやさしいまちづくり、「農業」「商業」「工業」「観光」といった産業振興による活力あるまちづくり、「道路」「公共交通」といった交通ネットワークの充実したまちづくりが望まれている。

今後の重点施策　※上位を掲載

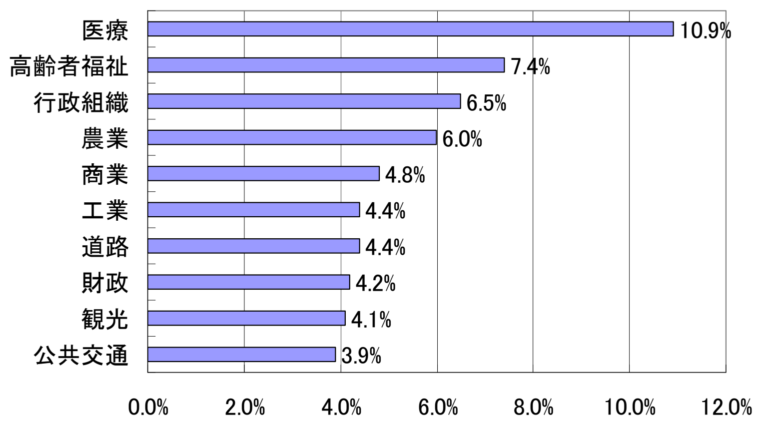

３．住民意向調査における傾向

住民意向調査結果における特徴的な傾向は、概ね次の通りである。

なお、本調査は、平成10年度～平成11年度に行ったものである。

〔現在のまちづくりの評価〕

○全体として住みやすさに大きな不満はないと見られるが、若い世代や居住年数が短い人は、住みにくいと感じている。

○道路、公園、し尿処理などの生活基盤施設の整備状況に関しては、総じて低い評価である。特に、道路に関しては不満度が高い。

○緑の多さや買い物の便利さは評価が高い

〔まちづくり施策への関心度〕

○生活基盤施設（道路、下水道）の整備を望む回答が多い。自由意見では、道路の整備（国道の拡幅、バイパス整備、歩道の設置など）に関する意見が多い。

〔将来のまちづくりの方向性〕

○若い世代では「快適環境のまち」の回答が比較的多く、道路や下水道の整備を推進することが課題としてあげられる。

○将来像をキャッチフレーズで表す設問では、人や自然環境に関するもの（「人にやさしいわが町西根」「緑がいっぱい西根町」「人と自然が調和するまち」など）が多く、人のつながりや自然を生かしたまちづくりが望まれている。

図　住民意向調査からの留意点

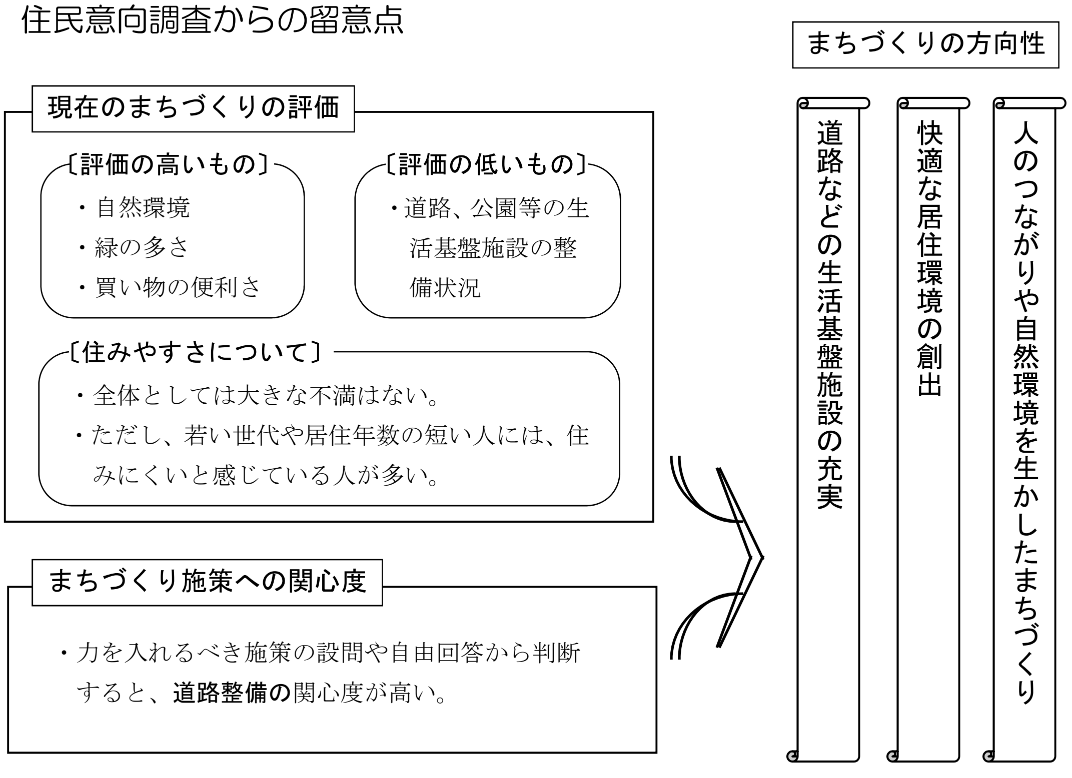

４．ワークショップにおける傾向

ワークショップでの特徴的な傾向は、概ね次の通りである。

なお、ワークショップは、平成10年度～平成11年度に行ったものである。

《交通関連》

○道路の拡幅や道路網の充実を図る。特に歩道の設置などにより、歩行者の安全性を確保する。

○幹線道路へのアクセス道路や生活道路の整備などを行い、日常生活の利便性の向上を図る。

○鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上を図る。また、駅前における駐車場などの整備を検討し、利用しやすい駅とする。

《産　業》

○商業の活性化を図るため、商店街での駐車場や広場の整備を検討する。

○既存の観光資源を活用するとともに、それらの知名度を上げる方策を検討する。

《公園・緑地等》

○町の核となるような公園や緑道等の整備を検討するとともに、市街地内の、気軽に利用できる身近な公園の整備を図る必要がある。

○河川環境の改善を行う。

○良好な自然環境の保全及び活用方策を検討する。

《その他》

○公共的な施設整備に関しては、個別の施設整備を行うだけでなく、総合的な観点からの検討が必要である。

○町の中心となる地区を明確にした上で、市街地の一体性を確保する方向でまちづくりを進める必要がある。

○周辺市町村などとの連携を考慮し、広域的な観点からの施設整備や観光振興策を検討する。

○町の歴史性を生かしたまちづくりを進める必要がある。

《キャッチフレーズ》

○将来の町のキャッチフレーズは、以下のように示された。

「自然・環境・健康のあるまち」

「魚の住む自然の渓流のある町」

「ふれあいの町」

５．風土イメージ調査における傾向

風土イメージ調査は、住民意向反映の一環として、住民、転出者、来訪者による西根町のイメージを分析し、計画に際して考慮すべき景観要素などを把握するために行った。

調査対象者ごとの特徴的な傾向は、概ね次のようなものである。

なお、本調査は、平成10年度～平成11年度に行ったものである。

住　民

○強いイメージを持つものは「都市施設」や「祭り」などにまとめられ、日常生活や地域に関連する要素のイメージが強い。

○市街地の広がりが強くイメージされており、その周辺部は農地として認識されている。

○自然や居住地域を生活の場として一体的にとらえる傾向がある。また、都市的、近代的景観への評価が高い。

転出者

○強いイメージを持つものは「山菜採り」「田植え」「稲刈り」など、自然と密着した生活に関連するものがあげられる。

○住民と比べて、市街地周辺の農地に対する認識が弱く、山林に対する認識が強い。

住　民

○強いイメージを持つものは、焼走りキャンプ場など、近年整備された観光施設や国道沿道に立地する施設であり、固有のイメージは経由地としてのイメージが強い。

○幹線道路沿いの市街地以外は、ほとんどが山林のイメージである。

○自然的、伝統的景観に対する評価が高い。

図　住民・転出者・来訪者のイメージ構成

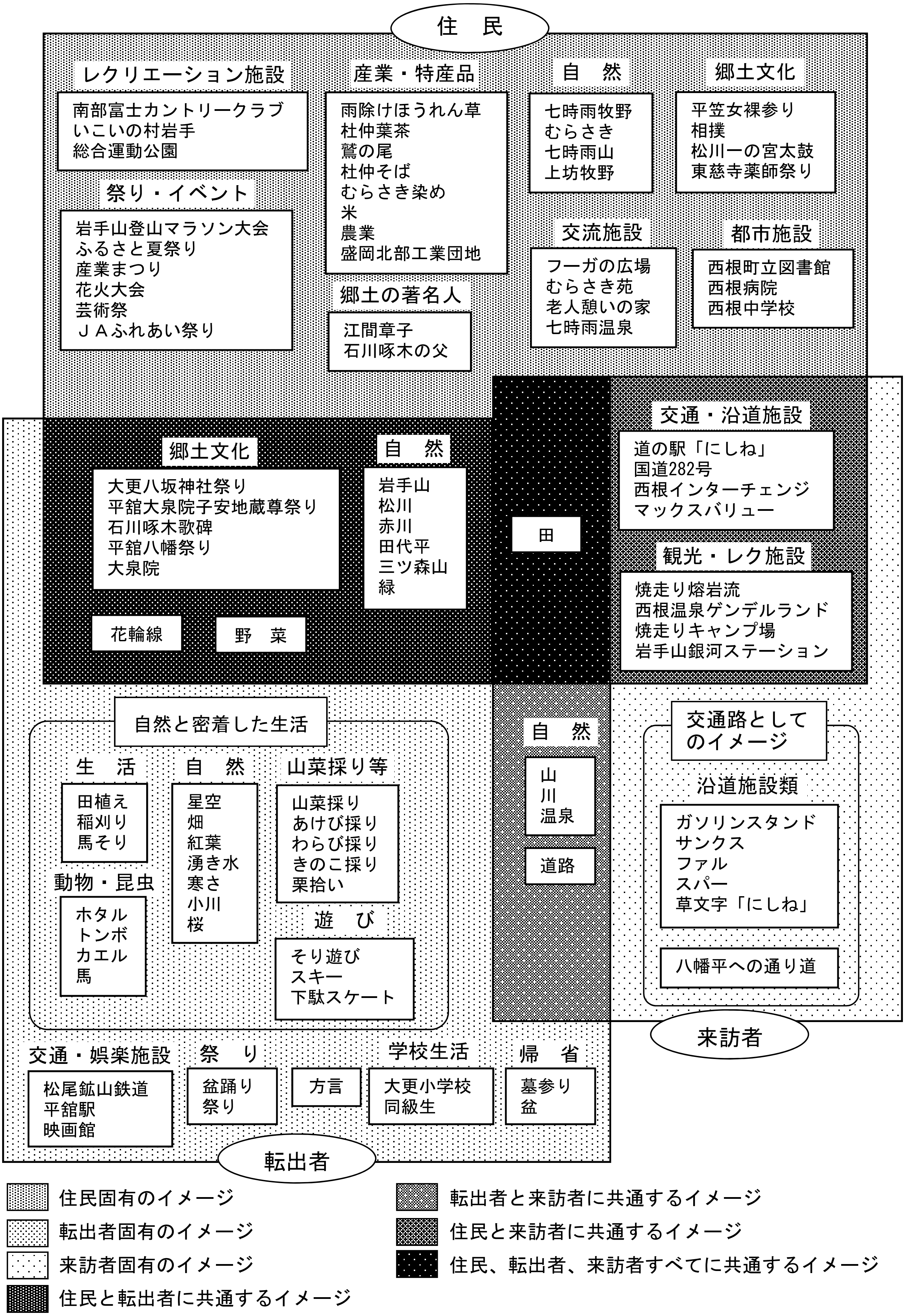

3章　将来目標の設定

1．まちづくりの目標

まちづくりの目標は、八幡平市総合計画基本構想に示されている市の将来像や基本目標を踏まえつつ、市民意識調査、住民意向調査、ワークショップ、風土イメージ調査を生かし、以下のように設定する。

〔市民意識調査〕
安心して暮らせる人にやさしいまちづくり、産業振興による活力あるまちづくり、交通ネットワークの充実したまちづくりが求められている。

〔住民意向調査〕
人々の交流、ふれあいや自然環境、生活環境に関する意見が多く、良好な居住環境や生活環境の創出を目指したまちづくりが求められている。

〔ワークショップ〕
将来のまちのイメージは、「自然・快適・健康のあるまち」「魚の住む自然の渓流のある町」「ふれあいの町」となっており、自然や生活の場などの快適性、人と人とのふれあい、人と自然とのふれあいがまちづくりに求められている。

〔風土イメージ調査〕
日常生活や地域に根づいた「祭り」「田植え」などのイメージが強く、自然と居住地域を生活の場として一体的に捉える傾向にあることから、自然環境の保全と都市環境の調和を図ったまちづくりが求められている。

↓

人の交流 →	人が集まるまちづくり →	まちの中であらゆる世代の人々が互いに協力しあいながら活躍できる場や機会を創造し、町外からも人々が集い、賑わいを生むまちづくりを目指す。
生活環境 →	快適な生活環境づくり →	道路や公園などの生活基盤施設や各種の都市機能が充実し、安全で利便性のよいまちづくりを目指す。
自然環境 →	自然に包まれたまちづくり →	八幡平市を特徴づける豊かな自然資源の保全と、まちづくりの中での有効活用により、自然と共生するまちづくりを目指す。

⇩

まちづくりの目標

楽しく集える自然に包まれた快適環境づくり

⇧

八幡平市総合計画基本構想

「農(みのり)と輝(ひかり)の大地」

―岩手山・八幡平・安比高原の恵みに満ちた、交流新拠点をめざして―

＜基本目標＞

「自然と共生する、快適な住環境のまちづくり」

2．将来都市像

まちづくりの目標を達成するため、目指すべき将来都市像を以下のように設定する。

図　将来都市像

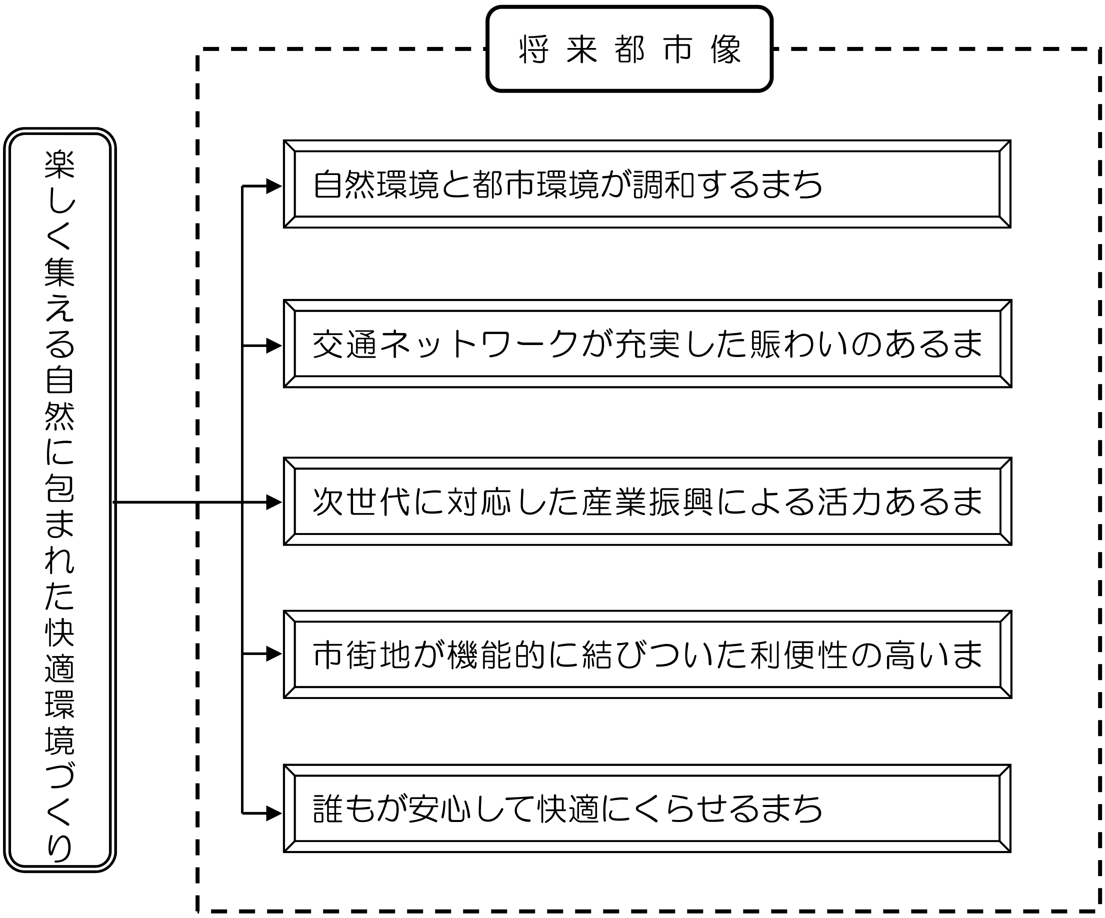

将来都市像を実現するための基本的な方針を、次頁以降に示す。

自然環境と都市環境が調和するまち

- 都市的土地利用を図る地区と保全を図る地区を明確に区分する。
- 八幡平市のすばらしい田園風景は、市民にとっての原風景であり、出来るだけ損なわないようにする。
- 市街地に近接する緑地の公園的活用や、農地を農業体験の場として活用する。
- 市街地における開発は、周辺部との景観的調和に配慮する。

緑豊かな道路（例）

環境に配慮した住宅地（例）

周辺環境と調和した道路（例）

農業体験の場

交通ネットワークが充実した賑わいのあるまち

- 都市計画道路の整備と市内道路網の充実を図る。
- 国道282号（(都)松川平舘駅前線）は、広域的な役割だけでなく住民の主要生活軸としての役割を持つため、歩行者の安全性に配慮した整備を行う。
- 幹線道路につながる生活道路の充実を図る。
- (都)大更駅前線の整備に合わせた商業地の再編を検討し、魅力ある商業地を形成する。
- 鉄道駅周辺は、住民生活の拠点として、また、自動車と鉄道の交通結節点として、駅前広場の整備を行う。

歩行者の安全に配慮した道路（例）

都市計画道路の整備（例）

駅前線の整備（例）

次世代に対応した産業振興による活力あるまち

- 農業の持つ様々な機能と都市活動との調和を図る。
- 駅周辺及び国道282号（バイパスを含む）沿道の商業地などは、商業地の特性に合わせた施設・環境整備を行い、魅力ある商業地を形成する。
- 盛岡北部工業団地への企業誘致を促進するとともに、周辺の自然環境に配慮した施設整備を推進する。
- 中小規模の工業系施設については、集約化などにより他の用途との混在を解消する。
- 観光地へのアクセス道路の整備や、わかりやすい案内板などの設置を検討する。

ガーデンフェスティバル

道の駅にしね

市街地が機能的に結びついた利便性の高いまち

- 市街地の一体性を強化する。
- 駅周辺や市役所周辺は、市街地の拠点となる地区であり、機能の充実を図る。
- 住宅地や商業地などの土地利用区分を明確にする。
- 市街地に近接する緑地の公園的な利用を検討する。

機能の充実した駅周辺（例）

住宅地(例)

市街地に近接する緑地の公園的利用（例）

誰もが安心して快適にくらせるまち

- 幹線道路の整備により住宅地などへの通過交通を排除し、安全、快適な生活環境を創出する。
- 主要道路は歩車道の分離を基本とし、安全な歩行者空間の確保を進める。
- 高齢者や障害者も安全、快適に生活ができるよう、歩道の段差の解消や公共施設や駅などでのスロープの設置など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを積極的に進める。
- 道路整備や小広場・小公園の確保、施設緑化、不燃化などを促進し、防災面に優れたまちを創出する。

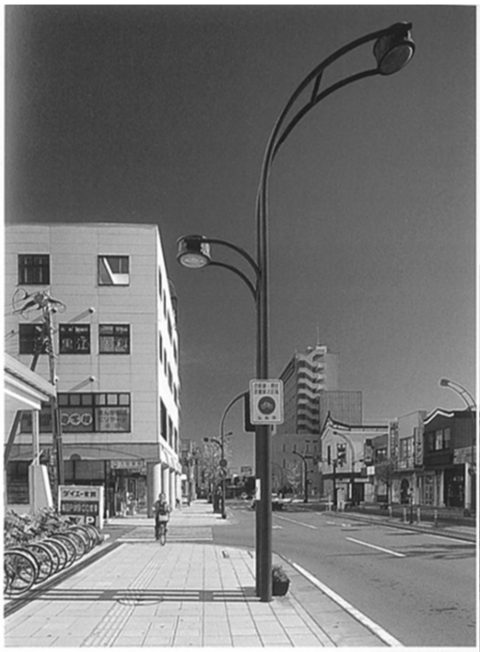

歩行者空間の確保（例）

小広場の確保（例）

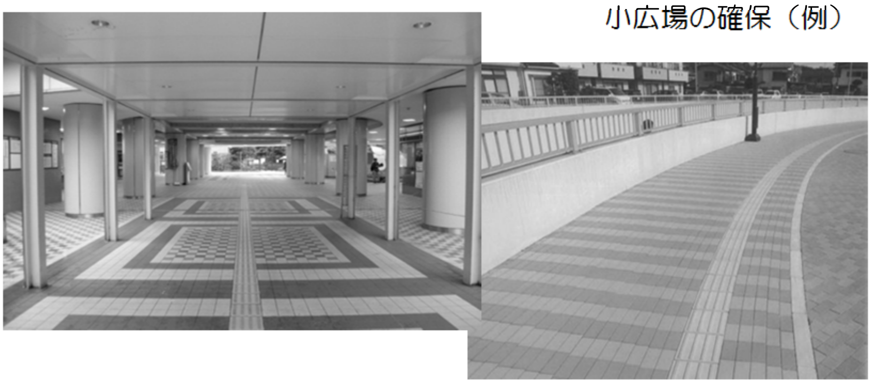

バリアフリー化された施設や道路（例）

３．将来フレームの設定

１）人口フレーム

八幡平市総合計画では、平成27年における目標人口を31,000人としている。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）によれば、平成27年の市の総人口は27,872人とされている。

しかし、市総合計画との整合を図るとともに、最新の人口推計をも考慮することとして、将来総人口は総合計画の計画期間ある平成27年は、総合計画における目標人口とし、平成32年は上記推計の平成27年地(27,872)と総合計画における平成27年目標人口(31,000)との差分により補正した29,000人と設定する。

都市計画区域人口、用途地域人口は、それぞれ総人口、都市計画区域人口に対する割合を推計し、それをもとに設定する。

表　将来人口フレーム　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人

年度＼区分	総人口	都市計画区域	用途地域
平成17年	31,079	12,801	5,744
平成22年※	31,040	12,780	5,740
平成27年	31,000	12,770	5,730
平成32年	29,000	11,940	5,360

※　平成22年国勢調査の人口速報値は28,690人と公表されたが、上位計画である市総合計画との整合を図るため、総合計画の数値とする。

２）土地利用フレーム

都市計画における土地利用計画は、安定的な拡大成長がもはや見込まれない現在の社会経済情勢においてもなお、人口・経済活動指標をベースとした原単位方式のフレーム論に基づくものである。そこで、人口、製造品出荷額、商品販売額等の基本指標が減少傾向にあり、かつ現行用途地域内に少なからず未利用地を抱える本市では、今後の新たな都市的土地需要の創出と計画的な市街地の拡大は困難と考えられる。

一方で今後は、効率的な土地利用により適切な規模にまとまったコンパクトな市街地の形成を図ることが求められており、用途地域決定以降土地利用が進まない箇所については用途地域除外や地区計画による市街化の誘導等の検討を行い、白地地域において市街化の動向が予想される地区については特定用途制限地域による規制の検討を行っていく。

このことを基本に、平成32年の将来用途地域面積は、現行用途地域に幹線道路沿道等の白地地域において現に都市的土地利用が行われている範囲を加えた程度であるとして、土地利用フレームは設定しないものとする。

なお、土地利用フレームの設定は行わないが、土地利用の動向や熟度を注視しながら、緊急性・必要性・確実性が高いと判断される土地利用転換については適宜対応していくこととする。

表　土地利用フレーム　（単位：ha）

区分／年度	用途地域面積			
		工業系	商業系	住居系
平成22年（現況）	324.0	85.1	48.8	190.1

４章　全体構想

１．将来都市構成の設定

１）将来都市構成

現況都市構成

機能構成

○商　業　機　能：大更駅西側や平舘地区に商業施設が集中的に立地している。国道282号沿道に沿道サービス型商業・業務施設の立地が進んでいる。

○工　業　機　能：西根I.C.に近接して盛岡北部工業団地が立地しており、八幡平市の生産拠点となっている。

○公共・公益機能：市役所周辺に行政サービス、文化、レクリエーション施設が立地しており、市民への公共・公益サービス機能を果たしている。

○居　住　機　能：用途地域などの既成市街地に住宅が集中的に立地している。

線的要素

○道　路：国道282号が広域的な連絡機能と、市街地内の商業、工業、公共・公益施設を連絡し、市街地の南北軸を形成している。

↓

将来都市構成

機能構成

○商　業　機　能：大更駅西側や平舘地区の既存商業地は、商業環境の向上や利便性の向上により、商業機能の充実を図る。国道282号沿道は、沿道サービス型の商業・業務施設の立地促進を図る。
また、国道282号西根バイパス沿道の開発需要に対しては、適切な土地利用誘導により秩序ある立地を確保する。

○工　業　機　能：盛岡北部工業団地に新規企業の立地を促進し、生産拠点の機能強化を図る。

○公共・公益機能：現市役所周辺は、既存施設により今後とも公共・公益機能を果たしていく。
また、新庁舎予定地は今後の八幡平市の行政機能の中核として整備を進める。

○居　住　機　能：現行住居系用途地域を基本に、居住機能の充実を図る。また、国道282号西根バイパスと現用途地域の間など、用途地域縁辺部で宅地化の動向が顕著な地区については、特定用途制限地域による規制を検討し、限定的な居住機能の拡大を適正に誘導する。

線的要素

○道　路：国道282号西根バイパスは広域的な連絡機能を担い、現国道282号は市街地内の商業、公共・公益、居住機能の連絡機能を分担する。

図　現況都市構成の概念図

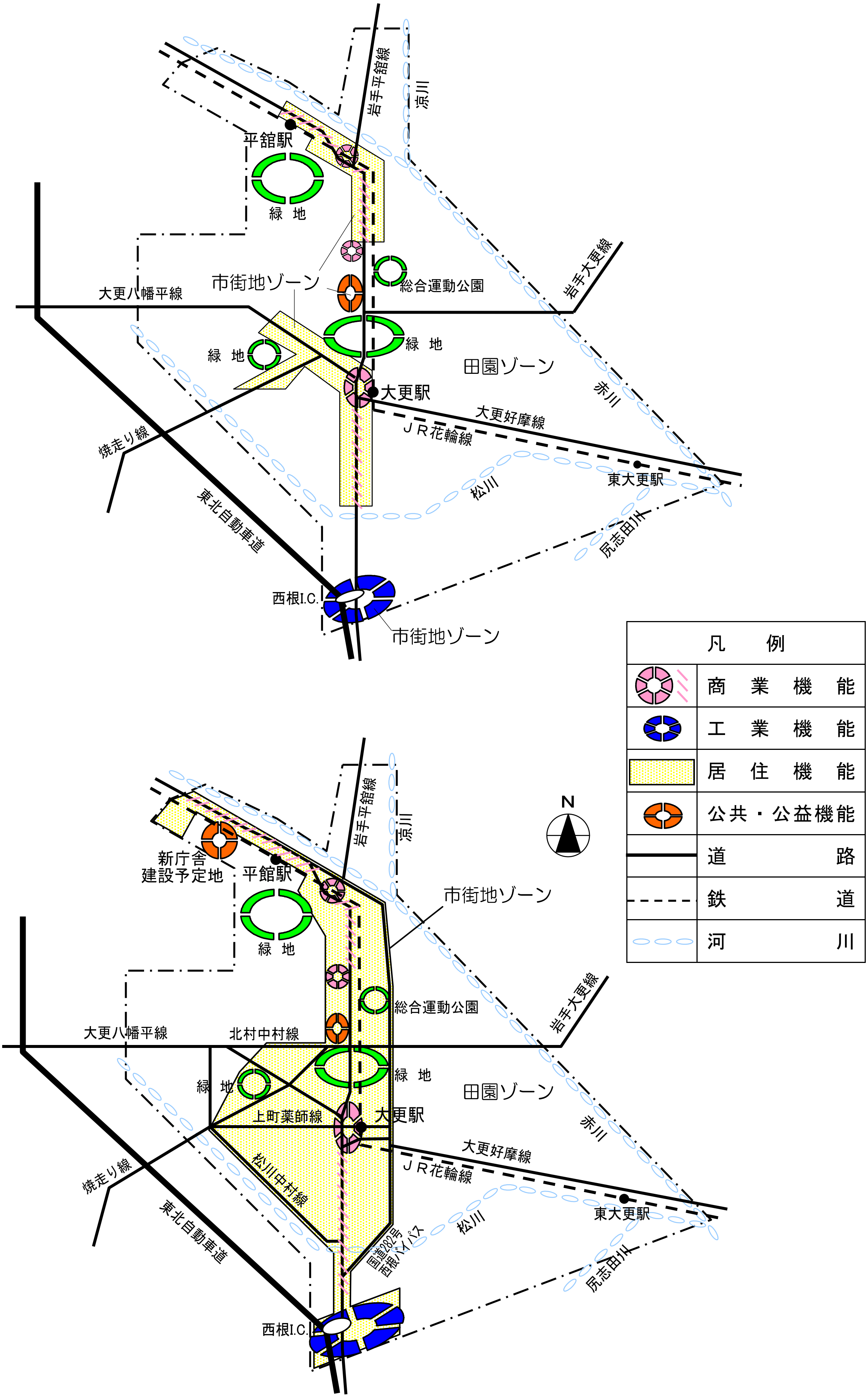

2）市街地ゾーンの設定

（1）ゾーン設定の前提条件

○市街地ゾーンは、現行用途地域を基本とし、宅地化の動向や道路条件などを考慮し設定する。

○既存用途地域以外の市街地ゾーンは、その全てが宅地化されるのではなく、部分的あるいは限定的な市街化が緩やかに進行する地区と位置づける。

（2）市街地ゾーンの設定

市街地ゾーンの設定にあたっては、既存の用途地域を基本とし、将来、まとまりのある市街地及び集落の形成を目標に、以下のように設定する。

図　市街地ゾーンの設定

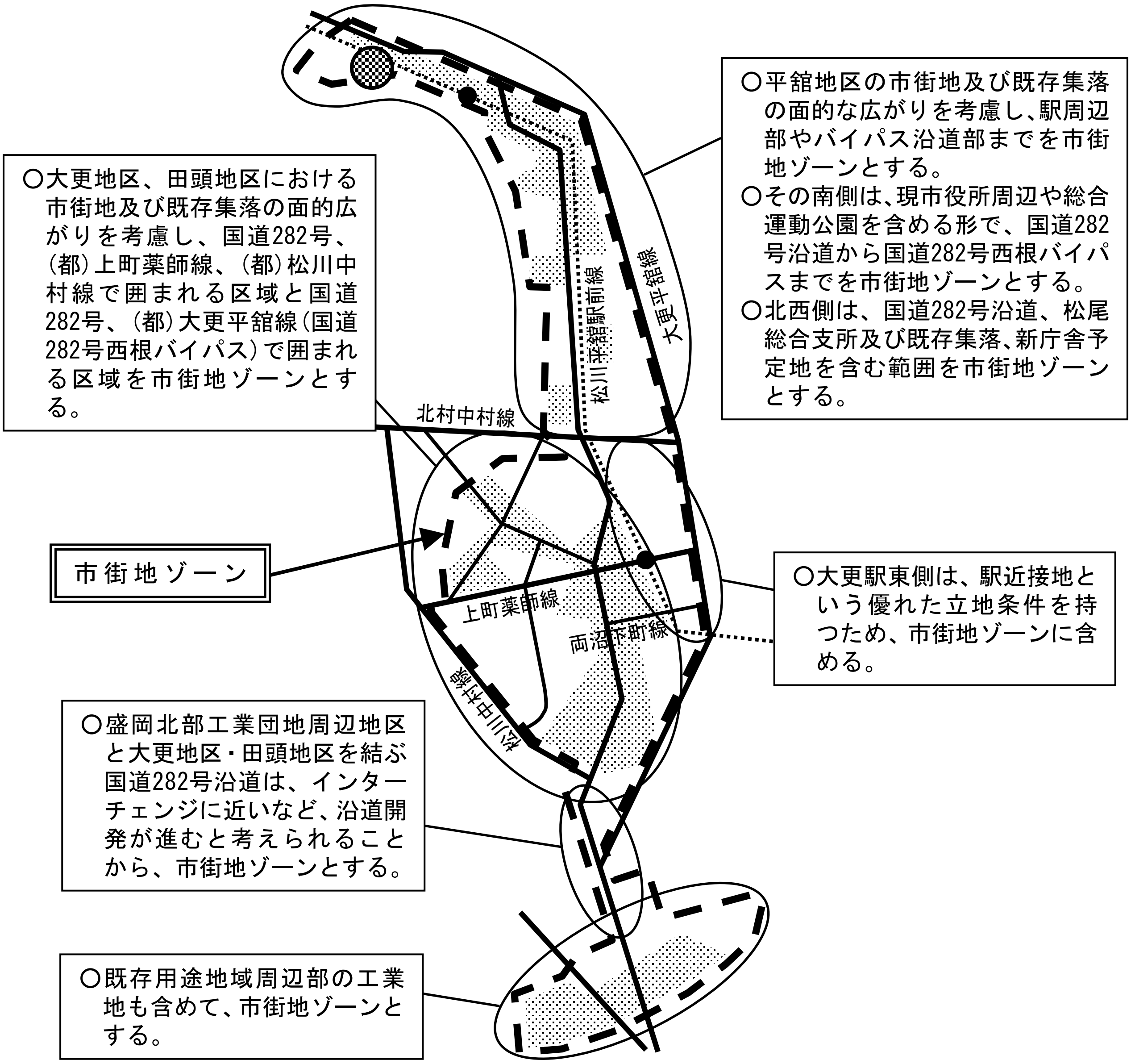

２．土地利用の方針

１）市街地ゾーン

拠点商業地区…大更駅西側の商業系用途地域指定地区（国道282号、
　　　　　　　　　　ＪＲ花輪線、（都）両沼下町線で囲まれた区域）

○既存の商業集積を活かし、親近感のある商業地形成を図る。
○行政サービス施設や医療・福祉施設の利便性向上を図る。
○八幡平市をイメージづける重要な地区であるため、建築物のセットバック（壁面後退）や小公園などの整備を検討し、ゆとりある街並み形成を図る。

ゆとりある街並み形成（例）

小公園の整備（例）

歩道のベンチ（例）

拠点商業地区のイメージ

沿道商業地区…国道282号沿道（沿道複合地区を除く）

〇国道282号沿道は、自動車利用客を対象とした沿道サービス型の商業・業務施設が主体となった土地利用形成を図る。

沿道サービス型の商業施設（例）

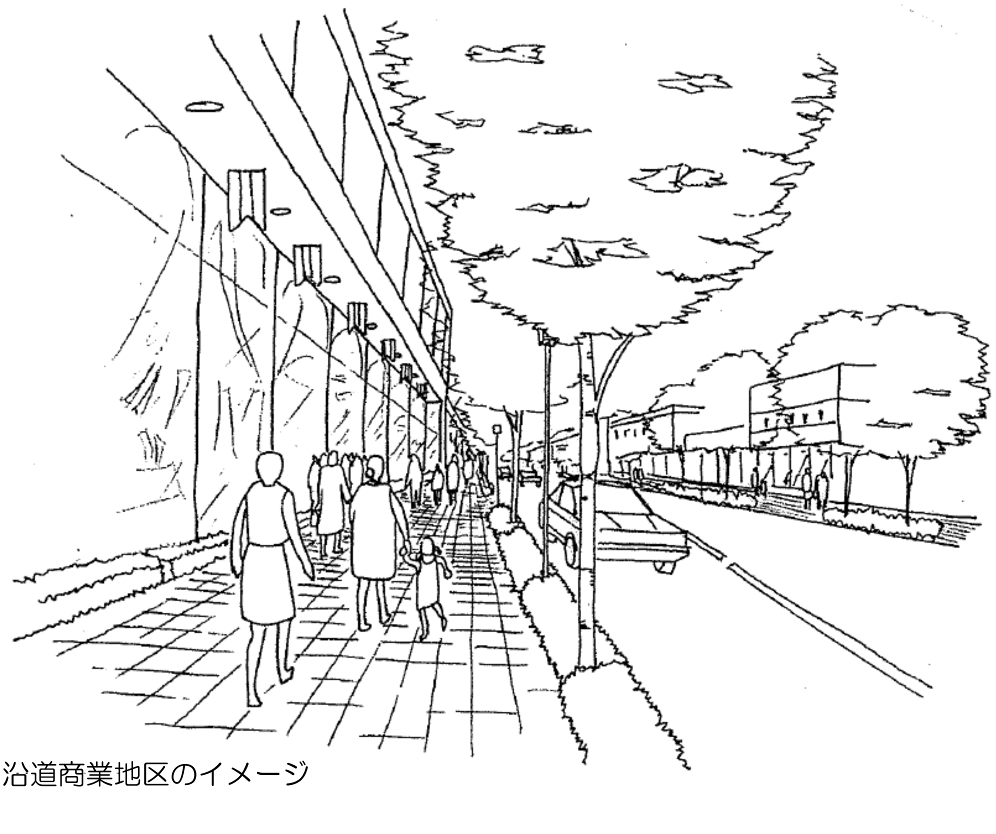

沿道商業地区のイメージ

沿道複合地区…国道282号沿道（沿道商業地区を除く）

〇当地区には工業系施設が立地しているが、沿道サービス型商業系施設の立地も考えられることから、適切な土地利用誘導により、多様な機能が共生する市街地形成を図る。

多様な機能が共生する沿道市街地（例）

工業地区…既存の工業地及びその周辺

〇八幡平市の生産拠点として、操業環境の維持・向上を図るとともに、新規企業の積極的な誘致により、就業の場の増大を図る。
〇盛岡北部工業団地の整備を促進する。

盛岡北部工業団地

住居系地区…住宅地

○住宅地では、不足する公園や道路などの都市基盤施設の整備を推進するとともに、地区計画や建築協定の導入を検討し、快適かつ魅力ある住環境を創出する。
○大更駅東側はバイパスの開通により開発需要の高まりが予想されることから、秩序ある土地利用形成を図る。

計画的に開発された住宅地（例）

快適で魅力ある住宅地（例）

快適で魅力ある
住宅地（例）

快適で魅力ある住宅地（例）

公共公益施設地区…現市役所本庁舎周辺、新庁舎予定地

○現市役所周辺は、市立図書館・市民センターを核とした文化、レクリエーション活動などの中心とする。なお、新庁舎建設後、現本庁舎は総合支所機能を配置するほか、地域利用・公共活用などの有効活用を図るものとする。
○新庁舎は、八幡平市の今後の行政サービス機能の中核であり、市民交流・地域づくり支援機能を備えるとともに、防災・災害対策機能の充実を図るものとする。
○新庁舎予定地周辺は、庁舎建設に伴う開発圧力が増大すると想定されることから、都市計画区域への編入を検討し、開発許可基準に基づく適切な民間開発の誘導や、特定用途制限地域の活用検討を行う。

八幡平市立図書館

レクリエーション活動に利用できる施設（例）

公園・緑地…総合運動公園、小丘陵地

○総合運動公園は、市民のスポーツやレクリエーションの場であり、国道282号西根バイパスの整備に併せた案内板などの整備を行い、利便性の向上を図る。
○市街地に近接する愛宕山や田頭館山、平舘舘山は、人々の憩いの場として保全を図る。

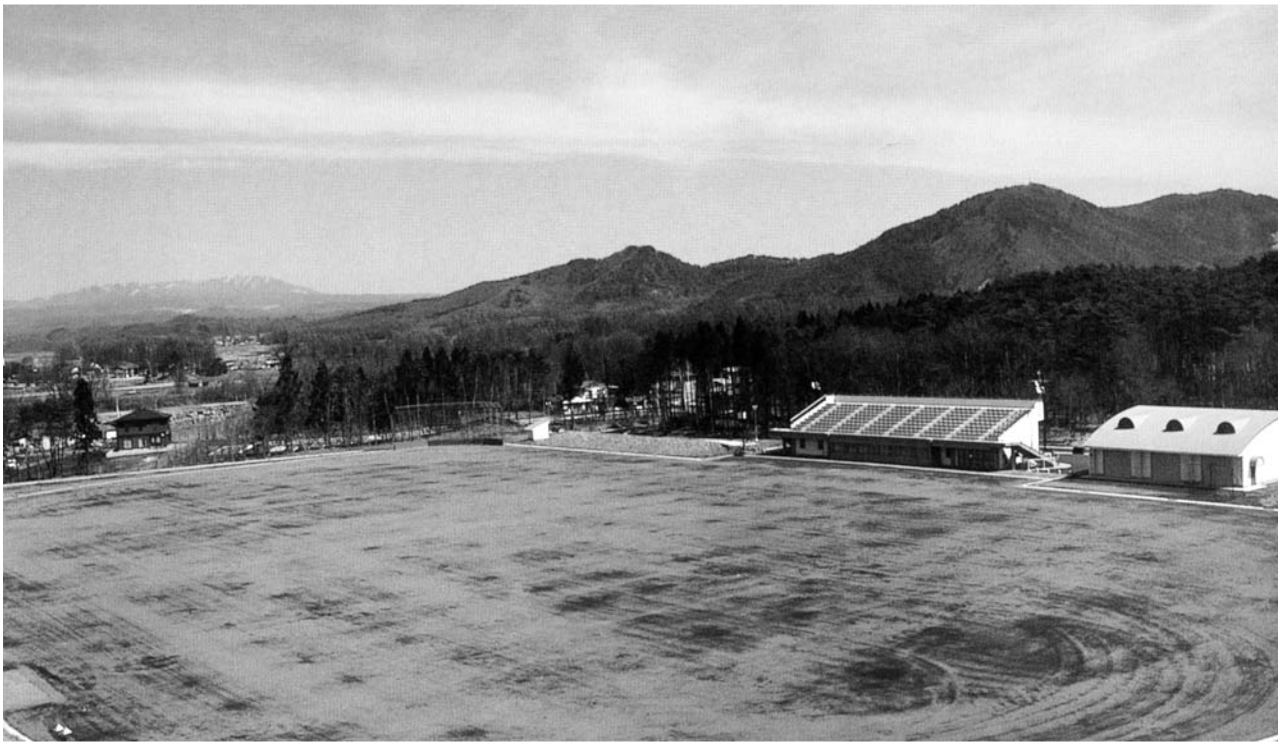

八幡平市総合運動公園

平舘舘山

２）田園ゾーン

緑　地…小丘陵地

○点在する小丘陵地の一部は岩手山の火山流れ山によって形成された景観であり、学術的な観点からも貴重なものであるため、開発の際には記録的保存を行う。

農業的土地利用地区…農地、集落

○農業は市の基幹産業であるとともに、良好な田園景観は八幡平市のイメージとしても重要な要素であることから、都市的開発の際には近接する農地の営農環境や田園景観を損なわないよう十分留意する。
○生活基盤施設の改善により、集落の居住環境の向上に努める。
○適切な土地利用及び建築活動を誘導するため、特定用途制限地域の活用を検討する。

河　川

○一級河川は貴重な水辺空間と位置づけ、市街地近接部については快適な水辺環境の創出を図る必要がある。

図　土地利用の方針

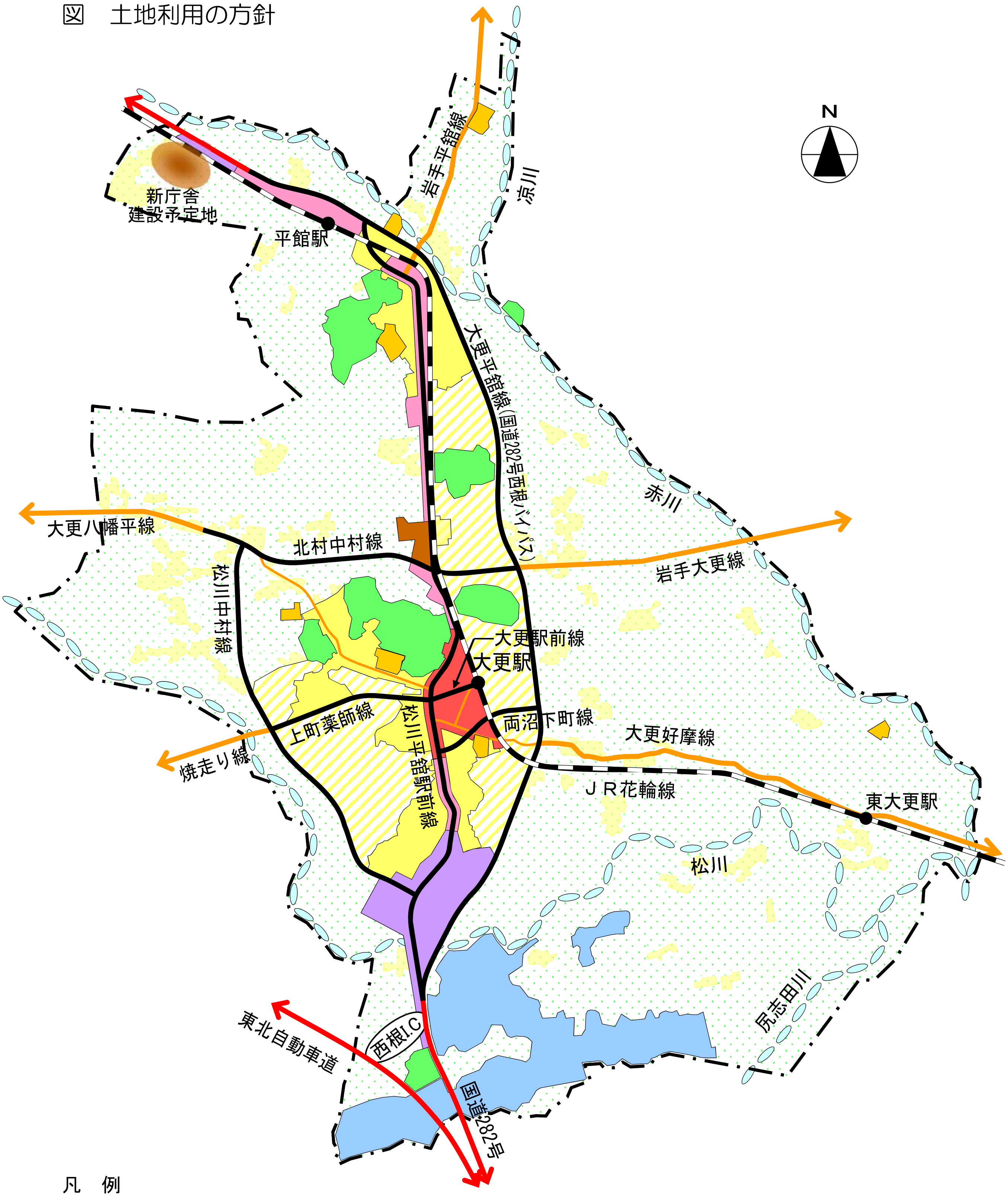

凡　例

	拠点商業地区		公共公益施設地区		鉄道及び駅
	沿道商業地区		教育施設		自動車専用道路・国道
	沿道複合地区		公園・緑地		県道
	住居系地区		集落		都市計画道路
	住居系地区		農業的土地利用地区		
	工業地区		河川		

※住居系地区の斜線の部分は、その全てを宅地化するのではなく、部分的、限定的な宅地化が緩やかに進行する地区と位置づける。

３．交通施設の整備方針

交通施設の整備にあたっては、既存の交通施設を活用するとともに、都市計画道路を中心とした、機能性、快適性に優れた交通網を形成する。

なお、都市計画道路については、今後の交通量調査等を基に将来交通需要予測を行い、必要性等を検証のうえ適切な見直しを行うものとする。

１）道路網の段階構成

広域幹線道路…東北自動車道、国道282号西根バイパス

○広域幹線道路は、国土及び地域の骨格を形成し、広域の物流・交流を担う道路である。国道282号西根バイパスは現国道282号の交通負荷を軽減するため、早期整備を目指す。

主要幹線道路…㊀大更好摩線、㊟岩手平舘線、㊟大更八幡平線の一部、㊀岩手大更線、（都）北村中村線

○主要幹線道路は、地方生活圏及び都市圏域の骨格を形成し、地方生活圏相互を連絡する道路であるとともに、都市圏の骨格道路としての役割も合わせ持つため、道路改良を含め、十分な幅員の確保を目指す。

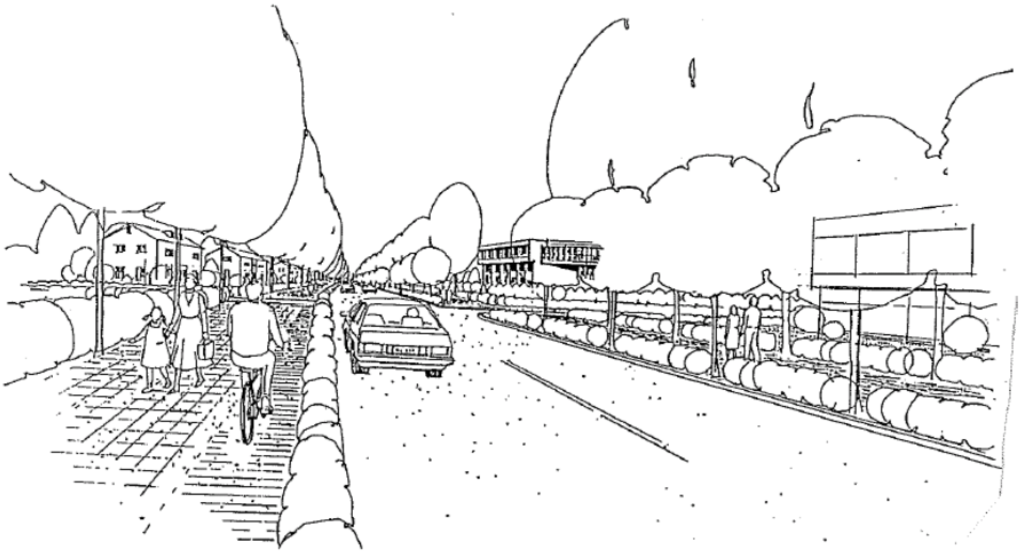

主要幹線道路のイメージ

幹　線　道　路…国道282号及び都市計画道路、㊤大更八幡平線の一部、
㊀焼走り線の一部

○幹線道路は、八幡平市の骨格となる道路であり、自動車交通ばかりでなく、歩行者交通路としても重要な路線であるため、十分な幅員の確保を目指す。
○(都)大更駅前線は拠点商業地区の主要な道路であり、早期整備を目指す。

補助幹線道路…㊀焼走り線の一部、新規設置道路、新庁舎アクセス道路

○補助幹線道路は幹線道路と主要生活道路や区画道路を結び、それらの道路の交通を集散させる役割を持つ道路であり、都市計画道路網のはしご型構造にあわせ、適切に補助幹線道路を配置する。
○大更駅と広域幹線道路を結ぶ路線は、補助幹線道路として配置する。
○田頭地区の㊀焼走り線は、当面は幹線道路としての機能を担う路線であるが、将来的には補助幹線道路と位置づける。
○新庁舎と国道282号のアクセス道路については、計画的な整備を図るとともに、田頭・野駄方面からの利用についても整備検討を進め、利便性の向上を図る。

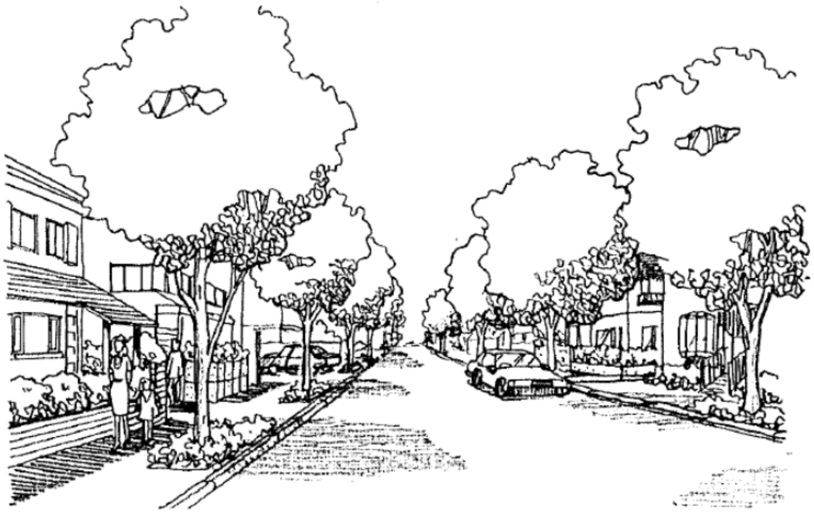

補助幹線道路のイメージ

２）歩行者空間の整備方針

安全な歩行者空間の確保

○商業地や住宅地では、歩行者の安全性に配慮した道路整備が重要であることから、幹線・補助幹線道路については、十分な幅員を持つ歩道を確保する。
○それ以外の道路についても歩道の積極的な確保を図る。

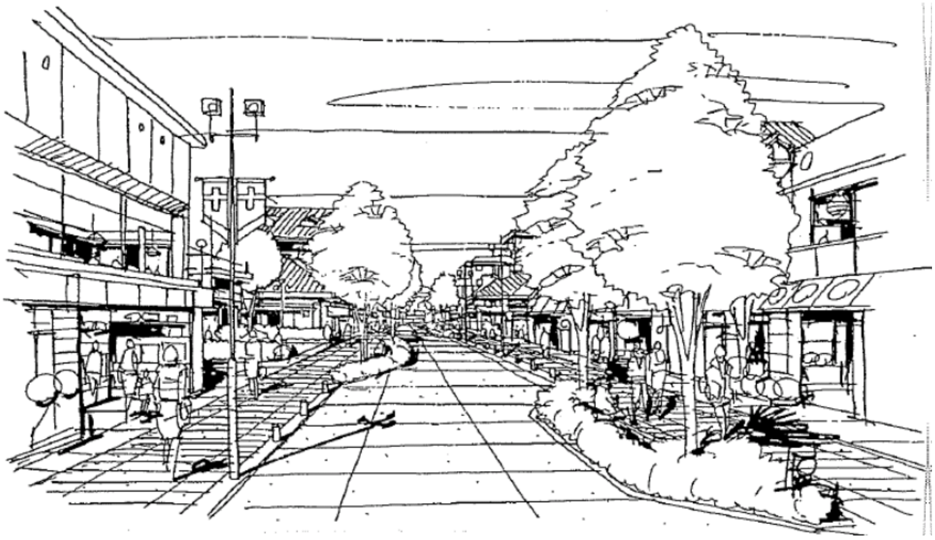

歩道に配慮した道路のイメージ

３）鉄道との結節の方針

交通結節点としての駅周辺の整備

○鉄道は日常生活に密着した住民の足であり、高齢者や障がい者などの交通弱者にとっては、なくてはならない重要な交通手段である。また、鉄道駅は人々が行き交う場所であるとともに、自動車交通との結節点でもあることから、十分な広さの駅前広場を確保する。
○大更駅周辺は、駅東西の環境整備により交通結節機能の強化を図る。
○新庁舎建設予定地付近の北森駅及び平館駅は、新庁舎建設に伴い今後さらなる利便性の向上を図る必要があり、関係機関との十分な協議のもとに整備に向けた検討を進める。
○東大更駅周辺部では、農村部の生活拠点の機能を果たすため、快適性に優れた、待ち合わせなどが可能な広場の確保を検討する。

図　交通施設の整備方針

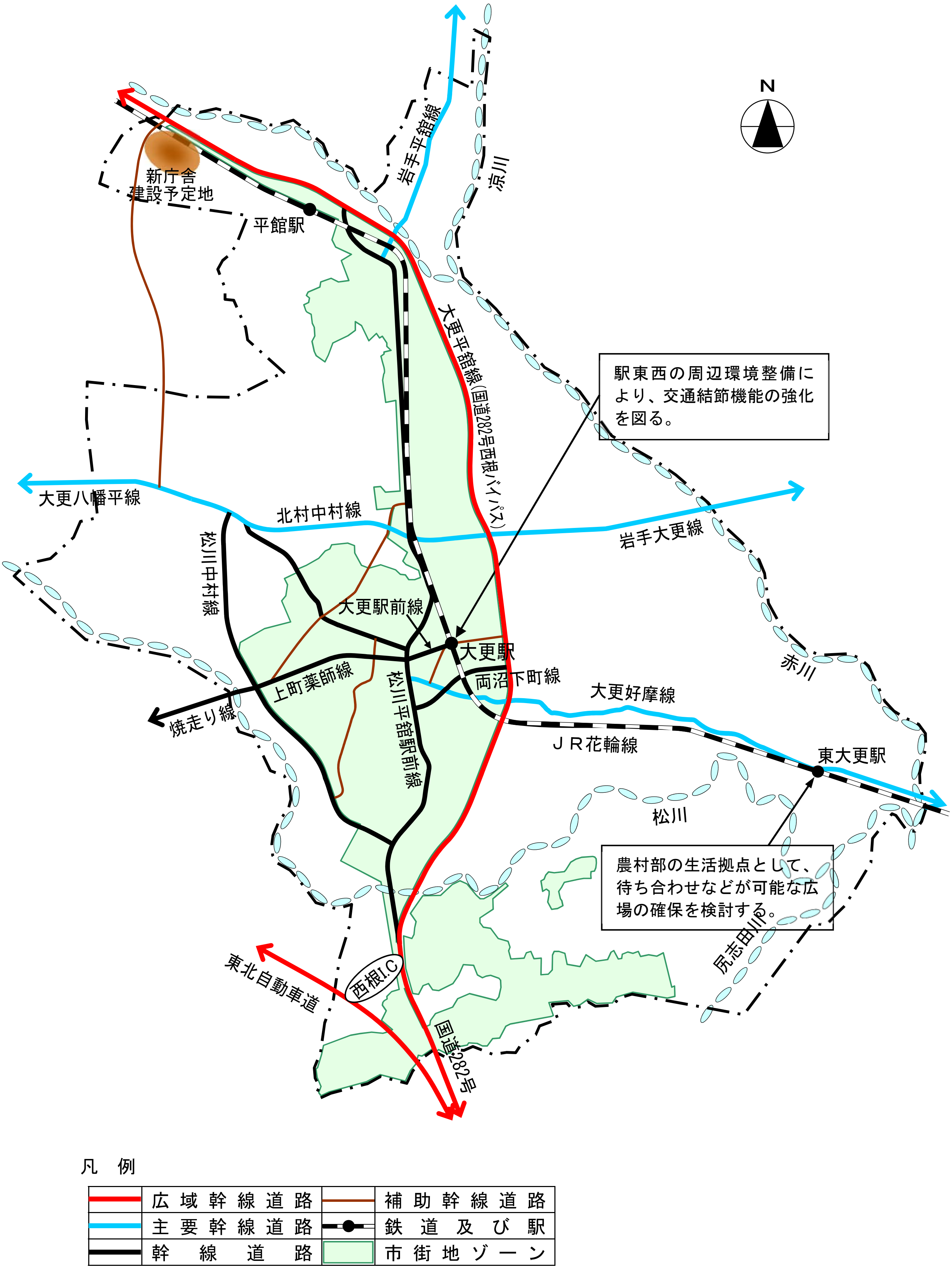
N
新庁舎
建設予定地
平館駅
岩手平舘線
涼川
大更平舘線（国道282号西根バイパス）
駅東西の周辺環境整備により、交通結節機能の強化を図る。
大更八幡平線
北村中村線
岩手大更線
松川中村線
大更駅前線
大更駅
両沼下町線
上町薬師線
焼走り線
松川平舘駅前線
大更好摩線
ＪＲ花輪線
東大更駅
赤川
松川
農村部の生活拠点として、待ち合わせなどが可能な広場の確保を検討する。
尻志田川
東北自動車道
西根I.C
国道282号
凡　例
広域幹線道路
補助幹線道路
主要幹線道路
鉄道及び駅
幹線道路
市街地ゾーン

４．公園・緑地の整備・活用方針

総合運動公園及び既存の公園や緑地を活用するとともに、住区基幹公園の整備を促進する。

総合運動公園の利便性の向上

○八幡平市総合運動公園は市街地のほぼ中央部に位置し、東側には国道282号西根バイパスも整備されることから、市民のスポーツ、レクリエーション振興の場として積極的な利活用を促進する。

○総合運動公園の利便性の向上を図るとともに、地域防災上重要な拠点であることから、国道282号西根バイパスの整備に併せた案内板などの整備を行う。

住区基幹公園の整備による地域コミュニティの醸成

○住区基幹公園は、地区公園※1、近隣公園※2、街区公園※3で構成され、遊戯、スポーツ、休憩機能をはじめ、地域交流、コミュニティ、防災機能などを有し、生活圏形成に必要不可欠な都市施設である。このうち、八幡平市では生活圏の広がりや人口規模を考慮し、近隣公園と街区公園を配置する。

○近隣公園は、生活圏の規模を考慮した施設数を確保するとともに、防災避難地としての機能を担うため、概ね１ヶ所2haの面積とし、生活圏内の住民が利用しやすい位置に配置する。

○街区公園は、用途地域人口や利用圏を考慮し、主要道路などに囲まれた区域を単位として配置する。

※１　地区公園・・・・400ha程度の範囲、人口規模４万人に１ヶ所を基準として配置する公園。
標準利用圏は１km、標準規模は４ha。

※２　近隣公園・・・・100ha程度の範囲、人口規模１万人に１ヶ所を基準として配置する公園。
標準利用圏は500m、標準規模は２ha。

※３　街区公園・・・・100ha程度の範囲、人口規模１万人に４ヶ所を基準として配置する公園。
標準利用圏は250m、標準規模は0.25ha。

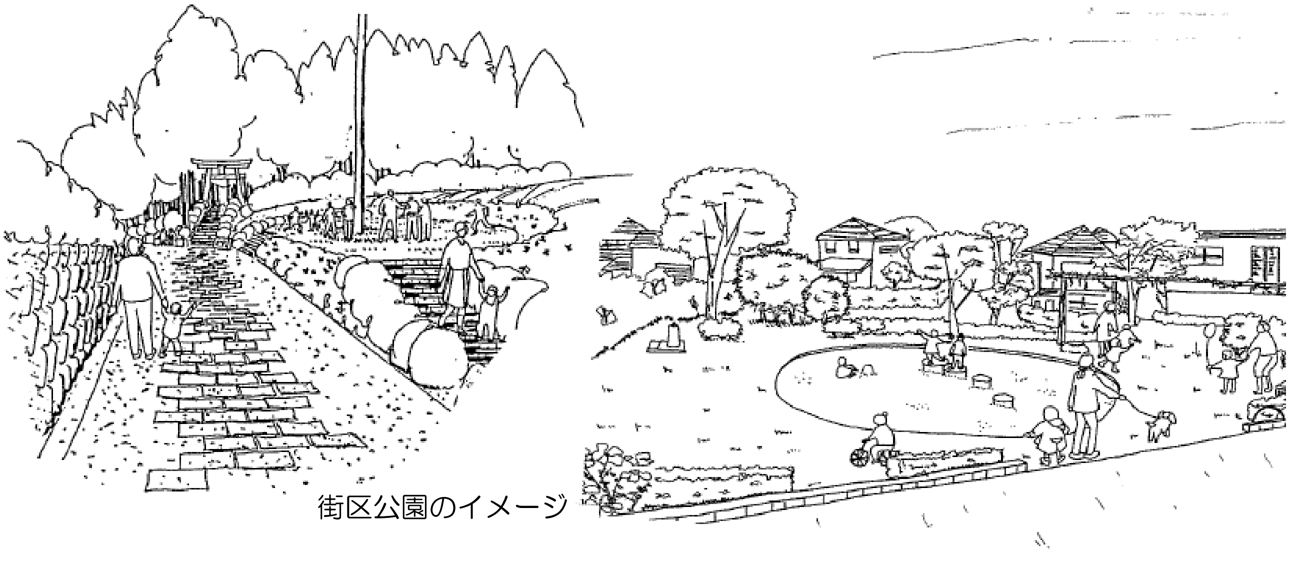

街区公園のイメージ

自然資源の活用

○市街地に近接する小丘陵地は、緑地として保全を図るとともに、散策路の整備などにより公園的に活用する。

回遊性の確保

○幹線道路の歩道部や区画道路の適切な整備により、都市公園、河川敷公園、緑地、河川を結びつけ、自転車、歩行者の回遊性を確保する。

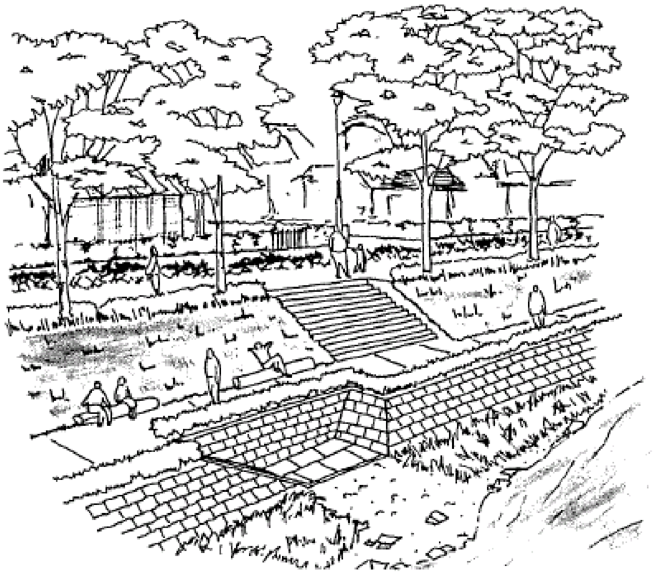

河川敷整備のイメージ

地域緑化の推進

○公共公益施設や工場、商業施設などについては、施設周辺の緑化を推進し、市街地部における緑の量の増加を図る。
○盛岡北部工業団地については、緑化により施設の圧迫感の軽減を図る。
○敷地内緑化の推進や、生け垣化などへの誘導、奨励により、うるおいのある景観形成と防災機能の向上（ブロック塀の倒壊防止等）を推進する。
○幹線道路にはできる限り植樹帯を設け、道路景観の向上と延焼防止機能の強化を図る。特に国道282号は八幡平市をイメージづける道路であるため植栽に変化を持たせるなど、個性ある道づくりを検討する。

図　公園・緑地の整備方針

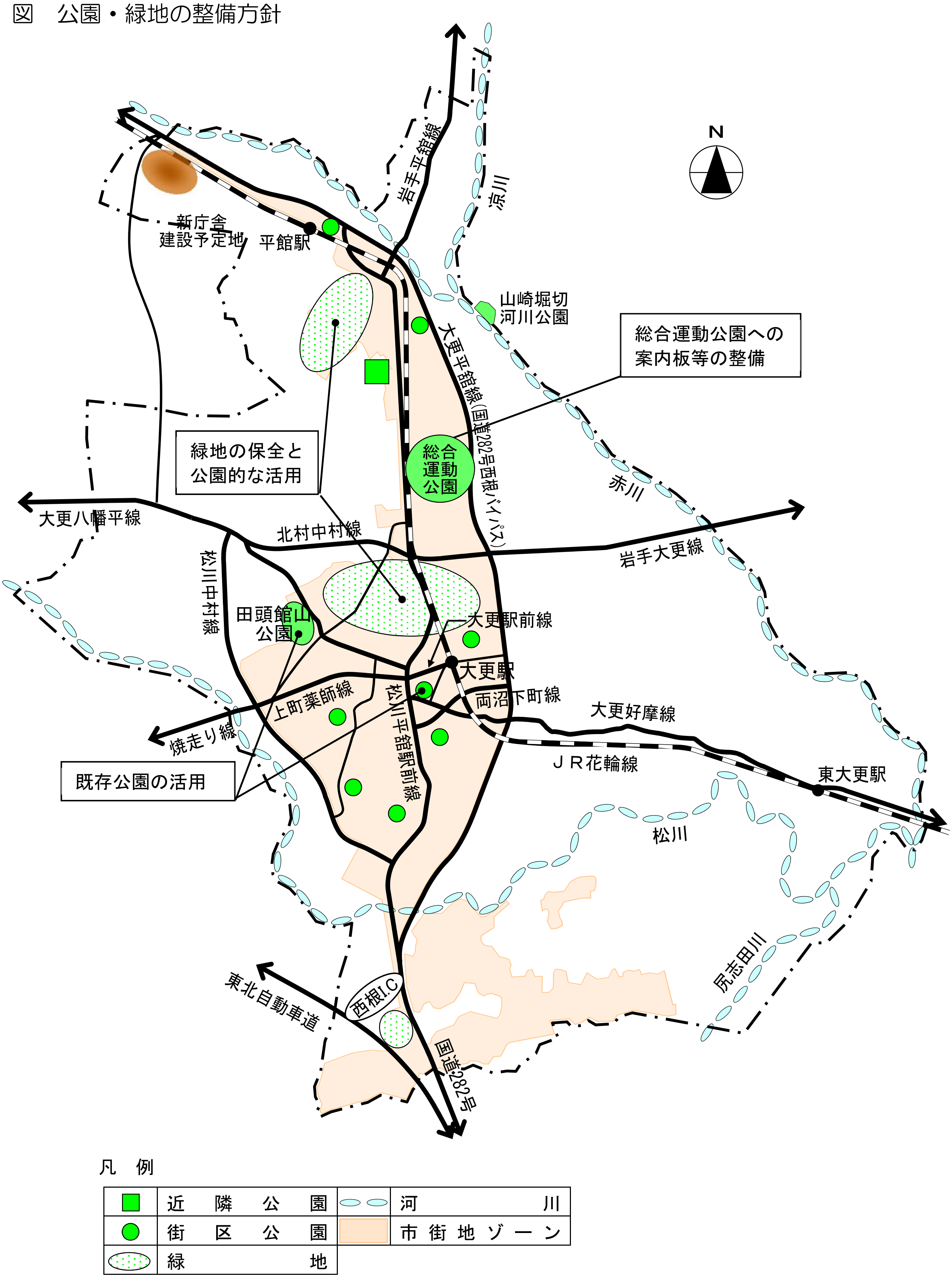
N
岩手平舘線
涼川
新庁舎
建設予定地
平館駅
山崎堀切
河川公園
総合運動公園への
案内板等の整備
大更平舘線(国道282号西根バイパス)
総合
運動
公園
緑地の保全と
公園的な活用
赤川
大更八幡平線
北村中村線
岩手大更線
松川中村線
田頭館山
公園
大更駅前線
大更駅
両沼下町線
上町薬師線
松川平舘駅前線
大更好摩線
焼走り線
ＪＲ花輪線
既存公園の活用
東大更駅
松川
尻志田川
東北自動車道
西根I.C
国道282号
凡　例
近　隣　公　園
街　区　公　園
緑　地
河　川
市 街 地 ゾ ー ン

５．都市景観形成の方針

全国的にも知名度の高い岩手山や八幡平などの山々は、四季を通じて様々な景観を示しており、八幡平市らしい個性あるまちづくりにこれらの景観資源を活かす。

良好な市街地景観の形成

○市街地では良好な景観形成のため、建築協定や緑地協定の活用及び景観条例に基づく景観形成基準の適用拡大を検討する。
○特に、駅周辺地区は八幡平市の拠点地区であり、周辺との調和を図りつつ、八幡平市の象徴となるような景観整備を推進する。

良好な田園景観の保全

○市街地の周辺部に広がる田園地帯は、農村集落と一体となり良好な田園景観を形成しているため、景観条例に基づく景観形成基準の適用拡大を検討し、良好な田園景観の保全を図る。

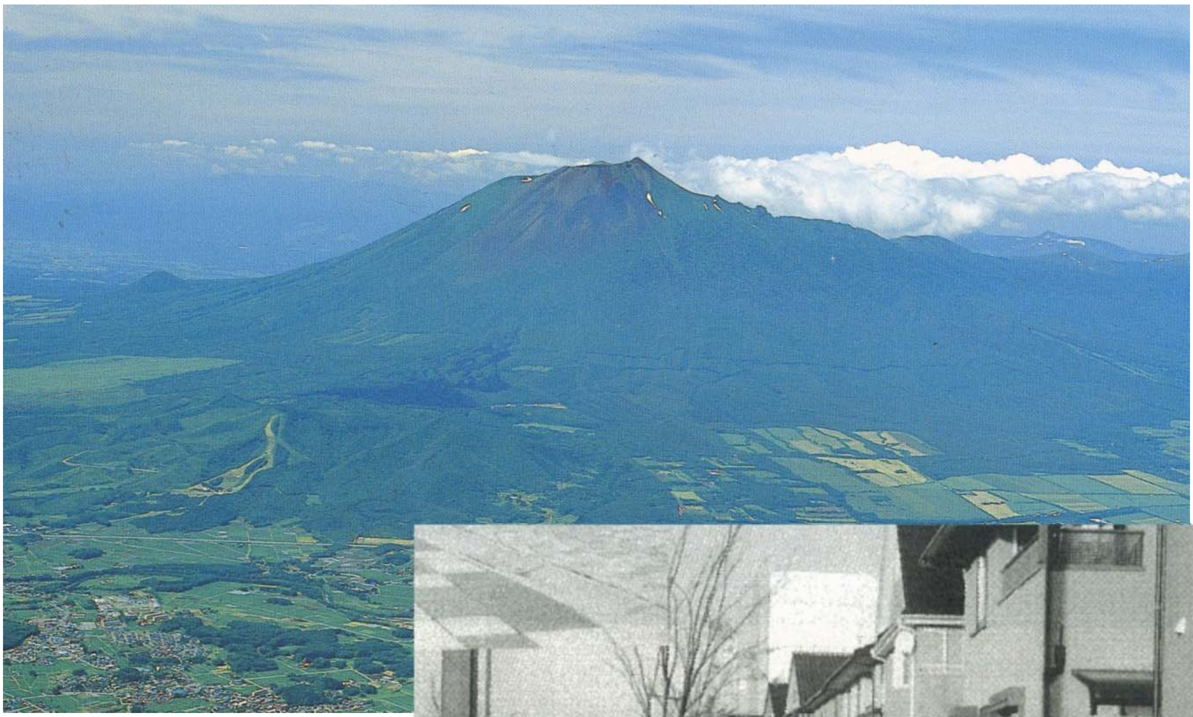

景観面に優れた市街地

６．都市防災の方針

総合的な防災対策の推進

○自然災害などが発生した場合、都市化の進んだ市街地では、予想外の被害を生じる可能性がある。岩手山は近年火山活動が沈静化の方向にあるものの、災害全般にわたる総合的な防災対策が必要である。

都市施設整備による都市防災の推進

○公園は、災害発生時（火山災害、地震、火災等）には周辺住民の避難場所として機能するため、市街地では適切に配置する。
○幹線道路は、避難路の機能だけでなく、延焼遮断帯の役割も持つため、十分な幅員を確保する。
○住宅地などでは、緊急車輌の通行に支障を生じないように、生活道路の整備を促進する。

７．河川・下水道の整備方針

河川環境及び親水性の向上

○治水能力の向上を図るとともに、市民に親しまれる川とするため、河川改修に合わせた護岸整備を図る必要がある。また、護岸整備を行う際には、コンクリート護岸は出来るだけ避け、人々が水にふれあえる場を創出し、親水性の向上を図る必要がある。

下水道の計画的な整備

○下水道は、衛生的で快適な都市生活を営む上で重要な施設であり、道路の整備と整合を図りながら、計画的な整備を進める必要がある。

図　全体構想図

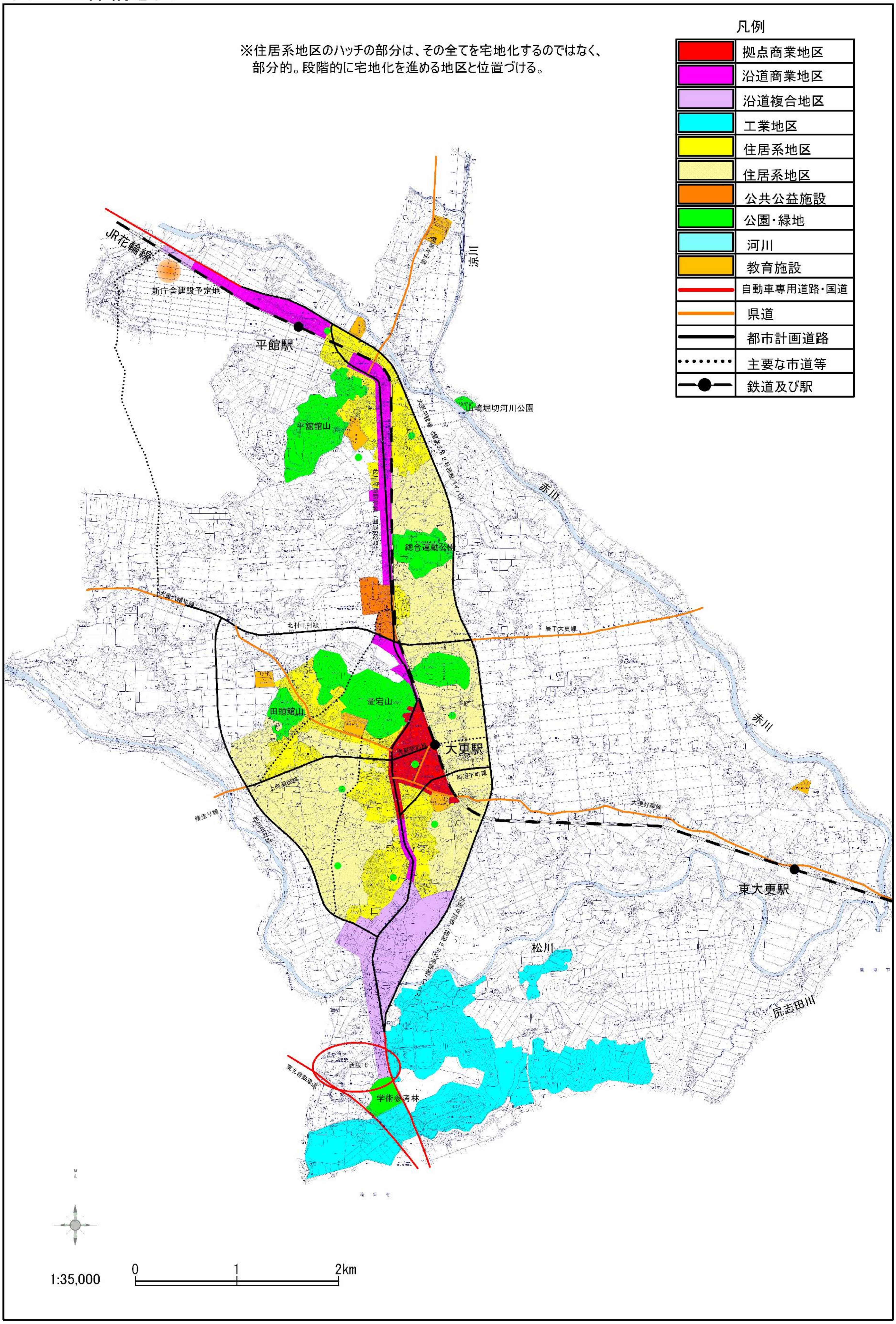

※住居系地区のハッチの部分は、その全てを宅地化するのではなく、
部分的。段階的に宅地化を進める地区と位置づける。
凡例
拠点商業地区
沿道商業地区
沿道複合地区
工業地区
住居系地区
住居系地区
公共公益施設
公園・緑地
河川
教育施設
自動車専用道路・国道
県道
都市計画道路
主要な市道等
鉄道及び駅
JR花輪線
新庁舎建設予定地
平館駅
平館館山
山崎堀切河川公園
涼川
赤川
愛宕山
田頭館山
大更駅
東大更駅
松川
尻志田川
西根IC
学術参考林
1:35,000
0
1
2km

5章　地域別構想

1．地域区分の設定

地域別構想の目的

○市町村マスタープランに関する国の通達では、「各地域像を描く上で、適切なまとまりのある範囲で地域設定を行ったうえで、地域別にあるべき地域像を明らかにすること」を目的として、地域別構想を定めることとしている。これを踏まえ、八幡平市の地域別構想は、魅力的な地域や生活圏の形成と、都市像の具現化に向けた施策の展開を図ることを目的に策定する。

地域区分の方法

○本市の地域区分は、下表に示すように市街地形態、市街化動向、土地利用、主要な公共・公益施設の分布の地域特性から判断し、概ね(都)北村中村線、㊀岩手大更線を境界とした2地域に区分する。

表　地域特性による区分

市街地形態	大更地区・田頭地区は、面的な広がりのある市街地が形成され、平舘地区は国道282号沿道に市街地が形成されていることから2地域に区分される。
市街化動向	大更駅周辺の市街化動向が見られる地域と、平舘駅周辺の顕著な市街化動向が見られない地域の2地域に区分される。
土地利用	大更駅周辺の市街地は商業、工業系のほか、レジャー系施設など各種産業系の施設が立地しているのに対し、市役所周辺から平舘市街地にかけての国道282号沿いは、商業系の土地利用を主体としており、2地域に区分される。
主要な公共・公益施設の分布	公共・公益施設は市役所周辺に集中しているが、南側は少ない。

地域名の設定

○地域名は、地域の特徴的な土地利用や施設立地状況を考慮し、図に示すように「大更・田頭南部地域」及び「平舘・野駄・田頭北部地域」とする。

表　地域区分ごとの現況特性

項　目		大更・田頭南部地域	平舘・野駄・田頭北部地域
人　口		9,035人	3,961人
面　積		約　2,753ha	約　1,298ha
人口密度		約　3.3人／ha	約　3.1人／ha
用途地域面積		235.7ha	88.3ha
	第一種低層住居専用地域	14.1ha	—
	第一種中高層住居専用地域	34.4ha	—
	第二種中高層住居専用地域	9.7ha	—
	第一種住居地域	52.6ha	73.0ha
	第二種住居地域	6.3ha	—
	近隣商業地域	16.2ha	15.3ha
	商業地域	17.3ha	—
	準工業地域	14.8ha	—
	工業地域	70.3ha	—
	指定状況	指定されている全ての種類の用途地域を含み、比較的面的な広がりのある区域に指定している。	第一種住居地域と近隣商業地域のみの指定であり、国道沿道に帯状に指定している。
土地利用状況	住居系	国道及び県道沿道に広がり、ある程度面的なまとまりを持つ。	国道282号沿道を中心に、帯状に広がっている。
	商業系	大更駅西側に面的に広がる既存商業地と、国道282号沿道の商業地に分けられる。	国道282号沿道に形成され、大型店舗の立地も見られる。
	工業系	盛岡北部工業団地があるほか、国道282号沿道に工業施設が点在している。	まとまった工業地は見られず、国道282号沿道に工業施設が点在している。
	レジャー･レクリエーション系	国道282号沿道に多くのレジャー施設が立地するほか、規模の大きな温泉宿泊施設がある。	まとまった用地はほとんど見られない。
	公共・公益系	小・中学校などが、単独で立地するのみである。	市役所周辺に公共・公益施設が集中しているほか、平舘高校が立地している。
	公園・緑地	愛宕山周辺や西根I.C.周辺に広がっている。	総合運動公園が位置し、平舘高校西側に緑地が広がっている。
市街化動向		大更駅近隣や国道282号沿道で宅地化が進展しているほか、用途地域外でも宅地化が進展している。	国道282号沿道では、大型店の立地などが見られるが、他の地区では顕著な市街化動向は見られない。
交通施設	主要道路	東北自動車道及び国道282号と県道５路線	国道282号と県道３路線
	鉄道駅	東大更駅及び大更駅	平館駅
	都市計画道路	７路線	３路線

図　地域区分図

図　地域区分図

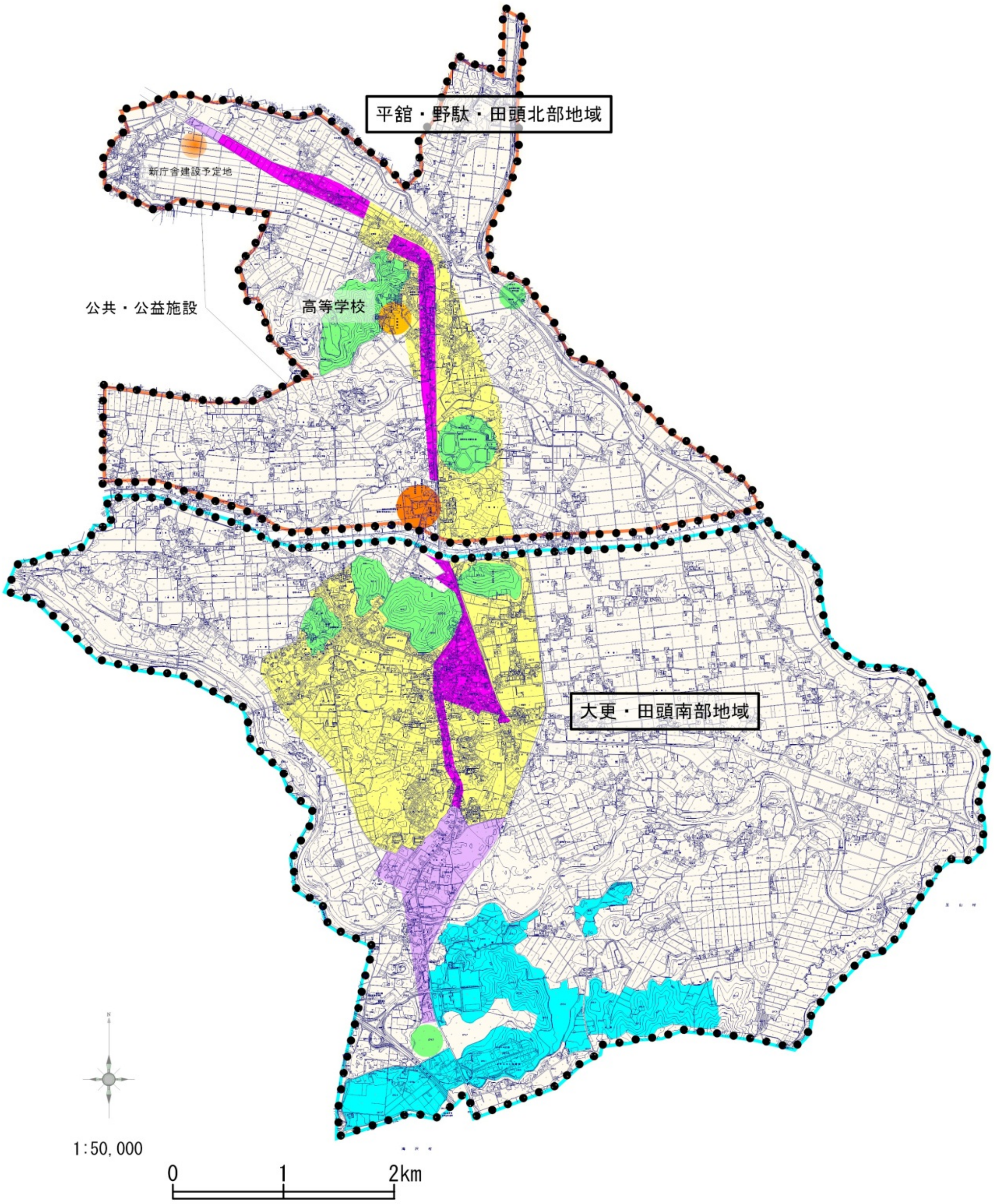

２．大更・田頭南部地域

１）地域の現況

地域の概要…盛岡北部工業団地から大更地区、田頭地区までの地域

面　積	人　口	人口密度
約 2,753ha	9,035 人	約 3.3 人／ha

資料：都市計画基礎調査

土地利用及び交通現況

○市街地は、ＪＲ花輪線西側を中心に、国道282号や主要道路の沿道に広がっている。大更駅前から国道282号にかけては、旧来からの商業施設が立地しており、国道282号沿道は沿道型の商業地を形成している。
○工業地は、西根I.C.に近接して盛岡北部工業団地が整備されている。
○主要な道路は国道282号が南北に縦貫しているほか、県道が5路線ある。鉄道駅は、東大更駅と大更駅がある。

都市計画

○用途地域は、大更駅周辺が商業系用途地域、西根I.C.付近と国道282号沿道の一部が工業系用途地域、他の地区は住居系の用途地域である。
○都市計画道路は7路線決定されている。
○都市計画施設として、下水道の終末処理場が供用されている。

主要施設

○医療施設は国保西根病院が立地し、福祉施設は特別養護老人ホームが立地している。教育施設は小学校が３校、中学校が１校ある。また、大更地区、田頭地区それぞれに公民館がある。

住民意向調査結果

○まちづくりで力を入れてほしい施策の上位に、道路の整備、下水道の整備があがっている。
○好きな場所の上位に田頭館山公園があげられている。
○買い物の利便性に関して不満度が高い。

【生活環境の満足度】

都市計画区域全体（中央の破線）と比較した当地域の評価（円の外側ほど評価が高い）

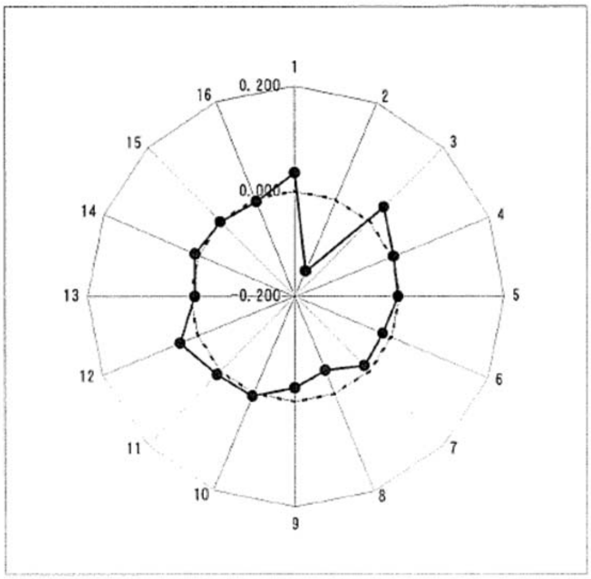

凡　　例
1　通勤・通学の便利さ
2　買い物の便利さ
3　公園や子供の遊び場
4　緑の豊かさ
5　交通の安全性
6　災害時の安全性
7　医者・病院の便利さ
8　スポーツ・文化施設の利用のしやすさ
9　人情の豊かさ・親切さ
10　景観・街並み
11　上水道の状況
12　し尿処理・排水の状況
13　道路の整備状況
14　児童施設整備の状況
15　老人施設の利用のしやすさ
16　全体としての「暮らしやすさ」

ワークショップでの特徴的な意見

○大更駅西側商業地は、利便性や快適性に優れた魅力ある駅前商業地として立地誘導する。
○大更駅東側は、国道282号バイパスの整備に合わせて住宅地としての整備を行う。また、駅前については、通勤・通学の利便性の向上を図るため、駐車場の整備を行い、交通結節点としての機能強化を図る。
○愛宕山及び田頭館山周辺の緑地は保全を図るとともに、公園的に活用する。
○平舘の市街地との結びつきを強化する。

風土イメージ調査によるイメージの強い施設等

○住　民・・・道の駅「にしね」、松川、西根温泉ゲンデルランド
○転出者・・・松川、大更駅、八坂神社祭り
○来訪者・・・道の駅「にしね」、西根温泉ゲンデルランド、西根I.C.

５章　地域別構想

図　地域構成概念図

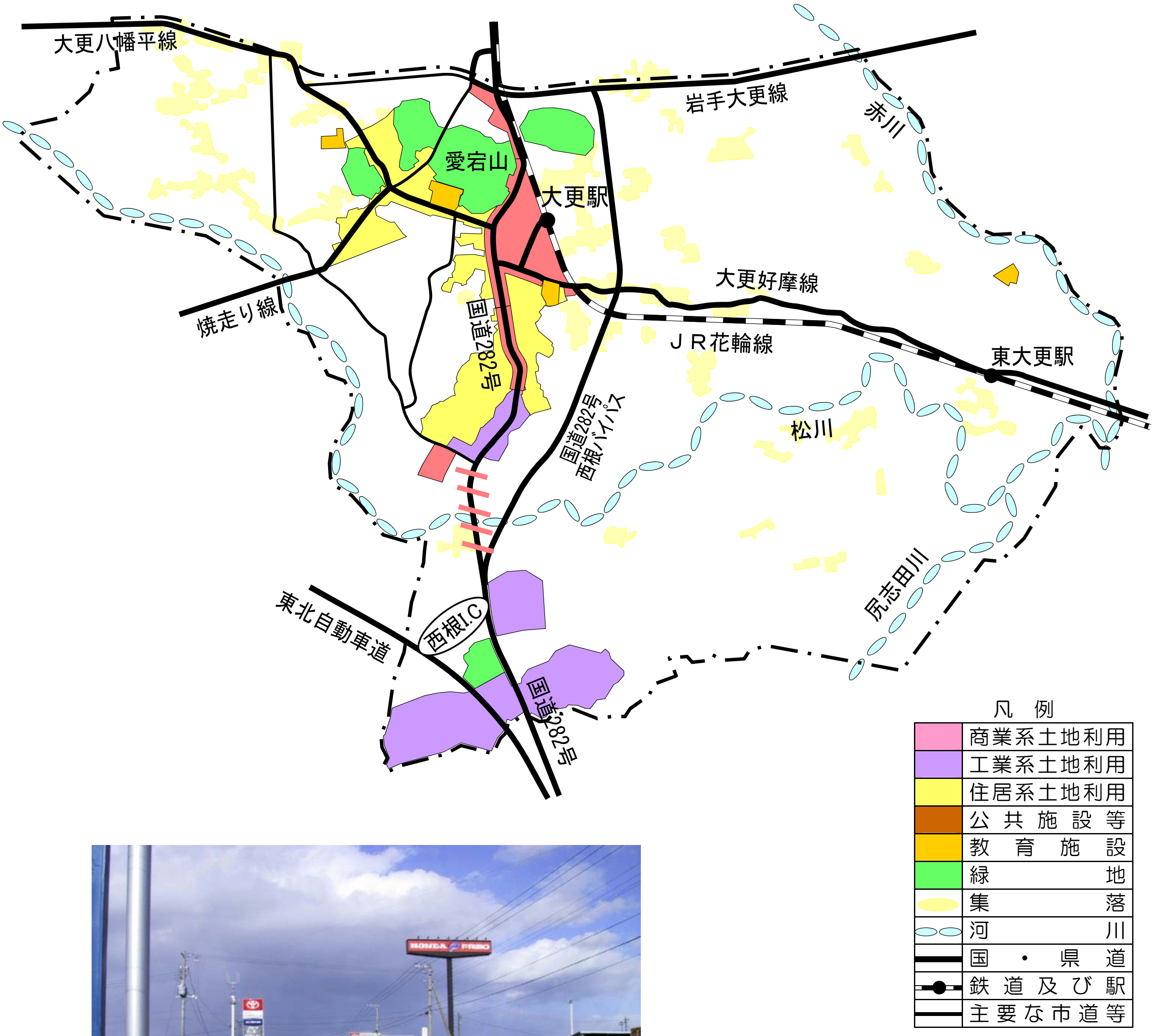

国道282号

田頭館山からの眺望

２）主要課題と地域整備の基本方針の設定

全体構想と地域の現況を踏まえた大更・田頭南部地域の主要課題、地域整備の基本方針を設定する。

主要課題

《土地利用関連》
○駅前商業地の利便性と魅力の向上。
○大更駅東側での秩序ある土地利用形成。
○国道282号及び国道282号西根バイパス沿道の適切な土地利用誘導。
○住宅需要への対応
○既存市街地の居住環境の向上
《交通関連》
○平舘・野駄・田頭北部地域との結びつきの強化。
○大更駅東西の環境整備、東大更駅周辺における駐車場や広場の確保。

↓

地域整備の基本目標

様々な機能が連携した多様性に富んだ地域形成

道路網の強化による地域特性の向上

↓

地域整備の基本方針

《土地利用関連》
○多様な産業集積を活かすとともに、魅力ある駅前商業地の形成や国道282号及び国道282号西根バイパス沿道の適切な土地利用誘導を行い、周辺地域も含めた産業活動の拠点となる地域の形成を図る。
○国道282号を軸として市街地の結びつきを強化するとともに、居住機能、商業機能、工業機能、レジャー・レクリエーション機能などが共存した市街地の形成を図る。
○国道282号西根バイパス整備に伴う開発需要や住宅需要に対し、適切な土地利用誘導により秩序ある土地利用の形成を図る。
《交通関連》
○主要生活道路を整備し、優れた利便性を有する魅力ある地域の形成を図る。
○利便性や快適性に優れた駅周辺地区の形成を図るため、駅周辺における駐車場や広場などの環境整備を図る。

3）土地利用の方針

（1）拠点商業地区

拠点商業地区（幹線道路沿道型）…車利用への対応と利便施設の立地促進

○国道282号、（都）大更駅前線の整備に際しては、自転車歩行者道及び停車帯を確保し、安全で快適な買い物環境の創出を目指す。
○国道282号、（都）大更駅前線、（都）両沼下町線沿道は、自家用車利用が多くなることが予想されるため、共同駐車場の整備を誘導する。
○駅近隣に業務施設（銀行など）や診療所、福祉関連施設などの立地を促進することにより、地域の利便性向上を図る。

国道282号
（⊖大更好摩線交差点付近）

拠点商業地区（一般商業地）…親近感のある回遊性商業地の整備

○上記以外の商業地は、親近感ある身近な商業地として、人々の交流やふれあいが活発になるよう、生活道路の整備により回遊性を確保するとともに、買い物客の休憩や待ち合わせのための小広場の整備を図る。

⊖大更停車場線沿道
（大更郵便局付近）

（２）沿道商業地区

沿道商業地区…自家用車利用客を対象とした商業地整備

○国道282号は、自転車歩行者道や停車帯の確保を検討するとともに、十分な駐車場を個別施設で確保した商業地形成を図る。

国道282号沿道（下町一区）

（３）沿道複合地区

沿道複合地区…複合型の土地利用展開

○商業、業務、工業、レジャーなど、様々な施設が立地する地区であり、今後も複合型の土地利用地区として、適切な共存を図る。

国道282号沿道（松川）

（４）工業地区

工業地区…周辺環境と調和した地区整備

○工業地区は町のイメージ向上につながるように、施設周辺の緑化を推進し、周辺環境と調和した地区整備を図る。

（５）住居系地区

複合住宅地区…立地特性を活かした住商複合型土地利用形成

○(都)大更平舘線（国道282号西根バイパス）沿道は、住宅と沿道サービス型の商業施設が複合した土地利用形成を図る。

低層住宅地区…生活基盤施設整備と低層住居を主体とした土地利用形成

○大更地区、田頭地区の市街地は、居住環境の向上を図るため、道路や公園などの生活基盤施設の整備・充実に努める。
○用途地域内の未利用地の開発に際しては、周辺の土地利用との調和を図る。
○大更駅東側は開発需要の高まりが予想されることから、秩序ある土地利用形成を図る。
○大更地区一帯は、近接する拠点商業地区への利便性が高い特性から、低層住宅地として土地利用を誘導する。

大更地区の住宅地

田頭地区の住宅地

（６）農業的土地利用地区

集落環境地区…生活基盤施設整備等による集落環境整備

○集落については、生活道路及び排水施設を整備し、居住環境の向上を図る。

農　地…営農環境の確保

○市街地周辺部に広がる農地は、営農環境の維持・向上を図る。

図　土地利用の方針

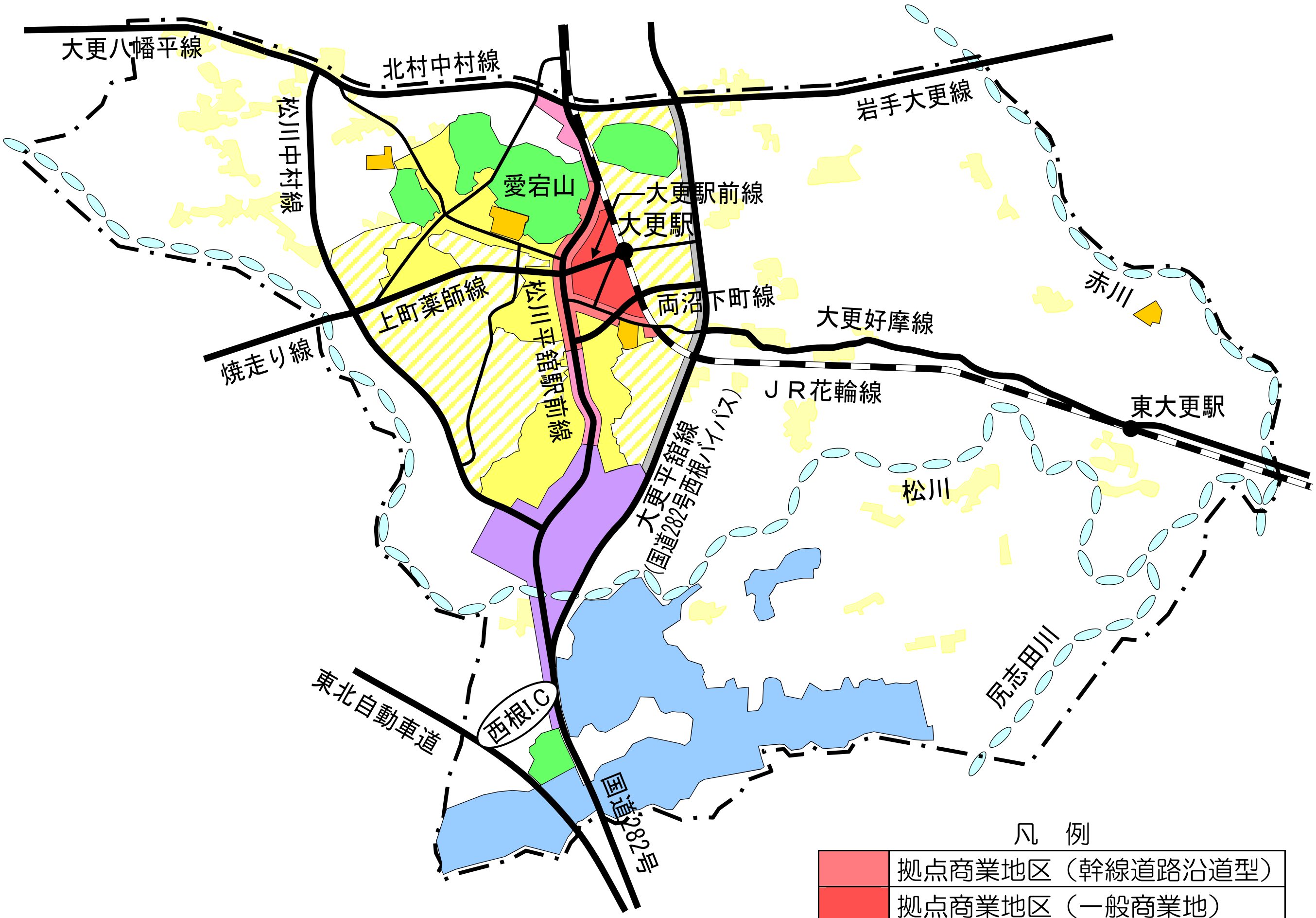

凡　例

	拠点商業地区（幹線道路沿道型）
	拠点商業地区（一般商業地）
	沿道商業地区
	沿道複合地区
	工業地区
	住居系地区（複合住宅地区）
	住居系地区（低層住宅地区）
	公共施設等
	教育施設
	公園・緑地等
	集落
	農業的土地利用地区
	河　川

※　住居系地区の斜線部分は、その全てを宅地化するのではなく、部分的、限定的な宅地化が緩やかに進行する地区と位置付ける。

４）交通施設の整備方針

広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路は全体構想で示しており、ここでは主要生活道路及び歩行者交通の検討を行う。

道路整備‥主要生活道路の整備

○地域の生活利便性の向上を図るため、既存の道路を活用した主要生活道路を以下の位置に配置する。

「①（都）松川中村線西側集落の生活利便性の向上を図るため、（都）松川中村線と㊦大更八幡平線を結ぶ路線」

「②補助幹線道路(市道大更西線)と国道282号及び国道282号西根バイパスを結ぶ路線」

「③㊀大更好摩線に平行し、東大更方面に広がる集落と市街地を結ぶ路線」

（番号は下図に対応する。）

図　交通施設の整備方針

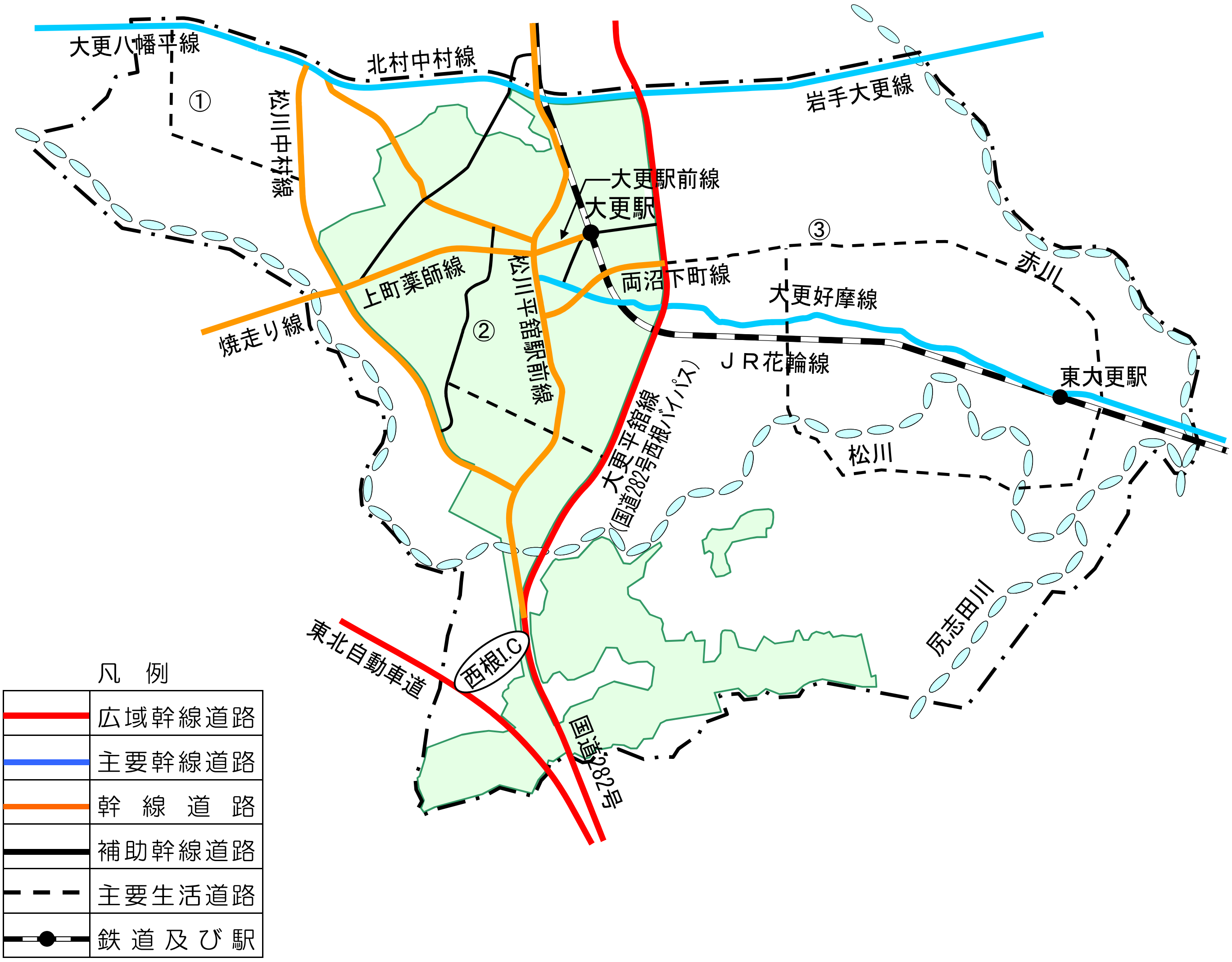

歩行者交通…歩車道分離の推進と駅周辺の交通環境の整備

○主要生活道路は、出来る限り歩車道の分離を行い、歩行者や自転車利用者にとって安全な道路整備を図る。
○大更駅西側の拠点商業地区内の幹線道路の自転車歩行者道整備や生活道路の再編成により、安全性や快適性の確保を図る。
○大更駅東側は、駐車場を整備するとともに、鉄道の東西を結ぶ連絡通路の確保を図る。

５）公園・緑地の整備方針

自然環境…市街地近接緑地の保全、活用と河川敷の整備

○愛宕山周辺及び田頭館山公園周辺の緑地、学術参考林は、保全を図る。
○田頭館山公園は、田頭城跡及び眺望を活かした公園として活用する。
○愛宕山周辺は、地域住民の憩いの場として活用する。
○松川の下の橋（焼走り線）から松川橋（国道282号）までは、市街地から利用しやすいことから、河川敷に花樹の植栽や公園的な広場の整備などを検討する。

都市公園等…既存公園の活用、土地利用に応じた公園整備と緑化推進

○フーガの広場などの既存の公園を活用するとともに、利用圏を考慮した街区公園の整備を図る。
○大更駅西側の拠点商業地区内においては、(都)大更駅前線の整備に伴せたポケットパークの整備を図る。
○工業地区は施設周辺の緑化を推進し、周辺環境との調和を図る。

図　公園・緑地の整備方針

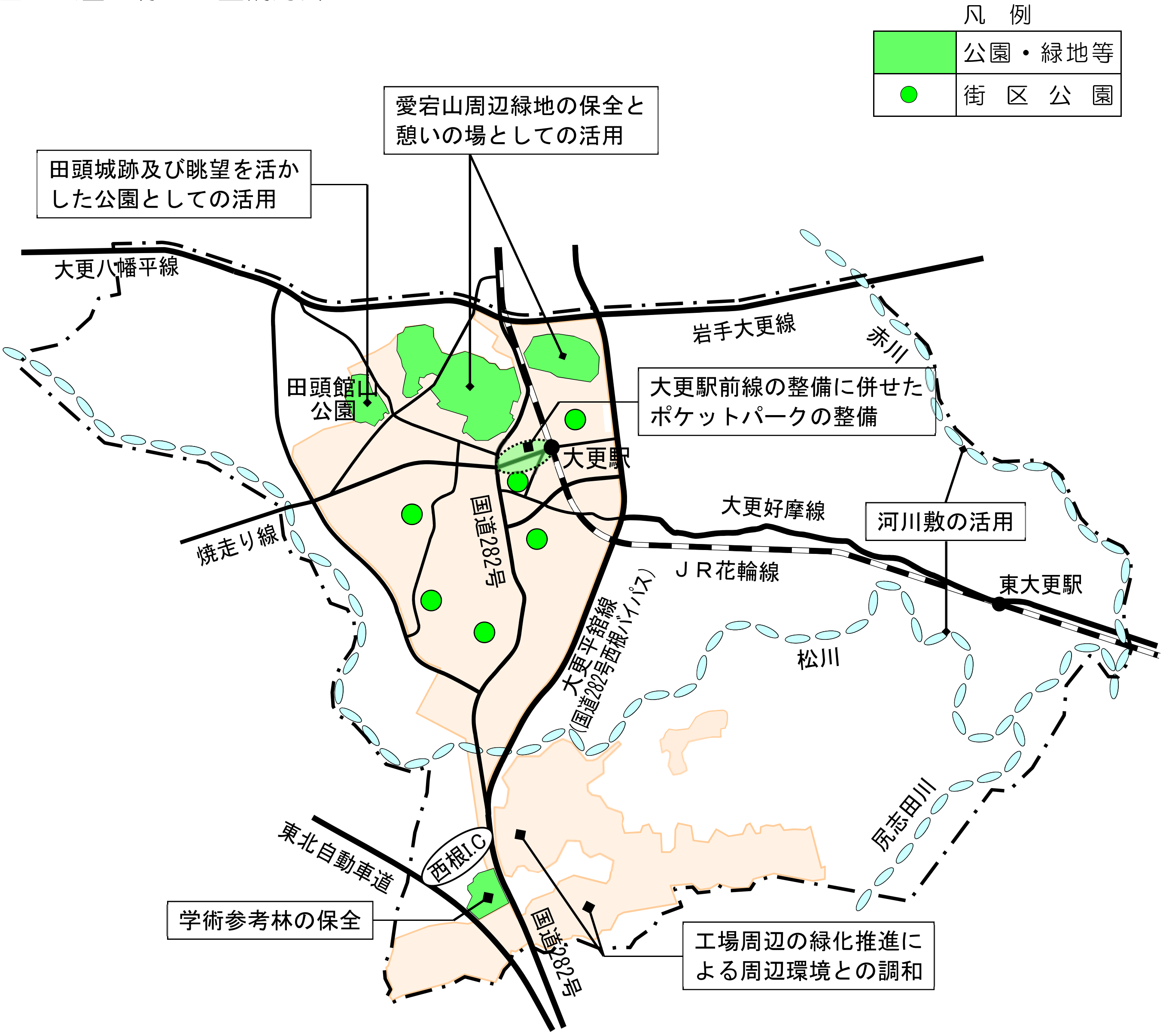

６）景観形成の方針

自然景観…岩手山などを背景とした田園景観との調和

○市街地周辺部の田園地帯は、岩手山や丘陵地を背景として、農村集落と一体となった豊かな景観であることから、開発を行う際には周辺地区との景観的調和を図る。

○松川は周辺の農地、緑地と一体となって固有の景観を形成しており、景観の保全を図る。

○市街地に近接する愛宕山などの市街地の後背緑地は、身近な緑地景観として樹林の保全を図る。

市街地景観…市の拠点の景観整備と土地利用に応じた市街地景観の整備

○拠点商業地区の主要な道路となる（都）大更駅前線については、歩道のカラー舗装、沿道植栽や路上施設（街灯、電話ボックス、ガードレールなど）のデザインを工夫し、特徴的な道路景観の形成を図る。
○国道282号沿道の市街地は、地区計画等の活用検討により施設のデザインコントロール（看板の規制、色彩の統一、建物高さの統一など）を行い、魅力ある街並み景観の創出を図る。
○工業地区は、周辺の自然環境との景観的調和に努める。
○面的整備を検討する地区などでは、地区計画等の活用検討による生け垣化などを誘導し、緑豊かな景観形成に努める。
○ＪＲ花輪線の車窓からの風景は、田園風景や市街地風景、小丘陵地と小刻みに変化し、八幡平市を印象づける景観であり、華美な看板の規制などにより、良好な景観形成に努める。

図　景観形成の方針

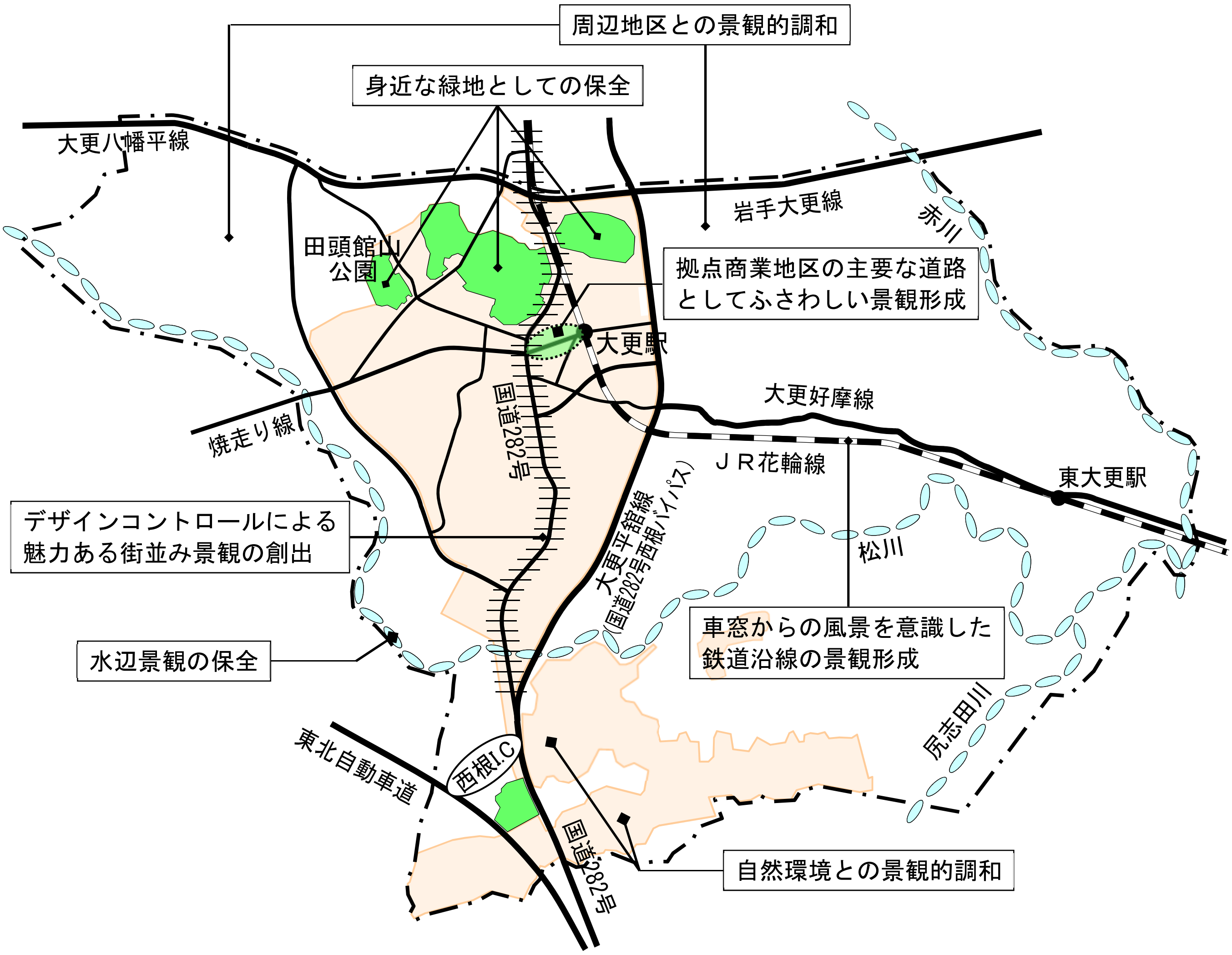

図　大更・田頭南部地域の整備方針図

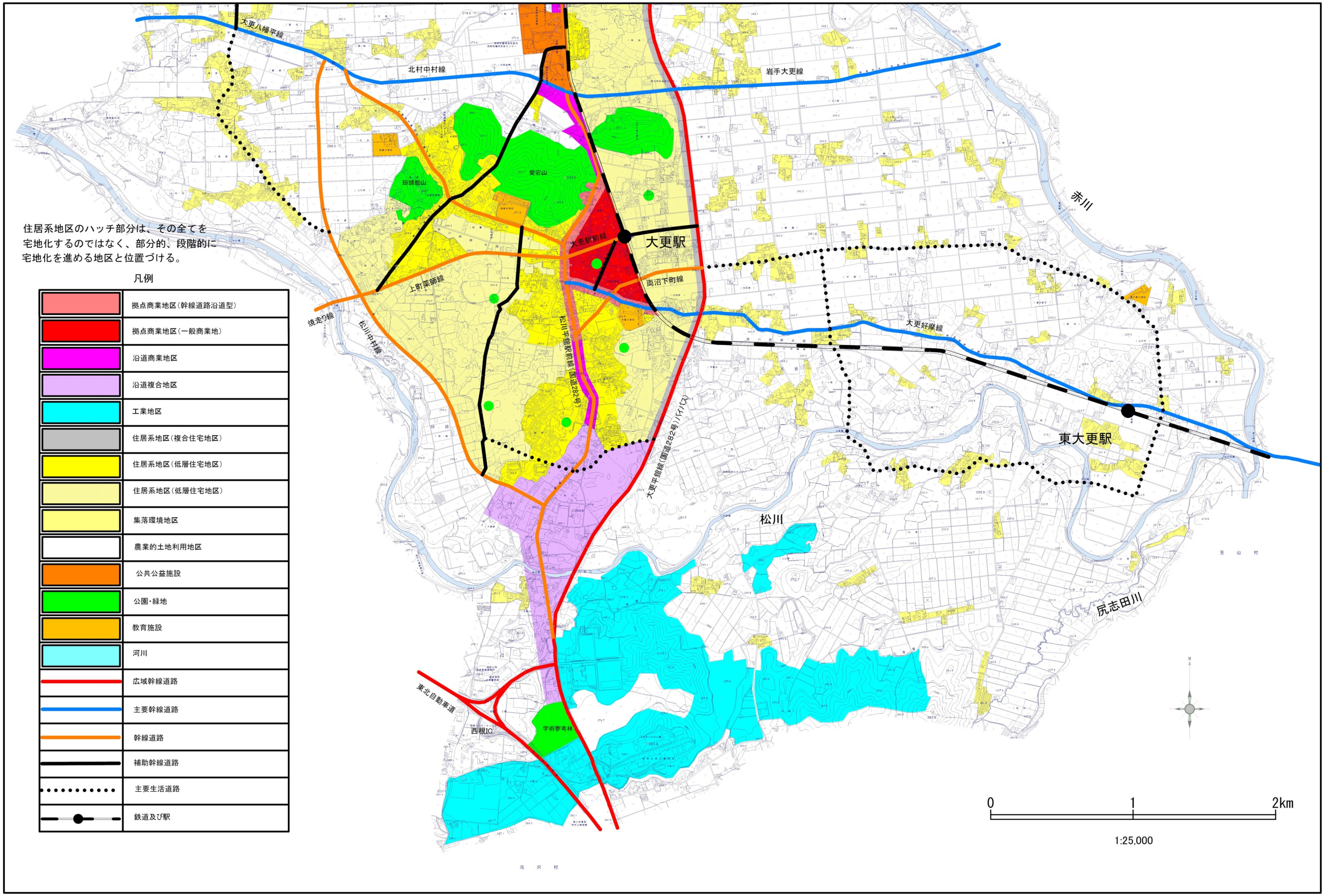

３．平舘・野駄・田頭北部地域

１）地域の現況

地域の概要…市役所周辺から平舘地区・野駄地区までの地域

面　積	人　口	人口密度
約 1,298ha	3,961 人	約 3.1 人／ha

資料：都市計画基礎調査

土地利用及び交通現況

〇地域を縦貫する国道282号を軸に市街地が発展している。
〇地域の南側には、市役所をはじめとした公共施設が集積している。
〇市街地周辺の田園地帯には、小規模な集落が点在している。
〇鉄道駅は平館駅がある。

都市計画

〇用途地域は、平舘地区の市街地に近隣商業地域と第一種住居地域が指定されている。
〇都市計画道路は３路線決定されている。
〇涼川と赤川の合流部に北岩手環境衛生センターがある。

主要施設

〇市役所、防災センター、市民センター、体育館、図書館、商工会館、八幡平幹部交番と多くの公共施設が立地しており、市役所の北側には総合運動公園がある。

住民意向調査結果

〇まちづくりで力を入れてほしい施策の上位に、道路の整備、下水道の整備があがっている。
〇買い物の利便性に関しての満足度が高い。
〇通勤・通学の利便性、公園や子供の遊び場、し尿処理・排水の状況は不満度が高い。

【生活環境の満足度】

都市計画区域全体（中央の破線）と比較した当地域の評価（円の外側ほど評価が高い）

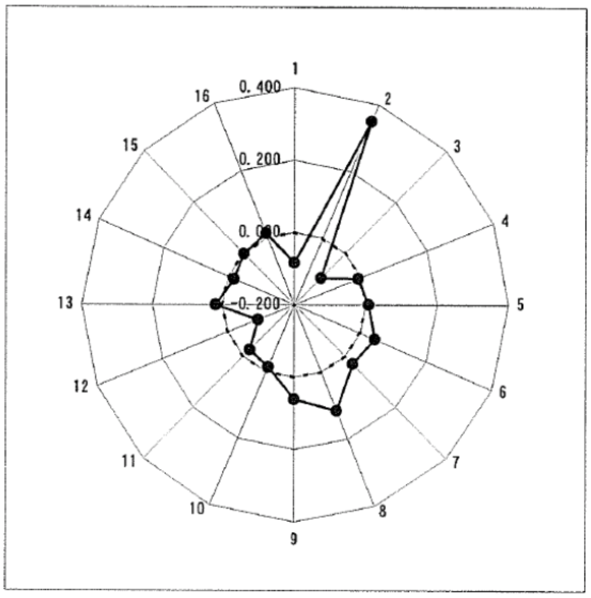

凡　　例
１　通勤・通学の便利さ
２　買い物の便利さ
３　公園や子供の遊び場
４　緑の豊かさ
５　交通の安全性
６　災害時の安全性
７　医者・病院の便利さ
８　スポーツ・文化施設の利用のしやすさ
９　人情の豊かさ・親切さ
10　景観・街並み
11　上水道の状況
12　し尿処理・排水の状況
13　道路の整備状況
14　児童施設整備の状況
15　老人施設の利用のしやすさ
16　全体としての「暮らしやすさ」

ワークショップでの特徴的な意見

○平舘舘山の整備・活用を図る。
○総合運動公園とアクセス道路の整備を推進する。
○商業地は基本的に国道沿道に配置し、大型店舗を立地させる。
○身近な雇用の場の確保を図る。
○新規道路整備や国道沿道の市街化を図ることにより、大更市街地、田頭市街地と平舘中心部の結びつきを強化する。
○市街地の拡大を図る。

風土イメージ調査によるイメージの強い施設等

○住　民・・・平舘高校、総合運動公園、市立図書館
○転出者・・・平舘高校、平館駅、大泉院子安地蔵尊祭り
○来訪者・・・国道沿道の商業施設、平舘高校、平舘駅

図　地域構成概念図

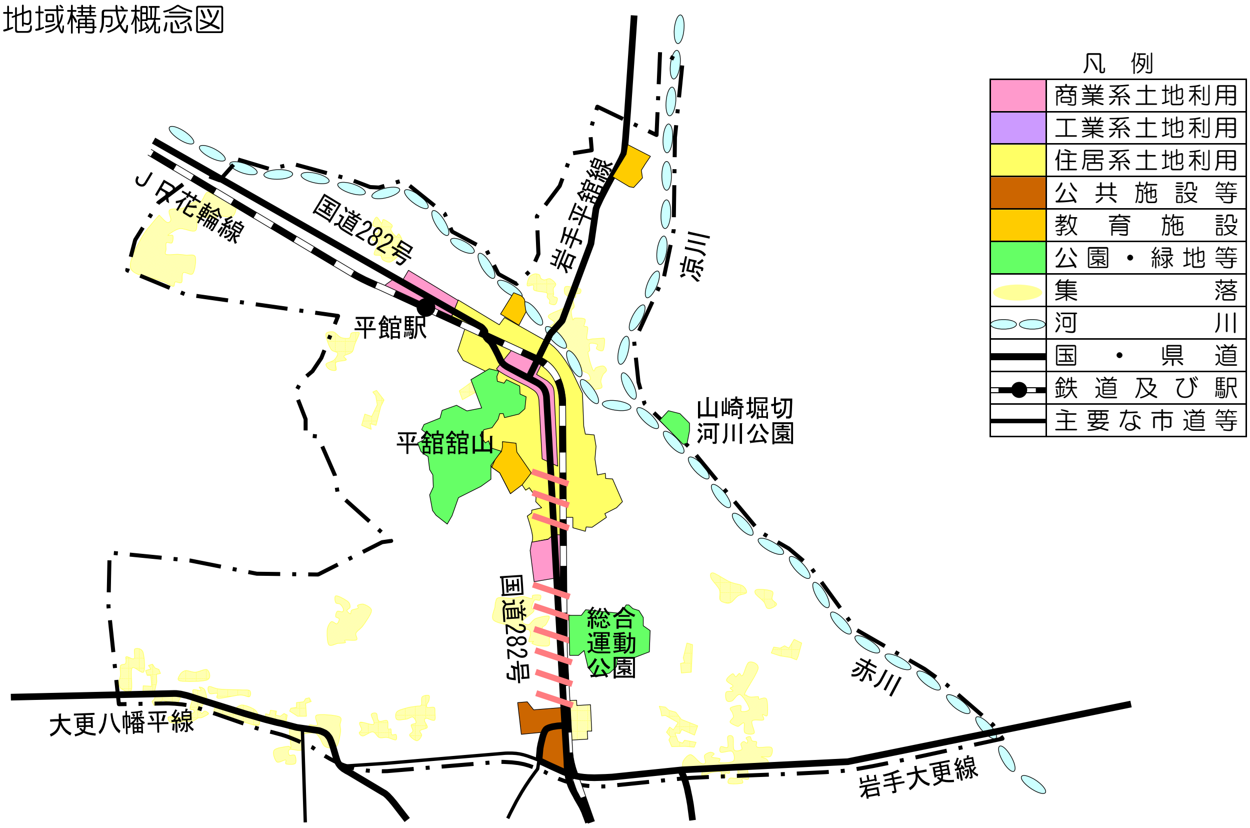

平館駅前

平舘舘山

国道282号

2）主要課題と地域整備の基本方針の設定

全体構想と地域の現況を踏まえた平舘・野駄・田頭北部地域の主要課題、地域整備の基本方針を設定する。

主要課題

《土地利用関連》

〇国道282号西根バイパス沿道及び新庁舎予定地周辺の秩序ある土地利用形成。

〇国道282号沿道の商業地形成及び大更・田頭南部地域の市街地との連続性の確保。

《交通関連》

〇都市計画道路の整備推進と、大更・田頭南部地域との結びつきを強化する道路整備の検討。

〇教育施設への安全な通学路の確保。

↓

地域整備の基本目標

都市機能の充実した地域形成

計画的な市街化誘導によるゆとりとうるおいのある市街地形成

↓

地域整備の基本方針

《土地利用関連》

〇市役所新庁舎周辺は行政サービス地域の形成を図る。

〇市民センター、体育館、図書館などの主要な公共・公益施設を核としたまちづくりを進め、八幡平市全体のコミュニティ活動を支える地域の形成を図る。

〇国道282号を軸に、現市役所周辺地区から平舘地区に連なる市街地の形成を図る。

〇国道282号沿道の既存商業地は、良好な商業環境の形成を図り、人々の賑わいの場を創出する。

〇国道282号西根バイパスと国道282号に挟まれた区域の適正な土地利用を図る。

《交通関連》

〇幹線道路網を補完する主要生活道路の整備を行い、地域の生活利便性の向上を図る。

3）土地利用の方針

（1）沿道商業地区

沿道商業地区…沿道商業地の機能強化

○国道 282 号沿道は、地域住民のみならず地域外や周辺町村からの利用も想定し、駐車スペースを十分に確保した商業地形成を図る。

国道282号沿道（市役所北側）

（2）沿道複合地区

沿道複合地区…複合型の土地利用展開

○商業、業務、工業など、複合型土地利用の展開が行われる地区として、各用途の適切な共存を図る。

（３）住居系地区

複合住宅地区…立地特性を活かした住商複合型土地利用の推進

○（都）大更平舘線（国道282号西根バイパス）沿道は、住宅と沿道サービス型の商業施設が複合した土地利用形成を図る。

低層住宅地区…生活基盤施設整備と無秩序な市街化の防止

○低層住宅地区は、道路や公園などの生活基盤施設の整備・充実に努める。
○用途地域内の都市的未利用地の開発に際しては、周辺土地利用との調和を図る。

（４）公共公益施設地区

公共公益施設地区…行政サービスなどの中心地

○現市役所周辺は、市立図書館・市民センターを核とした文化、レクリエーション活動などの中心とする。なお、新庁舎建設後、現本庁舎は総合支所機能を配置するほか、地域利用・公共的活用などの有効活用を図るものとする。
○新庁舎は、八幡平市の今後の行政サービス機能の中核であり、市民交流・地域づくり支援機能を備え、防災・災害対策機能の充実を図るものとする。
○新庁舎予定地周辺は、庁舎建設に伴う開発圧力が増大すると想定されることから、開発許可基準に基づく適切な民間開発の誘導や、特定用途制限地域の活用検討を行う。

現市役所周辺

（5）農業的土地利用地区

集落環境地区…生活基盤施設整備等による集落環境整備

○集落については、生活道路及び排水施設を整備し、居住環境の向上を図る。
○小学校周辺は、通学児童の安全を確保するため、交通安全施設の整備を図る。

_農　地_…営農環境の確保

○市街地周辺部に広がる農地は、営農環境の維持・向上を図る。

図　土地利用の方針

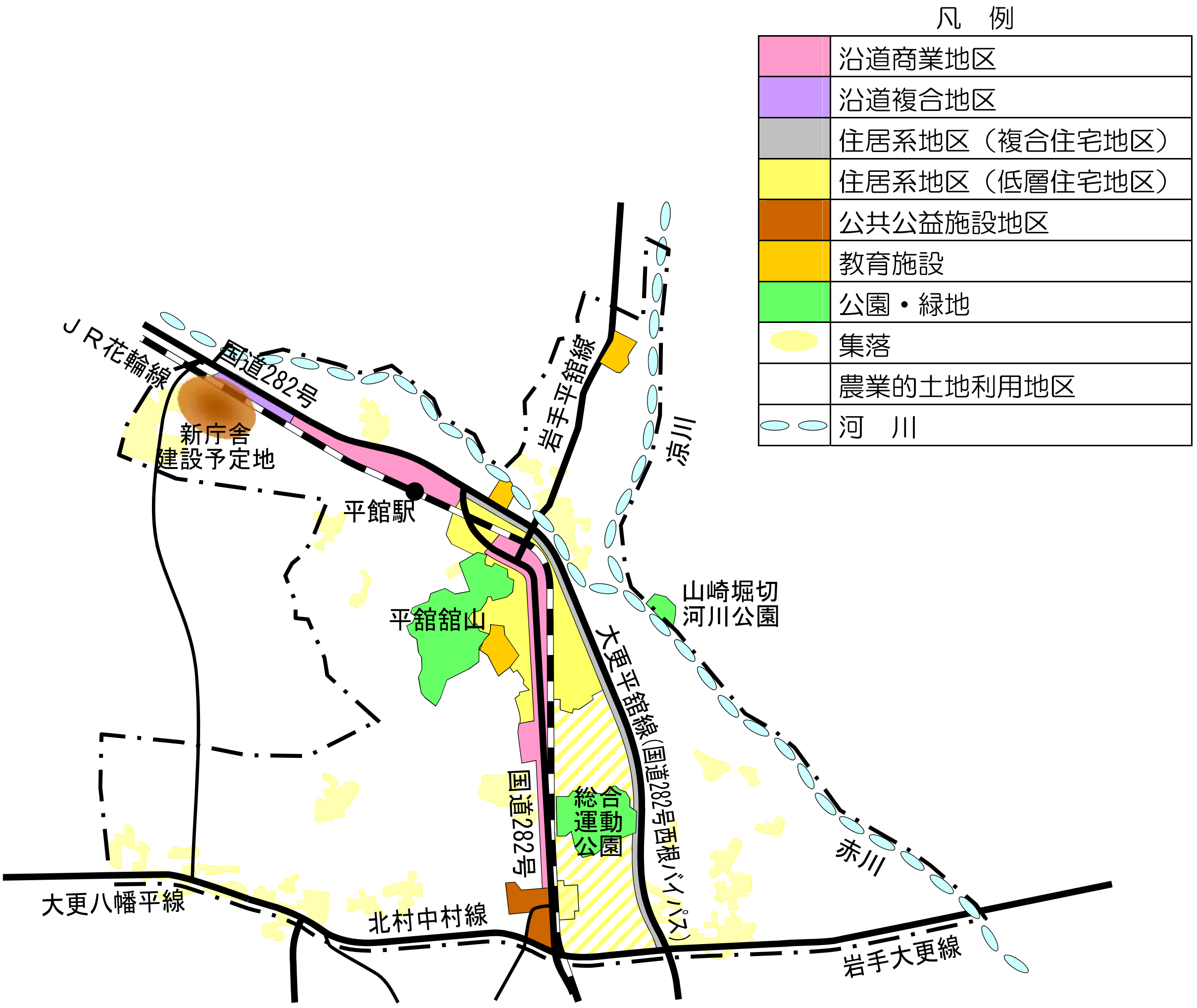

※　住居系地区の斜線部分は、その全てを宅地化するのではなく、部分的、限定的な宅地化が緩やかに進行する地区と位置付ける。

４）交通施設の整備方針

広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路は全体構想で示しており、ここでは主要生活道路及び歩行者交通の検討を行う。

道路整備‥主要生活道路の整備

〇地域の生活利便性の向上を図るため、既存の道路を活用した主要生活道路を以下の位置に整備する。
「①平館駅南側の市街地外縁部と新庁舎周辺を結ぶ路線」
「②平舘地区と堀切地区を結ぶ路線」
（番号は下図に対応する。）

図　交通施設の整備方針

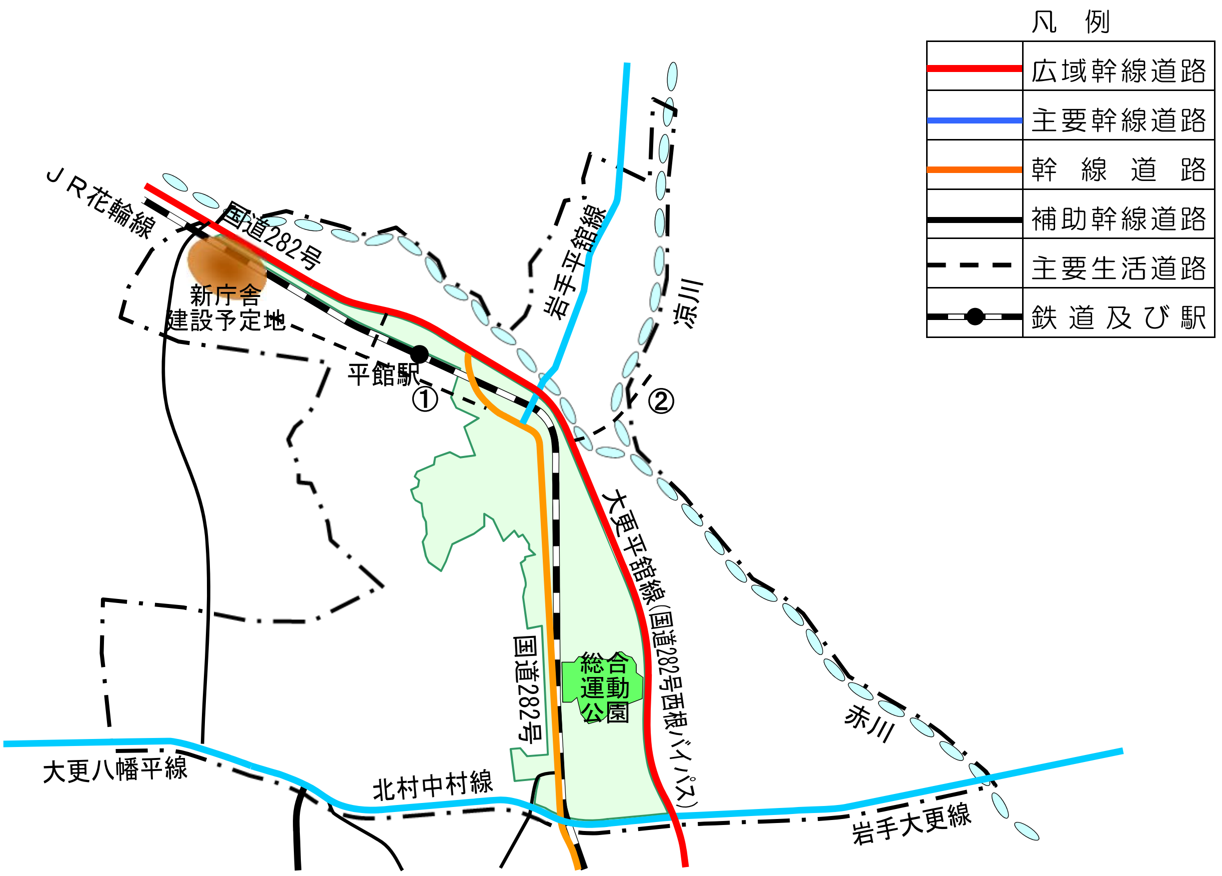

歩行者交通‥安全で快適な歩道などの整備

〇歩行者や自転車利用者の安全性を確保するため、主要生活道路は歩車道の分離に努める。
〇近隣公園、街区公園、緑地を幹線道路や主要生活道路で結び、回遊性を確保する。
〇平舘小学校に隣接する国道 282 号西根バイパスを安全に横断するための交通安全施設の整備を図る。

５）公園・緑地の整備方針

自然環境･･緑地の保全と河川敷公園の活用

○平舘舘山周辺の緑地は保全を図るとともに、地域住民の憩いの場として活用する。
○山崎堀切地区河川公園と市街地間のアクセス道路整備を検討する。

都市公園等･･地域特性に応じた公園整備

○地域の中央部近隣公園を配置し、地域のコミュニティ活動など多目的に利用できる公園として整備する。
○街区公園は、最も身近な公園として、幅広い年齢層が利用できる施設整備を図る。また、鉄道や幹線道路などで囲まれた区域を単位とし、利用圏を考慮して適切に配置する。
○新庁舎建設にあたっては、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

図　公園・緑地の整備方針

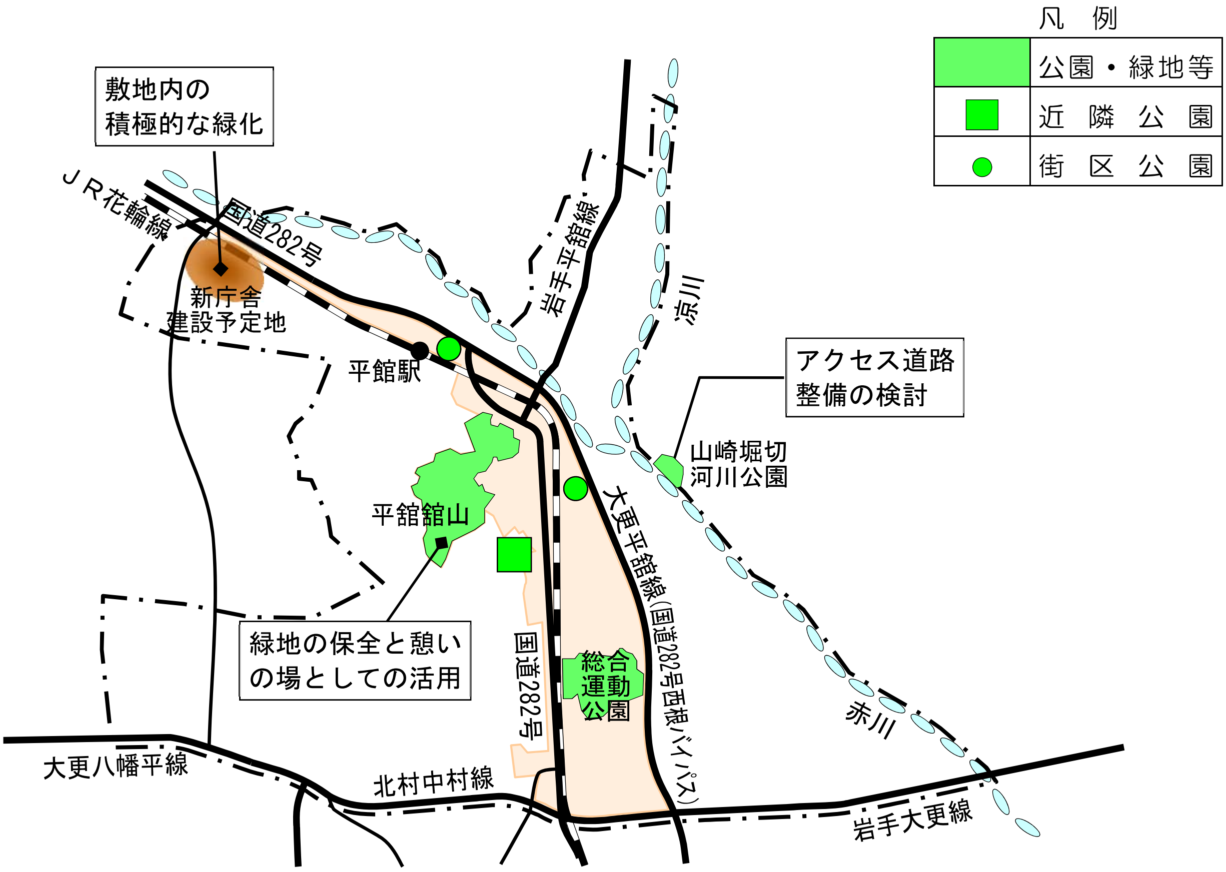

６）景観形成の方針

自然景観…市街地周辺部の景観的調和

○市街地周辺部の河川を含めた田園地帯は、外縁部の山並みを背景に豊かな田園景観を形成しており、開発を行う際には周辺地区との景観的調和を図る。
○平舘舘山周辺の緑地は、市街地にうるおいを与える緑地景観として保全を図る。

市街地景観…土地利用に応じた市街地景観の整備、誘導

○国道282号沿道の市街地は、地区計画等の活用検討により施設のデザインコントロール（看板の規制、色彩の統一、建物高さの統一など）を行い、魅力ある街並み景観の創出を図る。
○住居系市街地は、敷地内緑化を推進するとともに、新規住宅地では、地区計画等により生け垣化などを進め、緑豊かな市街地形成に努める。
○ＪＲ花輪線の車窓からの眺めは、来訪者にとって八幡平市を印象づける景観であり、華美な看板の規制などにより良好な景観形成に努める。
○新庁舎建設にあたっては、周辺環境に溶け込む景観形成に配慮するものとする。

図　景観形成の方針

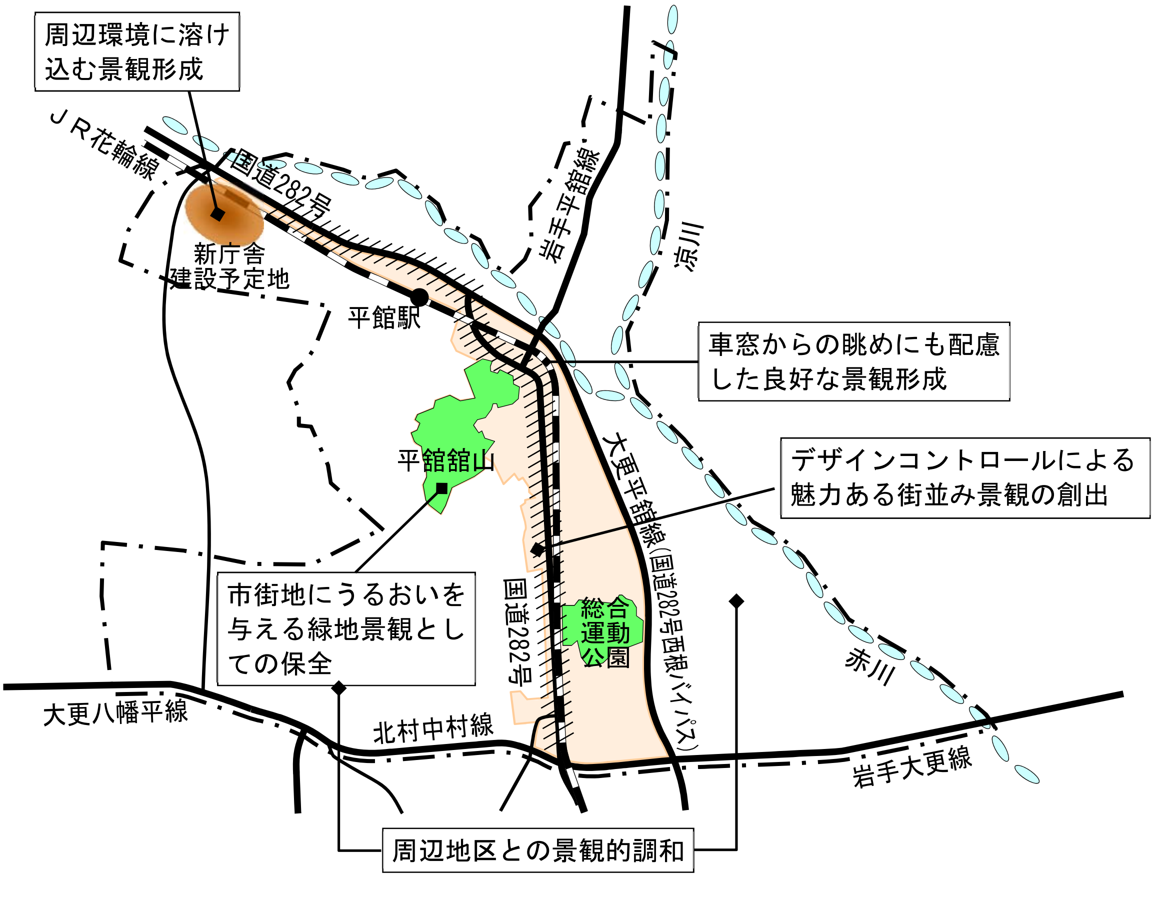

図　平舘・野駄・田頭北部地域の整備方針図

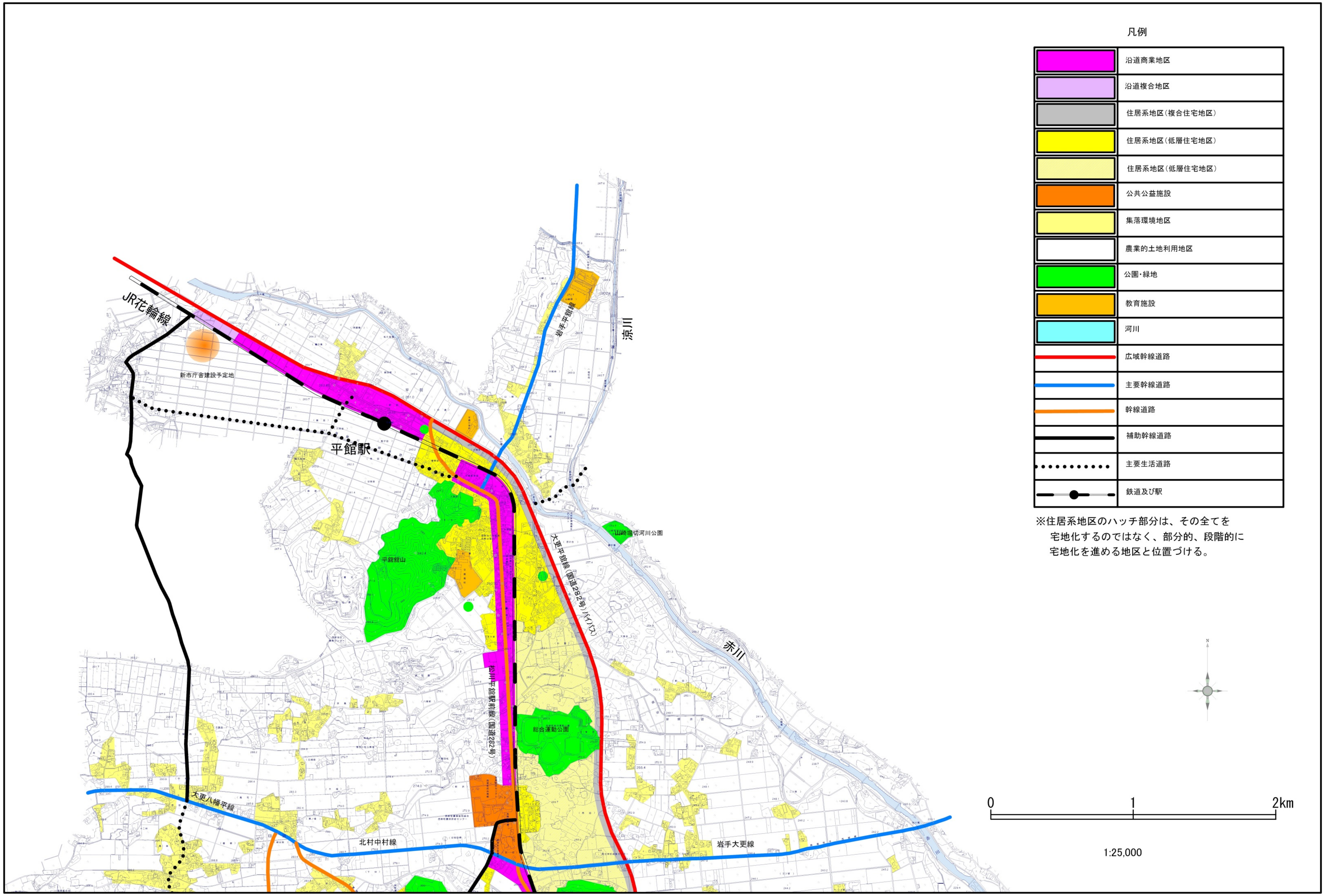

６章　実現化方策

１．基本的な考え方

本都市計画マスタープランに位置付けたまちづくりの目標・将来都市像を実現するためには、全体構想・地域別構想を基に、総合的な視点に立って、事業化に向けた詳細な検討を進め、まちづくりを具体化し計画的に推進していく必要がある。

また、まちづくりの具体化と計画的な推進を進める一方、市民のまちづくりに対する理解を深め、市民と行政との協働や市民参加によるまちづくりを推進することが重要であり、広報や地域懇談会、ワークショップの開催など、ソフト施策の展開を検討する必要がある。

２．まちづくりの具体化と計画的な推進

本都市計画マスタープランの全体構想・地域別構想に基づく計画や事業等は、詳細な計画の策定と事業手法の検討を進めることにより熟度を高め具体化し、実施計画に反映させていくものとする。

また、本都市計画マスタープランにおける新たな土地利用計画や都市施設計画については、既定の都市計画の見直しを図りながら、都市計画の決定または変更を進めていく必要がある。

なお、本都市計画マスタープランに基づく事業等は、今後の財政状況を勘案し、限られた財源の中で効率的、効果的に優先度を見極めながら進めていくため、整備時期等は定めないものとするが、今後必要に応じ適切に定めるものとする。

図　主要事業整備

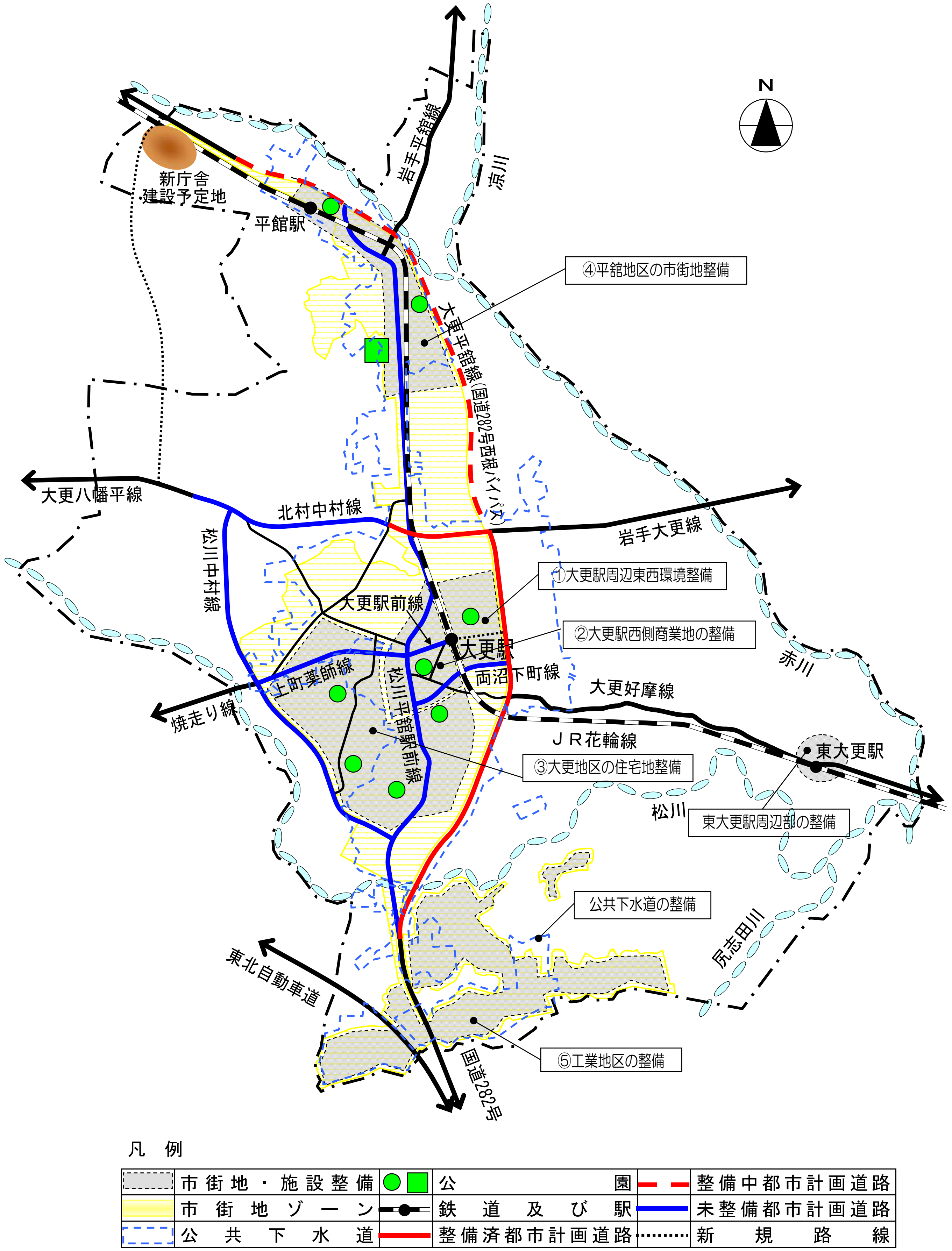

		項　目
市街地整備関連		①大更駅西側商業地の整備
		②大更駅周辺東西環境整備
		③大更地区の住宅地整備
		④平舘地区の市街地整備
		⑤工業地区の整備
施設整備関連	都市計画道路	松川平舘駅前線（国道282号）
		上町薬師線
		大更駅前線
		両沼下町線
		大更平舘線（国道282号バイパス）
		松川中村線
		北村中村線（（県）岩手西根線）
	新規路線（補助幹線道路）	
	公共下水道	
	公　園	
	東大更駅周辺部の整備	

３．市民との協働・市民参加によるまちづくり（ソフト施策等）

１）まちづくりの推進方策

今後のまちづくりには積極的な市民参加が求められ、市民、事業者、行政が協働した取り組みが重要です。

効率的・効果的なまちづくりを進めるとともに、協働によるまちづくりを進めるため、情報発信、市民参加の促進、組織や人材の育成及び活動に対する支援の仕組みづくり等を行います。

図　協働によるまちづくりにおける市民、事業者、行政の役割

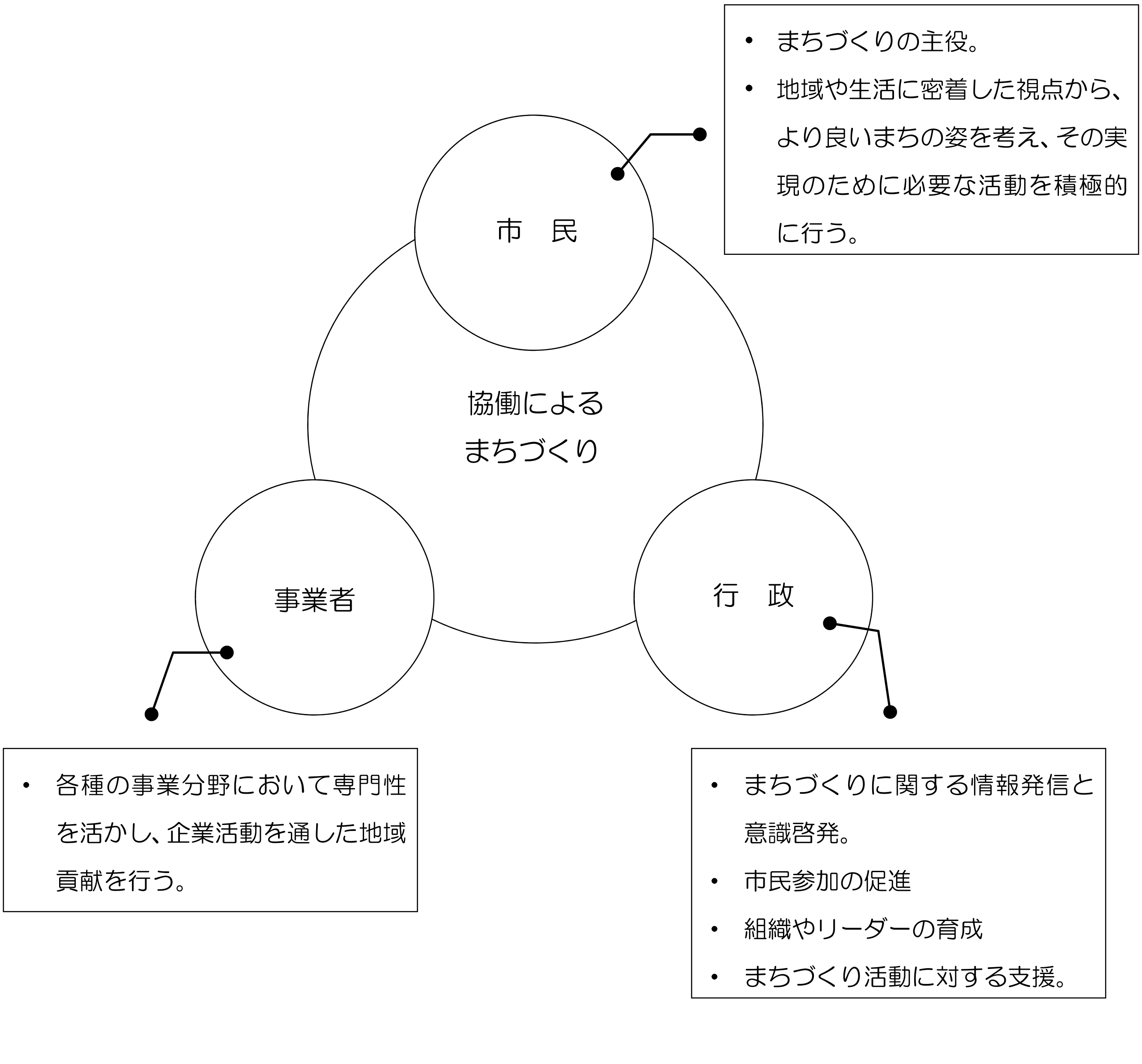

２）都市計画提案制度の活用

市民がより主体的に都市計画に関わるための制度として、平成14年の法令改正により、都市計画提案制度が創設された。

都市計画提案制度は、土地所有者等、まちづくり推進活動を目的とするNPO、開発事業者等が都市計画の案を提案できる制度である。

今後は、このような制度の活用により、まちづくりに関する市民の理解や関心を高め、市民の主体的なまちづくりへの参画促進に努める。

３）地区計画制度の活用

地区計画等は地区レベルのまちづくりの要請に応え、地区の特性に応じたきめの細かいルールを作り、住みよいまちをつくるための制度である。

地区計画等を定めることにより、統一感のある良好な街並みや風土イメージ調査で示されたような、八幡平市固有の景観を活かした市街地整備が可能となる。計画内容は地区の状況に応じて選択することになっており、計画としての自由度が高く柔軟に対応できる制度であることから、住民参加や住民発意のまちづくりを実現できる手法である。

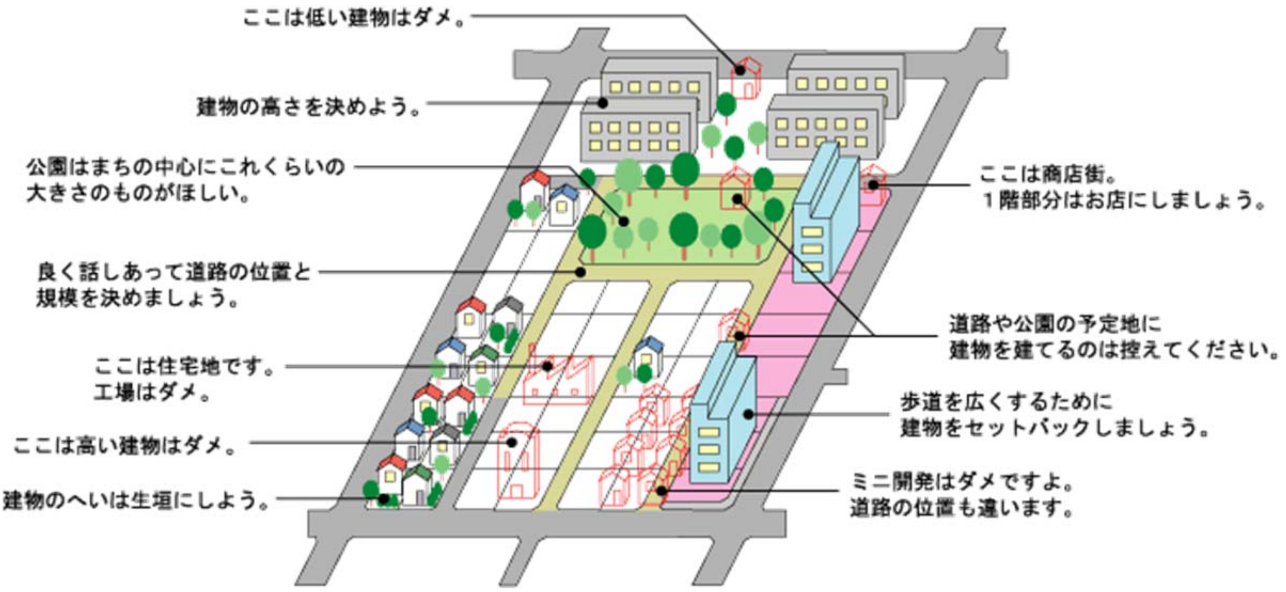

地区計画で定められるまちづくりのルール（国交省HPより）

４）まちづくりイベントの展開

まちづくり意識の高揚を図るとともに、全国に向けて八幡平市をＰＲし交流人口の増加による地域活性化を図るため、全国規模や東北規模のまちづくりイベントの開催、招致に努める。

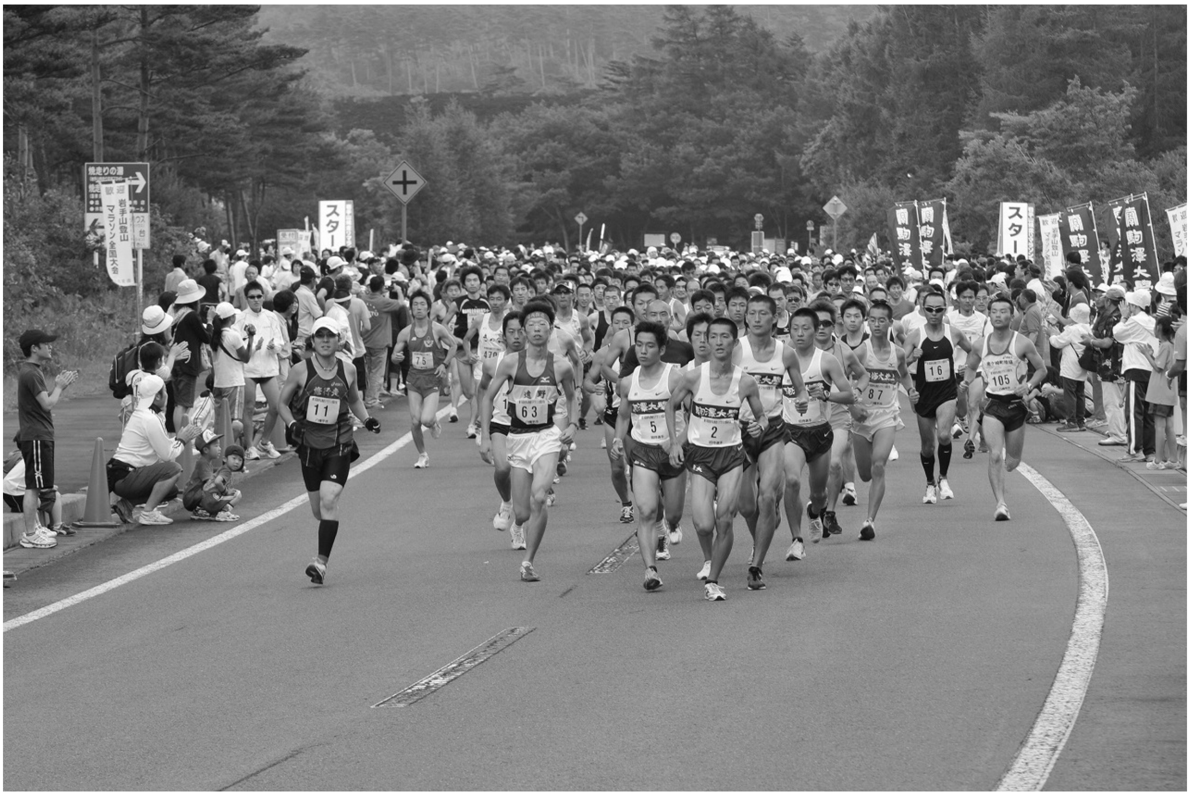

市の全国的なイベント　岩手山焼走りマラソン

５）道路交通のソフト施策の導入検討

道路交通対策として、パークアンドライドシステム（自動車と鉄道の乗り継ぎ方策）の導入を検討する。

なお、新庁舎建設に伴う北森駅の建設予定地への移設は、利便性の高い駐車場を配置した北森駅の利用のほか、各駅からの庁舎への通勤なども考慮したパークアンドライドシステムの構築を目指すものである。

図　パークアンドライドシステムの概念図

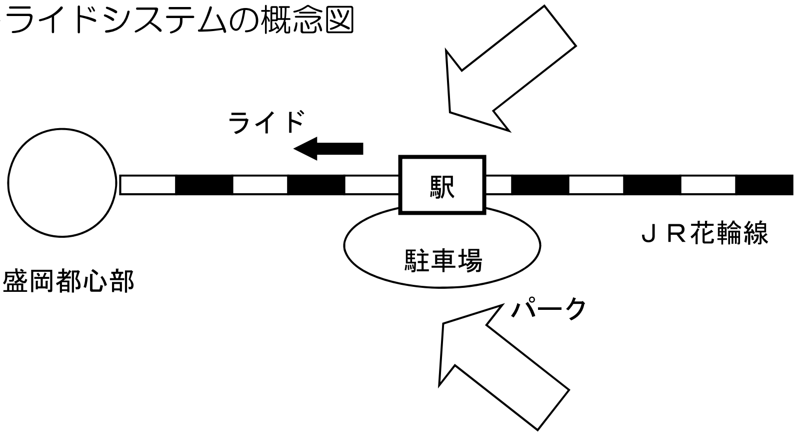

６）官民協調型事業方策の推進

まちづくりの推進に当たり、財政支出の有効活用を図るため、公共事業のみならず民間資本を活用する民間資金等活用事業促進法に基づいた官民協調型事業方策の導入を検討する。

官民協調型事業は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して、公園や駐車場などの公共施設の建設、維持・管理、運営などを行う事業である。

図　官民協調型事業の領域

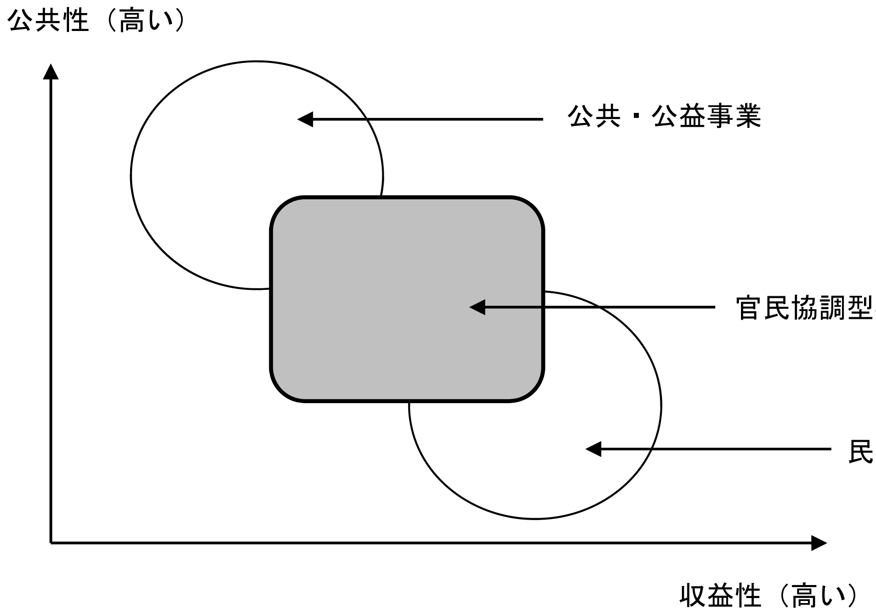

７）公共施設の維持管理への周辺住民の協力

街区公園などは周辺住民との結びつきが強く、草取りや清掃などの公園の維持管理は周辺住民、町内会の協力を検討する。

住民による公園の管理（例）

８）計画内容の見直し

　八幡平市総合計画、都市計画区域マスタープラン等の上位計画が改訂された場合や、計画の背景となる社会経済情勢等の変化に対応する必要が生じた場合などには、必要に応じ適時適切に本マスタープランの見直しを行うものとする。

八幡平市都市計画マスタープラン
平成２３年９月

発　行　　　岩手県八幡平市建設部建設課
〒028-7392　八幡平市野駄第19地割75番地
TEL　0195-74-2111(代表)
URL　http://www.city.hachimantai.lg.jp

八幡平市
Hachimantai City